

新 城 市 議 会

予 算 ・ 決 算 委 員 会

平成29年3月14日（火曜日）

予算・決算委員会

日時 平成29年3月14日（火曜日） 午前9時00分 開会
場所 議場

本日の委員会に付した事件

1 議題

第22号議案	「質疑・討論・採決」
第23号議案	「質疑・討論・採決」
第24号議案	「質疑・討論・採決」
第25号議案	「質疑・討論・採決」
第26号議案	「質疑・討論・採決」
第27号議案	「質疑・討論・採決」
第28号議案～第46号議案	「質疑・討論・採決」
第47号議案	「質疑・討論・採決」
第48号議案～第50号議案	「質疑・討論・採決」

出席委員（16名）

委員長	丸山隆弘	副委員長	小野田直美			
委員	浅尾洋平	柴田賢治郎	打桐厚史	山崎祐一	村田康助	山口洋一
	白井倫啓	長田共永	鈴木達雄	滝川健司	中西宏彰	鈴木眞澄
	加藤芳夫	菊地勝昭				
議長	下江洋行					

欠席委員 なし

説明のために出席した者

市長、副市長、教育長及び副課長職以上の関係職員

事務局出席者

議会事務局長 西尾泰昭 議事調査課長 伊田成行
書記 松井哲也 夏目佳子

開 会 午前9時00分

○丸山隆弘委員長 おはようございます。

ただいまから予算・決算委員会を開会いたします。

本日は、3月9日の本会議におきまして、本委員会に付託されました第22号議案 平成29年度新城市一般会計予算から第50号議案 平成29年度新城市下水道事業会計予算までの29議案を審査します。

審査は、説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑は、お手元に配付の質疑通告順序表に従って発言を許可いたします。

質疑者、答弁者とも、予算審査の趣旨に沿って、簡潔明瞭をお願いいたします。

なお、2問目以降の質疑は答弁に疑義のある場合、質疑を行うものとし、新規の質疑は行わないようお願いいたします。

第22号議案 平成29年度新城市一般会計予算を議題といたします。

これより歳入、1款市税の質疑に入ります。

最初の質疑者、白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 質疑いたします。

歳入1款市税、17ページになりますが、市民税減額の要因についてお伺いします。

○丸山隆弘委員長 片桐税務課長。

○片桐厚史税務課長 市民税減額の要因としては、法人市民税の大幅な減額があります。法人市民税については、リーマンショック以後の景気後退を脱して、近年、景気は回復傾向で推移しておりましたが、昨年から本市の法人市民税額に大きく影響する自動車関連、機械部品等の製造業において、円高の影響、世界経済の先行き不透明感の増大による海外の景気悪化、価格競争による販売低迷等の理由により、企業収益は減少傾向にあり、市内主要企業の情報からも、法人税割の減収が見込まれることから、平成28年度の予定申告、確定申告等の収納実績を参考に、前年度予算比20.6%減の予算を計上したものであります。

また、個人市民税については、アベノミクスの成果により、雇用や所得環境が改善されているといわれておりますが、本市は、市内主要企業の情報から、所得の伸びが平成28年度と同水準であること、退職等による給与所得者の減や高齢化による年金受給者の増から、平成28年度収納実績を参考に、前年度予算比0.2%減の予算を計上したものであります。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 今、御答弁どおりですと、今後も引き続きですね、減額が続いていくのかなというふうに判断せざるを得んと。個人市民税につきましても、もう高齢化がどんどん進んでいきますんで、所得はふえていかないだろうということだったと思います。法人市民税も景気がこれから好転するのか、アベノミクス効果がもうほとんどないというふうにいわれている状況の中で、今後、自主財源をどのようにふやしていくかということが当然必要になってくると思うんですが、市民税、市民の懐をどのように温かくしていくかということで、市民税増収のための例年とは違った政策というのは、どこにどの、具体的にどのようにあらわれているのか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 片桐税務課長。

○片桐厚史税務課長 税務課としましては、地方税法に従って、必要な税収をどのぐらい確保できるかということを試算して予算計上していくこととなりますんで、よろしくお伺いします。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 質疑はですね、減額が予想されると、大変な状況だという判断をされているわけなので、例年以上の取り組みが全体の中で政策を出しているだろうと思うんで、具体的に例年と大きく違う政策はどのように提案されたのか。今後の予算審査の中にも出てくると思いますが、まず税収から見て、どのような政策を全体として提案したのか。税務課としてですね、待とつたらどんどん減

っていくと。その数字合わせやっても仕方がないんで、税務課としての発信を庁内にやっているといますんで、具体的にこれをどのように受けとめてるのか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 片桐税務課長。

○片桐厚史税務課長 税務課としては、徴収率の向上を最大のものとして事業を行っていきませんが、法人市民税等についてはですね、企業の収益によって左右されまして、支払いの見通しがなかなか立ちませんので、企業収益に従うべきようになりませんが、あとは税としての予算の状況からは、そのような取り扱いになります。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 税務課っていうのは、数字合わせやってるだけではなくて、現状が今こうだと、将来こうなんだ、大変なんだというふうに発信したわけなんですよね。発信したことを受けとめて、どのように例年以上の取り組みが今回提案されてるのか。これによって実際にふやせるんだという政策はどこにあるのかということをお伺いしましたんで、別に税務課が答えるだけではなく、質問、質疑に対してですね、これだけ例年と違った大きな政策やったんだというものは何なのかと、お伺いしてるんです。

○丸山隆弘委員長 竹下総務部長。

○竹下喜英総務部長 1款市税にはそのような項目はございませんので、御確認いただきたいと思います。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 予算審査は、予算全般にわたって審査するわけですね。今、市民税が大変だという危機感が答弁されたんです。その危機感に対して、どのように具体的にこれからの審査の中で、ここの点は政策として、従来に比べて大きく変えたんだというところをまず示していただければ、今後の審査に役立つと思っております、じゃあ具体的に大きく市民税を増収に向かわせるという政策は、

目玉政策は何なのかお伺いしてますので、その点についてお答えをお願いしたいと思います。

○丸山隆弘委員長 片桐税務課長。

○片桐厚史税務課長 法人市民税については、そのような答弁しました。

個人市民税につきまして、給与所得者等特別徴収をしております。企業から特別徴収をしておりますが、その取り組みとして、東三河のほうで特別徴収を強化するという取り組みを始めまして、去年度、市内3人以上、雇用しとる事業所には、全部、特別徴収推進ということで、発送しまして、成果を上げておりまして、88%の事業所からの特別徴収に切りかえるという成果が挙がっております。以上です。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 質疑に答えてもらってないんですが、この答弁でよろしいのでしょうか。委員長としてどのように御判断されますでしょうか。

いや、質疑に対して答えてもらってないんで、同じことが繰り返されてるんで、委員長の判断で。

○丸山隆弘委員長 質疑をしてください。続けてください。

○白井倫啓委員 いいですか。

○丸山隆弘委員長 はい。

○白井倫啓委員 質疑はですね、市民税がこれから減額っていうふうな、特に法人市民税大変だということを言われてるんですね。

この法人市民税のほうは、企業の業績に大きく左右され、企業の業績はこれからも経済状況によって非常に厳しいよと。

個人市民税のほうは、これから徴収を具体的に強めながらやっていくんで、それほど大きく減らんということかもしれませんが、もう確実に自主財源減っていくんですね。自主財源減ってくんで、この自主財源をどのようにふやしていくかという1つの大きなポイントがこの法人市民税にあるという判断して

質疑してるんですね。

お聞きしてるのは、予算書全体の中で、自主財源ふやす、市民税が減っていくという中で、大きく政策を変えていかないと、この部分はどんどん減って行って、いろんな施策に影響するだろうというふうになってくると思うんですね。

ただ、今回の自主財源をふやすと、この状況、危機感を脱するための大きな政策はこれだというものがあればお答えくださいと。

その答弁によって、今後の予算審査っていうのはより深まっていくと思いますので、目玉政策は何なんですか。税務課として、このまま減っていくのを黙って見とるわけにいかん。いや、大丈夫だよ、こういう政策あるよというようなことを課内、庁内で恐らく相談してると思うんですね。今回の目玉政策は何なのか、お伺いしたいと思います。

○丸山隆弘委員長 竹下総務部長。

○竹下喜英総務部長 1款、歳入につきましては、市税でございますので、市税につきましては地方税法にのっとり、きちっと徴収をしていく所存でございます。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員の質疑を終了します。

次に、2番目の質疑者、加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 同じく、市税、ページ数17でございますけれども、今、白井委員の質疑でおおむね理解はしたところですけども、ただ景気に非常に左右される法人市民税ですけども、現年課税分と滞納繰越分の項目があるんですが、1点だけ、再度確認って言うか、したいんですけども、滞納繰越金についてですね、現在あとどのくらいまだ残っているのかっていうのと、この努力によっては、かなり市税の増につながると思うんですね。この滞納繰越金についての考え方って言うか、要するに取り組み方についてお聞きいたします。

○丸山隆弘委員長 岩本税務課参事。

○岩本 聡税務課参事 滞納繰越額につきましては、個人の個人市民税には、この3年間で1,400万円ほど減少しております。法人市民税のほうは91万2千円ほど増加しております。

滞納繰越額についての徴収ですけども、徴収嘱託員による徴収、それから差し押さえ等ということで、この滞納繰越額の徴収に当たっていただいています。

以上です。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 滞納については、多分5年で時効になるのかなと思うんですけども、現在、今、滞納繰越金、今年度この査定の中では80万円ですか、予算計上されておるんですけども、未収入額って言うか、滞納分は今どれだけ残っているのか、残額を教えてください。

○丸山隆弘委員長 岩本税務課参事。

○岩本 聡税務課参事 滞納繰越金ですけども、総額で平成29年度、3億500万円。法人は570万円です。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 法人のほうは今570万円ほどと言われましたけども、現状のこしこの予算は実質80万円っていう、非常に低いっていう予算計上だと思うんですけども、この辺は努力って言うのか、もっと徴収を上げようというお考えはどうですか。

○丸山隆弘委員長 岩本税務課参事。

○岩本 聡税務課参事 歳入のほうは80万円という予算計上ありますけども、収納率を去年の11%から14%ということで、3%ほど上げて収納率のアップを図ってきてると思います。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 決算書もよく5年過ぎると不納欠損という形になるこれも同じような考えと思うんですけども、この法人のこの滞納繰越の部分で、不納欠損で前年度って言うか、

平成28年度決算まだ出てないんですけども、これからだと思うんですけども、可能性っていうのはあるんですか。

○丸山隆弘委員長 岩本税務課参事。

○岩本 聡税務課参事 可能性としてはございます。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 1款の市税、ページ数19でございます。

入湯税、滞納繰越分についてでございますけども、前年度比に対して、収入が微増であります。滞納繰越分の収納率向上をどのようにとらえているのか、お伺いいたします。

○丸山隆弘委員長 岩本税務課参事。

○岩本 聡税務課参事 入湯税の滞納繰越額が前年度と比較し、8万円増加しております。入湯税の滞納繰越分の収納率向上に向けた取り組みであります。滞納事業者に対しては、滞納処分を前提とした納税折衝、納税指導を行い、今後も収入未済額の縮減に努めてまいります。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 この入湯税についてもですね、同じように5年だったと思うんですけども、ぜひ収納率の向上に努めていただくとともに予算計上以上に平成29年度も一生懸命、収納率向上に図っていただきたいと思っております。これは意見です。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員の質疑が終わりました。

次に、3番目の質疑者、滝川健司委員。

○滝川健司委員 歳入、1款市税、17ページです。同じように法人市民税について直近の経済状況や企業収益の動向をどのようにとらえて、大幅な減額見込みとしたのか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 片桐税務課長。

○片桐厚史税務課長 先ほどの答弁と重複しますが、昨年から法人市民税に大きく影響する自動車関連、機械部品等の製造業において、

円高の影響、世界経済の先行き不透明感の増大による海外の景気悪化、価格競争による販売低迷等の理由により、企業収益は減少傾向にあり、市内主要企業の情報からも、法人税割の減収が見込まれることから、平成28年度、予定申告、確定申告等の収納実績を参考に、前年度予算比20.6%減の予算を計上したものであります。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 景気の低迷、販売低迷、業績の悪化ということですけども、その下の固定資産税はかなり大幅に伸びているわけですね。その説明として、まあ家屋の新增築や設備投資がかなりあるっていうことで、固定資産税のほうは増収というわけです。ということは、企業がそんなに業績悪くなくて、しっかりと投資して収益も上がってるから投資していると私は思うんですけども、一方で収益が悪化して販売低迷だからと言って、一方では固定資産税は設備投資が顕著で収入が伸びてるっていうのがちょっと私には理解できないんですが、それだけの設備投資してあげるとすれば、当然、企業としては景気が私は上向してるからこそしていると思ってるんですけども、その辺の法人市民税は大幅に減りながらも、固定資産税を含めた設備投資分がかなり伸びてるということの関連性について、相反するのではないかとってお聞きしておりますが、これについてはいかがでしょうか。

○丸山隆弘委員長 片桐税務課長。

○片桐厚史税務課長 固定資産税の設備投資につきましては、昨年、平成28年度予算比で考えますと、平成28年度予算比のときには設備投資が伸びないということで見えておりましたが、平成28年度中の設備投資が伸びた分が平成28年度予算に反映されておりませんでしたので、平成29年度は平成28年度に投資された分の償却資産分の一緒を含めて計上しておりますので、入っております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 それはわかりますけど平成29年度、1年だけで、平成28年度だけで固定資産税は償却するわけじゃないと思うんですけども、それは平成29年度ではないということですか。1年だけで課税が、固定資産税が今増えないような言い方と受け取ってしまったんですけども、最低でも数年は課税されていくとは思いますが、そのへんは今の言葉だと平成29年度、それがなくなっちゃうように聞こえたんですけどいかがですか。

○丸山隆弘委員長 片桐税務課長。

○片桐厚史税務課長 償却資産については、設備投資分につきましては経年の減価償却しておりますので償却期限までは同じように試算をした課税をしていきますので、その分は継続していきます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員の質疑が終わりました。

次に、4番目の質疑者、鈴木眞澄委員。

○鈴木眞澄委員 歳入、1款市税、17ページ、3点お聞きするんですけども、1点目は加藤委員の質疑で一部理解はしたところですけど、市民税の滞納の増額と要因、その対策また2番目に固定資産税の滞納増額の要因と対策、3点目には、軽自動車税滞納繰越の増額の要因と対策ということで、昨年からの繰越額がふえて想定をして予算を組まれたと思うんですけど、対象者がふえているということで増額という理解でいいですか。

○丸山隆弘委員長 岩本税務課参事。

○岩本 聡税務課参事 滞納繰越額の総額は、この3年間では1,500万円減少しています。

予算がふえた原因としましては、滞納繰越額に対して収納率をアップさせたことがありますので、去年と比べて4%ほどアップしておりますので、滞納繰越分の予算は増額しております。

○丸山隆弘委員長 鈴木眞澄委員の質疑が終

わりました。

以上で、通告による質疑は終わりました。
ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳入、1款市税の質疑を終了します。

歳入、10款地方交付税の質疑に入ります。

最初の質疑者、滝川健司委員。

○滝川健司委員 歳入、10款地方交付税です。23ページ。

1点目です。基準財政収入額と基準財政需要額に用いられる数値の増減はをお伺いします。

2点目です。普通交付税における合併算定替段階的縮減による影響の見込み額についてお伺いします。

○丸山隆弘委員長 建部財政課長。

○建部圭一財政課長 まず、1点目の御質疑ですが、地方交付税のうち、普通交付税は、各地方公共団体ごとに標準的な財政収入である基準財政収入額と標準的な財政需要である基準財政需要額を算定いたしまして、基準財政収入額のほうが少なかった場合、地方公共団体の財源不足を埋めるために、その差額が国から交付されるというものであります。

御質疑の基準財政収入額と基準財政需要額に用いられる数値の増減と言いますのは、基準財政収入額と基準財政需要額は非常に複雑な算定式によって額が導き出されるようになっておりますが、平成28年度の算定に使われたそれぞれの基礎数値を平成29年度の見込み数値に置きかえて額を見込んだということでもあります。

次に、2点目の合併算定替縮減による影響見込み額ですが、本市では、平成28年度から普通交付税の合併算定替による算定額の段階的縮減が始まっておりまして、縮減の初年度である平成28年度は1割、平成29年度は3割減額されることになっております。

平成28年度の普通交付税算定結果から推測

いたしますと、縮減される前の確定算定替の額と一本算定の額の差は、約7億3千万円ありますので、単純に計算いたしますと、平成28年度は約7,300万円、平成29年度は約2億1,900万円がそれぞれ減額されることとなります。

ただ、合併によって面積が拡大するなど、市町村の姿が大きく変化していることから、合併時点では想定されていなかった財政需要、例えば支所に要する経費の加算や人口密度の低い市町村に配慮した算定方法の見直しなどですが、それらを国が普通交付税の算定で徐々に反映するようになってきておりますので、合併算定替と一本算定の差は以前の約10億円から減少しておりますし、今後もその差はさらに圧縮され、縮減の影響も若干緩和されるものと見込んでいます。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 今1と2とあわせた議論をさせてもらってますけども、この当然合併からもう12年目を迎えるわけですけども、その間、固定的な数字っていうのは変わらない。例えば面積みたいなのは変わらんでしょうけど、例えば人口ですとかかなり減ってますよね。5000人近く減ってるわけです。人口減少っていうのがこの交付税にどの程度影響を与えているのか。単純に5000人減るとどれだけ減るといふ数字は出しにくいかもしれませんが、人口減少とか要するに、算定替以外の減少要因ですよ、そういった先ほど複雑な数値要素で算定されるということですけども、算定替縮減だけではない減額要因について、人口減少を含めたどのような影響があるのかをお伺いします。

○丸山隆弘委員長 建部財政課長。

○建部圭一財政課長 確かに人口減少というのは、基準財政需要額に大きく影響いたしますが、もう人口減少時代に日本全国がなっておりますので、そのまま人口が減るからとい

うことで基準財政需要額も減るということとなりますと全国の自治体がすべてと言うか、ほとんどの自治体が減ってくる形になりますので、その辺は国のほうも地方財政がきちっと維持していけるようなもので交付税の中でもある程度は反映してくれるようになってきておりますので、確かに今後人口が減ってきて、かなり交付税も減少の見込みを私のほうでも立てておりますので、慎重に交付税をはじいていかなきゃいけないと思っていますけども、当初予定しておったよりも交付税の減少というのは緩和されてきておるかなと思いますので、引き続き気を引き締めながら財政運営をしていきたいと思っております。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 人口減少についてはわかりました。

人口減少以外に算定替の減少以外に、要するに地方交付税の減に、値に影響を与えるような要素について、少しお伺いしたいと思います。

○丸山隆弘委員長 建部財政課長。

○建部圭一財政課長 交付税は本当にいろいろな財政需要をつかみながら算定をしているわけですけども、これから人口減少ということだけではなくて、人口の構成比、いわゆる高齢者の割合が非常に多くなるということで、そういった面では財政需要が非常に多くなる。

それから、一方では少子化にはなっておりますけれども、子育て支援という施策がいわゆる全国的にも非常に重要視されてくるということになりますので、一方では総人口が減ってくれば財政需要は縮小していく傾向にあるんですが、一人一人に係るいろんな施策が充実してきておりますので、そういった面では逆に基準財政需要のほうをふやす要因にもなりますので、そういった両面がありますので、その辺がどういうふうに国のほうで判断して、交付税のほうに反映してくるかっていうのがなかなか難しいわけですけども、その

辺の動きをにらみながら、これからも見込んでいきたいと思っております。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、同じく歳入の10款地方交付税のところから2点伺いたいと思います。

1点目、なぜ前年度から1億3千万円も減額、減っているのか、伺います。

2、今後減額は続くのか、伺います。

○丸山隆弘委員長 建部財政課長。

○建部圭一財政課長 まず、1点目の御質疑ですが、平成29年度の地方交付税につきましては、地方財政計画、前年度決算見込みなどを参考にしつつ、基準財政収入額と基準財政需要額に用いられる数値の増減を見込みまして、平成28年度より1億3,200万円少ない53億6,800万円を計上しております。

予算を減額しておりますのは、平成28年度から普通交付税の合併算定替による算定額が段階的に縮減され、平成29年度は3割減額されることになるため、その影響も加味して見込んだことによるものでございます。

次に、2点目の御質疑ですが、地方交付税の今後の見込みにつきましては、昨年11月に発行いたしました「平成28年度版ザイセイの話」の44ページに掲載してあります平成40年度までの財政推計のとおりでありまして、今後も減額が続いていくものと見込んでおります。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。

合併から10年たって、平成28年度から算定替の減額と言うか、組み替えが行われて、今後、平成40年まで続いていくというふうな話だったと思うんですが、このように、国から人口減少があつて、国からの補助金も、地方交付税も減っていくという状況で、大変厳しい状況に新城市もなっていくのかなというふ

うに思っております。

そこで、お伺いするんですが、今回、平成28年度が1割減、平成29年度が3割減ということになって、平成30年度は何割減なのかという見通しはあるのかどうか、伺います。

○丸山隆弘委員長 建部財政課長。

○建部圭一財政課長 普通交付税の、縮減の見通しにつきましては、もうこれは法律のほうで決まっております、新城市の場合ですと、平成28年度から縮減が始まっているわけですが、平成28年度は1割、平成29年度は3割、平成30年度が5割、平成31年度が7割、平成32年度が9割ということで、段階的に縮減がなされまして、平成33年度からは一本算定になるということでございます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳入、10款地方交付税の質疑を終了します。

歳入、12款分担金及び負担金の質疑に入ります。

質疑者、加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 それでは、12款分担金及び負担金、ページ数は25ページでございます。

保育所の保育料とちょっと修正ですけども保育料の過年度分について減収していますので、お聞きするところは保育料が前年度当初予算で大きな伸びを示しております。この要因をお願いします。

○丸山隆弘委員長 川窪こども未来課長。

○川窪正典こども未来課長 御質問の件ですが就学前児童数は、減少傾向にあるものの、核家族化の深化に加え、女性の社会進出の促進、それに伴う共働き家庭の増加などの社会状況の変化により、こども園の入園希望者は増加傾向にあります。

3歳以上児につきましては、これまでもほ

ば全員が入園しており、児童数も保育料も横ばいの状況となっておりますが、近年、3歳未満児の保育需要が高まっており、このため平成28年度当初予算より多くの3歳未満児の入園を見込むとともに、保育料の増額を見込んだためであります。

また、女性の就労が一層促進されたことで、保育時間を延長する家庭が増加傾向にあるため、延長保育料の増額も見込んでいただいております。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳入、12款分担金及び負担金の質疑を終了します。

歳入、13款使用料及び手数料の質疑に入ります。

質疑者、村田康助委員。

○村田康助委員 使用料及び手数料について、お伺いします。

湯谷温泉源の使用料過年度分について、どれだけあるか、お伺いしたいと思います。よろしくお伺いします。

○丸山隆弘委員長 杉山観光課長。

○杉山典久観光課長 平成29年3月1日現在の湯谷温泉源使用料の過年度分収入未済額は、平成23年度分、20万800円、平成24年度分、80万2,800円、平成25年度分、419万5,600円、平成26年度分、645万3千円、平成27年度分、654万8千円、合計で1,820万200円となっております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 続いて、質疑をお願いします。

村田康助委員。

○村田康助委員 続きまして、同じく使用料及び手数料です。

火薬類の消費許可申請手数料につきまして、予定されております許可件数等予測がわかりましたらお願いします。

○丸山隆弘委員長 田中予防課長。

○田中広治予防課長 予定されております許可件数につきましては、平成27年度及び平成28年度に新城設楽振興事務所が許可事務を行った件数をもとに出した33件を予定しております。1件の申請につき手数料として7,900円を徴収いたします。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 村田康助委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳入、13款使用料及び手数料の質疑を終了します。

歳入、15款県支出金の質疑に入ります。

質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 消防費補助金の南海トラフの件であります。いつ起こるかかわからないということに対しての備えだと思っております。愛知県からの補助金だと思っております。その内容についてお伺いします。

○丸山隆弘委員長 山田消防総務課長。

○山田康司消防総務課長 南海トラフ巨大地震等対策費事業補助金につきましては、地震防災対策事業に要する経費に対し、交付され、耐震性貯水槽整備事業として、事業の基準額3分の1の補助率で交付されるものであり、来年度、新規に耐震性貯水槽1基を計画しております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳入、15款国庫支出金の質疑を終了します。
歳入、17款寄附金の質疑に入ります。

質疑者、白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 17款寄附金、53ページになりますが、1点目、ふるさと納税のあり方が問われる状況となっておりますが、今後の進め方をどう考えているのか、お伺いします。

2点目です。昨年同額程度の計上となっておりますが、増額のための施策は考えているのか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 加藤企画政策課長。

○加藤千明企画政策課長 ふるさと納税の今後の進め方と、2番目、増額のための施策ということでありましたけども、重複する部分がありますので、一緒にまとめて答弁させていただきます。

ふるさと納税制度は、生まれ育ったふるさとに貢献できる制度、自分の意思で応援したい自治体を選ぶことができる制度として創設されました。

この趣旨に沿って、平成29年度も新城市を応援してくださる方をふやす方策について検討してまいります。

その検討に当たっては、若者議会と連携して行うことも考えております。

具体的には、多くの方から寄附をいただいている東京、名古屋でのPRや応援したくなる事業の絞り込みなどです。

また、返礼品についても、平成28年度に引き続き、新城に来ていただく体験メニュー、また交流メニューの開発など品ぞろえの強化を考えています。

17款寄附金につきましては、昨年度と同額程度となっておりますが、ふるさと納税に関しましては、昨年度よりも100万円増額を見込んでおります。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 このふるさと納税につきまして、以前、焼津に行ったとき数年で何十億

円というようなふるさと納税を集めているということも、担当課にも情報を提供し、今後のふるさと納税の進め方についてもかなり意欲的な話をされていたと思うんですが、そのときのお話から考えて、非常に大きなギャップをこれ感じています。

今の御答弁ですと、若者議会との連携というようなこともありました。若者議会との連携は否定しませんし、若者の声が反映して、若者がふるさと納税を新城にしてくれるというのであれば、それはそれでいいと思います。

しかし、そんなものではふるさと納税、新城を応援したい人たちがふえてこないと思います。

焼津が返礼品の数でかなり全国から応援してもらってるという状況は、やはりどう進めていくかという担当者の覚悟、行政の覚悟から進んでいると思いますが、昨年と比べて100万円の増額を考えているという程度では先ほど市税のところで自主財源がなかなかふえないよということがはっきりしてるんですが、1つ当面の対策として、ふるさと納税、これが非常に大きいかと思っていましたが、今の取り組みではふえていかないのかな。若者議会との連携だけではなく、実際に商品を提供してくれるだろう人たちのところにどんどん足を運ぶというような答弁は何もなかったんですが、ふるさと納税は恐らく返礼品返上から修正が加えられてくると思います。その修正が加えられる前に、新城の魅力、返礼品というものを違う方向に持っていきながらやっていかないとだめじゃないかと思うんですね。現状を考え、将来どういうふうにかふるさと納税が進んでいくのか。それを想定して議論すべきだと思うんですが、どの程度の議論がされて、昨年より100万円というふうになったのか。先ほどの答弁と足りないところがあればお伺いしたいと思います。

○丸山隆弘委員長 加藤企画政策課長。

○加藤千明企画政策課長 昨年よりも100万

円ふやしたという理由というのは、平成26年度、平成27年度、過去のふるさと納税の寄附の増減が100万円ずつふえておりますので、平成28年度も100万円っていうふうに計上いたしました。突然、倍にふやすだとか、そこまでふやすんではなくて、前年度を加味してふやしました。

それと、今、白井委員からの話がありましたように、白井委員の冒頭の質疑にもありましたけれども、今ふるさと納税のあり方がいろいろと話題になっておりますので、こうした動向をしっかり注視しながらやはり検討、返礼品等も検討していかなければいけない。

また、ことしの、なぜそのようなことを言うかと言うと、ことしの2月に入ってから、またいろんなことを共同通信社が全国の自治体のアンケートを取って、ふるさと納税の上限の限度額を決めたほうがいいだとか、千葉県のように1万円に対して7,000円の商品券を出しておいて、そここのところが2月いっぱいまでやめるだとか、いろんな話がありました。

そうしたことから、国のほうも2月14日の記者会見でふるさと納税の寄附者に自治体がよくばらばら豪華な返礼品についてどのように改善できるのか検討していくと。その旨を職員に指示したと述べて是正する考えを示しております。先ほど白井委員が言ったとおりだと思いますけど、こういった動向も注視しながら、お礼の返礼品を考えていくということ。

それと、先ほど商品、それぞれのところに回って集めたりしないかという話なんですけども、来年度、広報やホームページなどによって返礼品の提供事業者の募集を行うとともに、私たちもみずからの足で新城市でみずからの手でいろんなものをつくっておられる方のところに話しに行き返礼品、提供していただけないかといったような話をしていきたいと思っております。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 努力方向はそのような形で

お願いしたいと思いますが、ただ100万円ふえた理由が前年度とか前々年度から100万円ずつふえてるから、ことしもそんなもんかなと。これではだめじゃないかと思うんですね。やはり当面これっていうのは非常に短期的に収益を広げることができる。ある意味では打ち出の小づちみたいなところがあるのかなと思うんですね。これは力入れるべきと思うんですよ。言ったら、担当者ですね、専任してやってもいいぐらい、1年間で新城市を知ってもらって、新城市の魅力を感じてもらおう。感じてもらった上で応援してもらおうようにするためには、観光から空き家対策とか、そういうことも含めて、全部網羅しながら、新城市の魅力はどう出すかっていうことを、これ現時点で考えてないと、来年度からすぐスタートできないと思うんですよ。この十分な議論がされてるとはとても思えないんですけども、これを新城市の自主財源の1つというような発想での議論というのは庁内で横断的な議論ってされてないんでしょうか。

○丸山隆弘委員長 加藤企画政策課長。

○加藤千明企画政策課長 庁内の横断的な議論ということなんですけど、今、白井委員の話にもありましたけれども、このふるさと納税をやることによって、東京の方からの寄附が一番多いというデータが出ております。その次に名古屋というデータも出ております。

そうしたことで、今横断して、昨年度東京スカイツリーでふるさと納税のことをPRしたんですけども、若者議会とまちづくり推進のほうと連携して、一緒になってPRを行いました。やはり東京で鳳来牛だとか新鮮野菜だとか、そういったものが人気があるっていうこともわかっておりますので、そういった強みを生かしてやっていきたいということで、市役所の中でも農業課とかいろんなところと調整しながらやっていきたいというふうに思っております。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 東京とか大阪とか都会の寄附者が多い。だからそこに向けてやっていく。それはそれでやってもらえばいいというふうに思います。

意欲的に取り組んでいくっていうことであれば返礼品100万円と、返礼品じゃない、ふるさと納税増が100万円なんていう小さなことではなくて、もっと大きな目標を持って、目標が大きければ大きいほどいろいろ知恵出てくると思うんですよね。昨年並みでいいかなといった時点で、取り組みが小さくなると思うんですが、この100万円というのは、こう見直していくと言うか、途中からでもですね、現時点で100万円変えろというのは難しいか知りませんが、この目標は大きく変えていくと。この年度の中でも大きく内容を変えるんだというような方向をそのくらいを示していただきたいと思うんですが、そのお考えはないんでしょうか。

○丸山隆弘委員長 加藤企画政策課長。

○加藤千明企画政策課長 当初予算を組むに当たっては、前年度対比、その前の対比で100万円ということで上げさせていただいて、歳入と歳出が合うように今、上げさせていただいております。

ふるさと納税、例年うちのほうから返礼品の額が不足するため補正とかさせていただいております。

そういったことで、このふるさと納税をやっていく中で、また補正が必要になったら上げたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳入、17款寄附金の質疑を終了します。

歳入、20款諸収入の質疑に入ります。

質疑者、加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 それでは、歳入、20款諸収入、ページ数は67ページです。

もつくる新城の維持管理負担金についてお聞きします。前年度と同じ同額の予算であります。開通以来、非常に世間ではものすごく利用者が多くなったと、集客がすごい伸びているというふうに聞いておりますけども、前年度と同額とした理由をお伺いいたします。

○丸山隆弘委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 それでは、御答弁させていただきます。

もつくる新城維持管理負担金の精算につきましては、予算の編成時期におきまして、もつくる新城の収入実績等から推測したものであります。

委員御指摘のとおり、平成27年度4月から12月までの来場者数と平成28年度の同時期の来場者数を比べてみますと、約15%増ということになっておりますが、一方、同時期の収入実績の比につきましては、約4%の増にとどまっている状況でございます。

そこで、平成29年度の維持管理負担金につきましては、平成27年度の営業損益に伸び率4%を乗じた額を平成28年度の推定の営業損益といたしまして、維持管理負担金20%を乗じ算出した金額を予算計上させていただいたものであります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 今の算式はわかるんですけども、私これ以前聞いた教えていただいた話ですと、営業利益の20%が名鉄から、この諸収入としていただけと言うか、入ってくる計算になつとる。営業利益っていうのは、販売業でございますので、多分、総売り上げから仕入れ原価、また一般管理費を差し引いたところからの計算で2割ということになると思うんですけども、前年度の実績とか収益を今、加味したということですけども、当初の

確か初めのとき200万円という計上ですけども、実際の12%から実績は4%の増だ、微増だということですけども、もう少し私としてはそこが伸びているのではないかなと思うんですけども、どうしてもこの実績計算からいかれたということだと思んですけども、実態として、今、答弁されたような内容でいいのかどうか、もう少しお答え願いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 平成27年度の収入実績、比べるほうが平成27年4月から12月までの総収入が約3億6千万円ほどあります。

同時期の平成28年度が3億7千万円強、3億8千万円弱ぐらいということになりますので、4%増ということになります。

売り上げから売上原価を引いた売上総利益から、また人件費等、一般管理費等を引くと、おおむね同じ程度のパートさんを雇っていますから、人件費等の変動はないというふうに見込みますと、4%程度の売り上げということになりますので、昨年度から営業損益に4%掛けると、このような数字になってしまうということになります。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員の質疑は終わりました。

以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳入、20款諸収入の質疑を終了します。

歳入、総括の質疑に入ります。

質疑者、打桐厚史委員。

○打桐厚史委員 歳入、総括ですが、ページ、13ページ、マイナスの6億5,100万円について、前年度予算額と比較して大幅に減少していますが、その要因を伺います。

○丸山隆弘委員長 建部財政課長。

○建部圭一財政課長 歳入予算は、歳出予算の執行に必要な財源を計上しているもので

ので、歳出予算の規模によって大きく左右されるわけですが、平成29年度の歳入予算が前年度予算額と比較して大幅に減少しておりますのは、平成28年度の歳出予算に計上されておりました作手小学校建設事業、山村交流施設建設事業など、事業費の大きなものが終了したことによるものであります。

また、歳入予算だけで減少理由を申し上げますとすれば、繰入金金が財政調整基金からの繰入金を取りやめたことなどにより、3億2,727万3千円減少していること、国庫支出金が臨時福祉給付金給付事業費補助金や作手小学校建設事業に係る公立学校施設整備費国庫負担金の減などによりまして、2億2,595万9千円減少していること、県支出金が携帯電話不感地域解消事業に係る三河山間地域情報格差対策費補助金や人・農地振興事業に係る経営体育成支援事業費補助金の減などにより、1億6,212万円減少していることなどが挙げられます。

○丸山隆弘委員長 打桐厚史委員。

○打桐厚史委員 歳出見込みから歳入という考え方と、歳入だけで見ると、6億円という大きな額になるわけですが、もう少し国の補助メニューとか、県の補助金等がこの地域の実情に即した、このメニューをいろいろと考えて、こちらから発信して、国のほう、県のほうに要望して、いろいろと交付税をもらえる措置を取るという、そういった努力をされてはいないのでしょうか。

○丸山隆弘委員長 建部財政課長。

○建部圭一財政課長 当然、事業を実施していくためには、必要な財源を確保していく必要がありますので、国庫支出金ですとか県支出金の確保、それから地方交付税の確保もそうですけれども、あくまでいろんな事業を実施していくために必要な財源の確保という観点から、歳入予算、計上しておりますので、平成28年度の当初予算につきましては、予算総額が過去最大ということでありまして、平成

28年度の当初予算が突出して多かったということもありまして、それに比べれば6億5,100万円減ったということですが、決して予算総額としては、そんなに少ない額ではないと考えています。

○丸山隆弘委員長 打桐厚史委員。

○打桐厚史委員 人口減少から先ほどもいろいろと話がありますが、この収入がなくなってしまうという、段階的に地方交付税の縮減をということで、入ってくる金額がもうないから仕方ないっていうことを過去の平成28年度の最大を減少、減少している傾向にあることは、若者の戦略とかいろいろ考えても夢がないっていうか厳しい言葉だと期待がかけられてこない。今後、将来が不安に思うような、そんなような感じになってますが、それがつぎの戦略というものに対して、どのような戦略で歳入見込みを図るかということにかかってくると思います。だから観光面においても、ETCの認定運転実証実験をされるということであれば、企業に対してもどうだということ国の方に要望出したりしてですね、いろいろな物流を活発にするなど、企業・地域の活性化を目指すとか同時に観光を、このまちは一番の戦略に置いているというふうに国へ対して、県に対してアピールするとか、PRする方法能力を高めるとか市の人材の育成をすることがまず基本だということとか、いろんな戦略が見えるんですが、どこを一番の戦略に置いて、この歳入見込みを、どこまで縮減をそんなにさせない、あるいは次の年度は増加傾向にあるというふうに見せかけるといってほしいと思うんですが、その辺のPRって言うか、戦略を伺いたいです。

○丸山隆弘委員長 建部財政課長。

○建部圭一財政課長 日本全国が人口減少時代に向っておりますので、予算総額が今までのような、こう右肩上がりでも今後とも行くということは、新城市も含めてですが、全国の

自治体がそういう方向に向かっていくとは、とても思えない時代に入っております。

そうした中で、どうやって地方財政をきちんと運営していくかということになりますと、やはり事業内容を精査して、地域振興につながる事業を重点的に実施していくことがまずは第一だと思いますが、そのために必要な歳入をどのように確保していくか。先ほどふるさと納税の御質疑もありましたけれども、どうしても今のところ自主財源の乏しい新城市でございますので、その辺、自分でみずから確保できる財源をどうやって確保していくのかということは今後、一生懸命考えていかなきゃいけないと思います。

○丸山隆弘委員長 打桐厚史委員。

○打桐厚史委員 わかりました。期待しております。

○丸山隆弘委員長 打桐厚史委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳入、総括の質疑を終了します。

ここで、説明員入れかえのため、しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時10分

○丸山隆弘委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

続いて、歳出、1款議会費の質疑に入ります。

質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、質疑通告に従いまして、質疑させていただきます。

歳出の1款1項1目、議会費、議場等改修事業、ページ数は73ページでございます。

2点ございます。

1点目、この事業の内容を伺います。

2点目、約6,400万円もの見積もり価格がありますが、この検証を行ったのか、伺います。

内訳としては、数社の見積もり、また機能、適正価格などを行ったのか、伺います。

○丸山隆弘委員長 伊田議事調査課長。

○伊田成行議事調査課長 それでは、議場等の改修事業の内容につきましてでありますけれども、議場及び委員会室における老朽化に伴う音響システムの更新と現在パネル等により質疑応答を行っていますことから、市民にもわかりやすいように、見える化に伴う機器の導入であります。

見積もり価格の検証でありますけれども、導入機器の複数業者の見積もりにつきましては、現段階では予算要求のためのものでありますので、1者であります。カタログ等の額も参考にしながら、積算をしたものであります。

性能、適正価格につきましては、先ほども申しましたが、予算を要求するために参考でありますので、原則、現状の機能を維持していくためのものを検討しまして、議会で予算を認めていただいた後に、議員の皆さんとまた詳細を詰めさせていただきます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。

予算を上げるもんだから1者だけやったということではありますが、やはり予算の価格、1者だけだと、高くなってしまわないかというふうなこともありますので、やっぱりA者、B者、また他市のシステムの状況のほうも見ていただければというふうに思っておるんですが、その中で、借りるというふうなことも委員から話があったんですが、そういったこうレンタルな状況の考え方、そういった手続はしたのかどうか、伺います。

○丸山隆弘委員長 伊田議事調整課長。

○伊田成行議事調査課長 レンタルについて

は考えておりません。購入のほうで考えています。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 引き続き、質疑させていただきます。

次、議会費で、議会会議室のいすの更新事業になります。

2点ございます。

1点目、この事業の内容を伺います。

2点目、約800万円もの見積もり価格の検証を行ったのか、伺います。こちらも複数社の見積もり、また性能、適正価格などを行ったのか、伺います。

○丸山隆弘委員長 伊田議事調整課長。

○伊田成行議事調査課長 それでは、議会会議室いす更新事業の内容につきましては、議場及び委員会室のいすを老朽化に伴い、更新するものであります。

見積もり価格の検証ですが、複数業者の見積もりにつきましては、先ほどの議場改修と同じく、現段階では予算要求のためでありますので、1者であります。

性能、適正価格につきましては、こちらも先ほど言いましたとおり、予算を要求するために参考でありますので、原則、現状と同等の品質のもので、詳細につきましては、また今後、予算をお認めいただいた後に、検討となります。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。

議場と委員会の老朽化したいすをかえるという内容だと思います。

ちょっとお聞きしたいんですが、議場と委員会室のいすをかえると言うんですが、大体、数は、いすの数はどのぐらいの規模になりますでしょうか。

○丸山隆弘委員長 伊田議事調査課長。

○伊田成行議事調査課長 今現在、議場と委員会室にあります今お座りいただいておりますいすになりますので、78脚になります。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 78脚ものいすをかえて、約800万円ということで、1脚10万円ぐらいかなというふうに思うんですが、私、今、子育て中で、ちょっといす、1脚10万円のね、いすを買ったという記憶がないもんですから、経験もないです。非常に高いんじゃないかなという、私自身はちょっと思っておりますが、そこで1者の見積もりでこういった形というふうなことなんですが、市民の方からは、ちょっと高過ぎるんじゃないかという声もお聞きをしまして、ちょっと質疑をさせてもらってるんですが、1点、このいすを、かえるということなんですが、まだ壊れてないいすとかもあるというふうに思いますが、すべて更新をするという考え方でいいんでしょうか。伺います。

○丸山隆弘委員長 伊田議事調査課長。

○伊田成行議事調査課長 すべてを更新する予定であります。

今現在お座りのいすも油圧がもれておったりということ、大分不調のいすが多いもんですから、それが床を張ったときに、また油圧がもれたりするといけないもんですから、一応、全部更新の予定であります。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 油圧がね、もれてるいすもあるということ、見ながらすべてかえるということなんですが、まだここで1点ちょっとお聞きしたいんですが、まだまだこう使えるいすもあるんですが、この使えるいす、また今後こう再利用をしていくというふうな考え方っていうのは、今の段階であるのか、ほかのところへ使えるいすがあれば使っていくというふうな形で、そういう考えを持ってるかどうか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 伊田議事調査課長。

○伊田成行議事調査課長 今、申し上げましたとおり、今後、油圧がもれる可能性があるもんですから、床を張りかえたときに、また

汚れる恐れがありますので、今の現在の物につきましては、すべて更新をしていくという予定であります。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 そういう観点ではなくて、まだ僕も今、座ってるいすとかも使えるような気がしますので、そういうのをこう、どっかの部署にいろいろ配置するだとか、そういったこう再利用と言うか、そういったこう、すぐ処分をしてしまうのか、全部78脚、この古いやつはもうすぐ処分してしまうのか、それかもう庁内の中で学校だとか、ほかの部署とか、使える物はこうリユースして使っていくっていう考えがあるのかどうか、今の現時点でお伺いします。

○丸山隆弘委員長 伊田議事調査課長。

○伊田成行議事調査課長 そちらにつきましては、業者とまた相談をいたしまして、使える物については使っていきたいと思っておりますけれども、ことしの夏、大分傷んできておりますので、油圧がいつもれるかもちょっとわからない状態になりますので、業者と一度検討しながら、また考えていきたいと思っております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑は終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳入、1款議会費の質疑を終了します。

歳入、2款総務費の質疑に入ります。

最初の質疑者、白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 質疑させてもらいます。

歳出、2款1項9目企画費、自治基本条例運用事業、105ページになりますが、自治基本条例、もう施行されて4年が過ぎようとしていますが、見直しを考えていないのか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 吉林まちづくり推進課長。

○吉林和久まちづくり推進課長 自治基本条

例につきましては、平成25年4月1日に施行され、委員御指摘のとおり、本年度末で施行から4年となります。

この条例の第24条には、条例の実効性を担保するために、市民自治会議を設置できる旨の規定をしております。

また、同条例、第25条には、この会議に条例に関することを諮問できる旨を規定をしております。

同じく、第25条には、5年を超えない期間ごとに条例を見直し、必要な場合は改正を行うと規定をしております。

なので、この規定に基づきまして、毎年度、市民自治会議に条例の見直しを含め、条例に関する事項についての諮問を行っておるところであります。平成27年度の答申に基づきまして、平成28年3月での議決を受けまして、同年6月に一度、条例の改正を行い、6月に施行を行っております。

次年度であります平成29年度におきましても、条例の見直しを含めまして、市民自治会議に諮り、自治基本条例の実効性が確保されるよう努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 条例上であれば、5年を超えないということなんで、今後もそれに基づいて、条例改正していくということですが、自治基本条例をつくる段階で、市民の皆さんも含めて、大きく新城市の自治が進むのかなというような思いを持たれたと思うんですね。それ以後、自治基本条例というのが市民の身近なところから消えてしまってるかなというふうに思います。

それで、見直しを条例に基づいてやっていくっていうので、それはそれで進めてもらえばいいんですが、見直しの中に、やはり自治基本条例を、どのように市民の認知度を広げてもらうのかという視点を持つべきかなと。

例えば、5年を過ぎてということでありま

すので、毎年、毎年、市民に問えということも難しいかと思うんですが、議会基本条例というのが今、議会改革の中で全国の議会が検討し始めていますが、議会基本条例をより市民の身近なものにするということで、毎年PDCAサイクル、この中に議会基本条例を載せていくと。条例1文、1文について、市民とともに検討していくという方向も出ています。

自治基本条例も、やはり新城市の憲法ということでは言われてますので、やはり見直しという点、来年度、市民自治会議の皆さんにも、見直してというのはどうあるべきか、全国の事例も含めて、見直しの感覚とかですね、見直しの仕方、市民とともにどのように見直しをしていくのかというようなことも含めて、考えるべき時期が来てるように思うんですが、課内、部内での扱い方っていうのは、具体的に何か検討をされてるものが、先ほどの答弁以外にあれば、お伺いしたいと思います。

○丸山隆弘委員長 吉林まちづくり推進課長。

○吉林和久まちづくり推進課長 現在、担当課のほうには直接は大きな声は届いてませんので、今後、今、委員言われましたとおり、市民に直接問う方法等も含めて、市民自治会議のほうへ諮っていきたいと思います。

以上です。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 次に移ります。

2款1項11目地域振興費、宅地販売促進事業、109ページになります。

事業の成果をどのように判断しているのか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 河合作手地域振興課長。

○河合芳明作手地域振興課長 この事業は、一般会計から宅地造成事業特別会計への貸付金、繰出金となっております。

具体的には、長者平団地の販売用広告代ですとか、分譲チラシの作成費などに充てるための貸付金と長者平団地宅地分譲購入奨励金

の交付のための繰出金となっております。

長者平団地の成果といたしましては、これまでに47区画中27区画を販売いたしました。平成29年度はさらなるPRに努め、特に住宅建築を検討されている方が多く集まる住宅ハウジングセンター等ですね、PRを計画しております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 この事業、借金がないということで、行政がそれほど力入れてないのかなというふうに見えてくる事業なんです、20区画が今、残っていると。ほとんどここ何年もこれ動いてないと思うんですね。

毎年、毎年、形として事業をやるんだというようなことのように思うんですが、具体的になぜ売れないのかっていうのは、担当課とも話をしたこともあるんですが、あの長者平団地の造成に問題があるんじゃない、地盤が緩いんじゃないか、あんなとこに建てたら何かあったら液状化が起きるんじゃないかというような心配があるということも聞いてるんです。そこのところを解決しない限り無理だというようなことも話をして、具体的に、じゃあ住んでる人たちがどのように今、実際に購入して家を建てたということに対して、どういうふう考えてるのかどうか、アンケートを取るとか、具体的な従来と違う方向を示さない限り、これ売れないというふうに話もしたこともあるんですが、今の御答弁ですと、従来の答弁を越える、ことしも頑張ってみるけど無理かもしれないねっていうようにも聞こえるんですが、思い切った方向出さない限り、20区画はいつまでも売れ残ると思います、もう少し検討、踏み込んだ検討が要るんじゃないですか。

○丸山隆弘委員長 河合作手地域振興課長。

○河合芳明作手地域振興課長 ただいまの御指摘にありましたように、残りが20区画ありますが、今まで、アンケート調査等は行って

おりませんけども、購入された方に、購入された動機などをお聞きすると、やはり田舎暮らしがしたいだとか、標高530メートルの高原で、主要都市から1時間圏内で利便性がいいと。

また、周りに自然がいっぱいだというようなことで、理由から、この分譲地を、決定していただいたっていうふうな御意見もありましたので、今後も、さらに、PRの重要性を検討しまして、さらにPRをしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 長者平団地に購入された方は、高原の魅力ということで最初入られたと思うんですよ。

売れないっていうのは何ですかですね。そのところがあいまいではないかと思うんで、実際に住んでおられる方がどういう思いであるのか。これはすぐにでも確認しないと、これ売れないよという提案をしたこともあります。

いろんな思いがあって、一番、例えば売れるという、こう魅力を出すのは、住んだ人が本当によかったという声を、例えばPRするんであれば、チラシ載せるとか、ネットで住んでいる人たちの喜びの声を載せるとか、やらない限り、無理だと思うんです。悪い情報だけが恐らく伝わってしまってるんじゃないかというふうに思うんですね。だから早急に住んでる人たちに率直な声を聞く。住んでよかったのか、こんな点悪かったのか。悪かったという声があれば、そこのところを直さない限り、これ売れないと思うんですよ。いいとこですよ、いいとこですよって、チラシ見たって、あれでは来ない。もう何年も来ないっていうことは、もう幾らPRしても無理ということでもないのかなと思うんですよ。

ですから、PRの仕方を根本的に変えないと、せつかくあの地域に開発した。もしかし

たら居住人口ふえるかもしれないという大きな政策でもあると思いますので、方向をしっかりと変えるというぐらいの方向を示していただきたいと思いますが、もう一度御答弁をお願いします。

○丸山隆弘委員長 河合作手地域振興課長。

○河合芳明作手地域振興課長 現在、新城市のホームページにおきましても今現在入居している方の声だとか、そういったものも入れさせていただいております。

今後もしっかりとPRをしながら根本的なものも変えていきながら検討していきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 ホームページにどのような声載ってるのか、ちょっと不勉強で見てなかったんですが、ことしも頑張りますではなくて、20区画残ってるんですね。この20区画を完売するために、具体的にどうするのか。もう少しわかりやすい販売の仕方、従来と違う販売の仕方について、どのようにお考えか、お伺いしたいと思います。

○丸山隆弘委員長 加藤企画政策課長。

○加藤千明企画政策課長 長者平団地は、杉山のサンヒル新城と一緒に分譲のPRをやってあって、私のほうから御答弁させていただきます。今までいろんなイベントだとか出て話をしてるんですけど、その中でも本当に家を建てたいというふうに考えてる方がイベントの中に何%いるかわからない。それでことし、それではハウジングセンターのほうにやらせてもらって、そのイベントに出て行って、作手のほうに来てもらおうと思ってハウジングセンターでPRをして、作手に来てくださいということで、作手で現地説明会をやるとう。

その中で、先ほど白井委員からもありましたけれども、地元の人の声だとか、そういったものも話をしながら、また4月から作手の小学校だとか、総合整備ができましたので、

そういったこともPRする。アピールしながらことしはやっていきたいということで、よろしくお伺いいたします。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 それでは、次に移ります。

2款1項11目地域振興費、地域間交流推進事業、109ページになりますが、これまでの成果をどのように地域振興に生かしていくのか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 筒井鳳来地域振興課長。

○筒井篤史鳳来地域振興課長 地域間交流推進事業は、七郷一色地区にあります新城市鳳来地域交流施設の運営維持管理と水源地域と東三河下流地域との間で交流事業を行うものでございます。

鳳来地域間交流施設は、旧七郷一色小学校の校舎を改修して、平成18年4月から過疎地域と都市地域との交流により、地域資源の活用及び地域の発展と人材の育成を図るため設置した施設でございます。大学等の研修や地域のイベントに利用され、地元地域のにぎわいや交流振興につながっております。

事業費は、施設の光熱水費、浄化槽等の設備点検経費、管理委託料など、施設管理に係るものを計上しております。

水源地交流につきましては、毎年、市民親子が水源地と下流地域を訪問し合い、体験や見学を通してお互いの地域を知る地域間交流を行っております。

こうした取り組みは、小さいながらも水源地と都市との交流推進を図る重要な事業であり、今後も継続していく必要があるというふうに考えております。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 年間の交流も300人余というようなこともお聞きしてるんですが、地域の学校を生かす、そのところにはもともとは子供たちが集い、地域のにぎわいがあったという点で、続けている事業としては、否定するものではないんですが、実際にあの地域

の方たちがこの事業によって、将来に展望を持ち、若者が定住するということが見えてこないんですが、実際の成果ですね、都市間交流で若者たちがそこに来てる。若者たちを見ながら、地域の年配の方たちも気持ちも若く持ち、新たに頑張ろうという気持ちもわいてるかもしれないんですが、将来どうつながっていくかということになりますと、どうも見えてこない部分があるんですが、将来どうなるのか。あの地域の人たちがこの地域をどうしたいのか、どうできるのか。そういう展望ってというのは生まれているのでしょうか。

○丸山隆弘委員長 筒井鳳来地域振興課長。

○筒井篤史鳳来地域振興課長 確かに、鳳来の七郷一色地区、過疎化が進み、高齢化が進み、非常に今現在、鳳来の中でも過疎が進んでる地域でございます。

この旧七郷一色小学校を活用して、この平成18年にこの施設を改修し、こういった施設で交流をして、また地域とのつながりをつくっていかうというものでやってきました。

その間ですね、愛知大学ですとか、それから豊橋技術科学大学等の学生さんが、あの施設を使いまして、ウイークエンドセミナーですとか、それから講習ですとか、研修会だとか、そういった形の中で使っていただいて、また豊橋技術科学大学におきましては、地域の産業振興という部門、目的に、ブルーベリーの栽培方法を地元の方に教えていたりとか、そういうような形で事業を進め、今現在もブルーベリー、バックルベリーというような物については、地元の方がそれを引き継いで栽培し、金額的には少ないですけども、販売もさせていただいております。

そういった形の中で、決してあの事業が展望が見えないというわけではございませんけれども、非常にこれからの時代を見ますと、厳しい、委員がおっしゃられるとおり、厳しいことは間違いないと思います。

ですけれども、今、自治区において地域計

画というのをつくるという形で、今現在進めております。その中においてでも、このこういった事業を地域計画の中の1つの位置づけとしてこの辺が課題解決できればいいかなという形で、地域計画の中にもそういったものを取り込んでいこうというふうに考えております。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 地域計画がいろんなところでこれから取り組まれていきますので、より具体的に個々の地域の問題を明らかにしていただきたいと思うんですが、七郷一色地域、魅力発信という点では、ほかにはない、拠点も集落の上であり、集落を一望できるという点で非常に魅力がある。ああいうものをどう使うかによって、経済の循環が生まれるようになれば、暮らしていけるようになると思いますので、一般的な地域計画ではなく、より踏み込んで、あそこに定住が広がっていくような、あの地域の資源は何なのかというところまで踏み込んで、地域計画にしっかり盛り込むというような、そんな議論を期待するところですが、そのところを地域自治区に議論がされてる、地域自治区の皆さんの現時点で議論されてるということだと思いますが、現時点で地域自治区の皆さんの思い、あの地域、七郷一色地域、拠点施設があるという、あの地域をどうしていくかという議論はされたことがあるのでしょうか。

○丸山隆弘委員長 筒井鳳来地域振興課長。

○筒井篤史鳳来地域振興課長 現時点では、七郷一色地区を限定とした議論というものは、したことはございません。

今後、鳳来東部地域におきましても、先ほどから言いますように、地域計画というのをつくっていきます。その中で1つの地域として、七郷一色だけではございませんけれども、その地域も含めた形の中で、地域間交流を含めた活性化という形で計画のほうができればいいかなというふうに考えております。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 次の質問に移ります。

2款1項12目路線バス運行費、公共バス運行事業、111ページになります。

Sバスが動いている地域っていうのは、高齢化、過疎化が進行しているところが多くなっていると思いますが、ますます乗客の確保が困難になると思いますが、対策は考えているのか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 鈴木行政課長。

○鈴木勇人行政課長 委員御指摘のように、人口減少や高齢化が進展する中、地域住民の通院、通学、買い物などの日常生活上、必要不可欠な移動手段を確保するための地域公共交通の果たす役割というのは、ますます増大をし、地域戦略として、まちづくりの根幹をなす、持続可能な地域公共交通ネットワークサービスを形成することが求められております。

現在、地域公共交通網形成計画におきまして、次の3点を重点に作成を進めております。

1点目といたしまして、路線の見直しなどについて、地域自治区制度を生かして地域と連携して取り組むこと。

2点目といたしまして、新城駅周辺や本長篠駅周辺での乗り継ぎ拠点の整備や市内の高校へ通いやすい環境の整備、観光資源を生かした公共交通の利用促進に取り組むこと。

3点目といたしまして、路線存続のための判断基準となる数値を明確にし、PDCAサイクルの仕組みを構築していくことなどを考えているところでございます。

今後、10の地域自治区ごとに課題を整理いたしまして、デマンド化や自家用有償運送化を含めまして、それぞれの地域のニーズに適した公共交通を地域の方々と協働して、実効性のある計画を策定し、充実した公共交通の整備を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 御答弁のとおり、必要不可欠な事業だと思います。地域の方たちの足がどんどん今なくなってきた。今議会でも買い物対策というような事業も出てきているということなんで、3点示していただきながら、今後進めていくということなんですが、これまでも同様に恐らくこの3つの視点というのは、持ちつつ、計画はできてきてると思うんですね。だけどできない。デマンドという話もありましたけども、だけどできない。できないっていう原因がどこにあったのか。今後、今までできなかったことがどういうふうな、何が視点が変わり、どういうふうな具体的に方法が変わるかがちょっと見えてこないんですね。従来の答弁の域を出なかったと思いますが、今後これまでと違う、これまでここが問題であったので計画の見直しが具体的に進まなかったというようなところがあり、それを乗り越える方法を示している御答弁をもう少しわかりやすくお伺いしたいと思います。

○丸山隆弘委員長 鈴木行政課長。

○鈴木勇人行政課長 これまでの計画がうまく進まなかった1つの原因としては、地域住民の方、利用者の方を含めまして行政側とキャッチボールがなされてなかったということでもあります。どうしても行政主導型で、これでいいんだという形で何も乗車率が下がろうが、そこまで言うとは極端なあれですけども、下がったとしても特に大きな改善を図らずに進めてきてしまったというところがありましたので、今回は先ほども申しましたように、地域自治区制度という、せっかくな制度があるものですから、これから、計画を策定した後は、各自地区に入ってそれぞれ今、申しましたように、これでどうでしょうかということで、地元の意見を聞いて、先ほど申しましたように、その自治区に合った交通体系にしていきたいと考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 やっぱり地域の人たちが利用して、利用するという意識がないとだめだと思っんですね。

Sバスが走り始めたときに、バスがやっど走るといふ地域の方は、もうみんな乗れよといふ声は挙がってたんです。そういう声は知らないうちに、乗りたい人は乗たらいいんじゃない。不便だし、乗れないよねなんていふ方向になってきたといふ点では、重要な視点だったと思っんです。地域の人たちが支える、この視点がないと無理だと思っんです。

それと、先ほど乗り継ぎの問題であつたり、観光資源等の生かし方であつたり、いろいろ調整といふことがありました。ここをはっきりさせるためには、やはり各課との連携がどうしても必要になつと思っんです。

Sバスが、例えば観光地をめぐるといふような形で、もう少し表に出てくれば、地域の人だけではなく、観光客も乗せて回れるといふ可能性も以前から言われてはいますが、なかなかそれもできていないので、便数をふやすとなつと、それだけ乗る人もふやさないといけないといふ、いろいろ問題ありますので、これ各課の連携、福祉の面、今回、買い物難民といふのは福祉の面で出てきてますし、移動販売車を走らせなくつても、Sバスをうまく回せば、もしかしたら解決するかもしれない。福祉面であつたり、観光面であつたり、いろいろ面がありますので、各課との連携が具体的に取れるような方向といふのは検討されてるのでしょうか。

○丸山隆弘委員長 鈴木行政課長。

○鈴木勇人行政課長 今、公共交通会議といふ法定協議会があるわけなんです、その協議会のメンバーの中には、市民福祉部長も入つておりますし、福祉課のいわゆる所管の課長も入つております。

そういったところで、議論はこれから進めていくつもりでおります。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 それと、これもバス運行事業といふことになってますが、何が何でもバスといふ視点じゃなくてもいいと思っんです。

今、規制緩和の中で、徳島県の上勝町は、地域で運転免許を持つてる方が地域の方の要望にこえて、車走らせるといふようなことも動いてます。

ですから、同じお金を使うといふことであれば、個人の車を利用するといふ。

上勝町の報告ですと、事故はゼロだと、今のところ。といふようなこともあるようですので、やはり公共バス一辺倒ではなく、同じ予算の中でいろいろな方向を考へるといふようなことも必要だと思っんですが、全国でも同じように公共バスを走らせながら、なかなか効率的にならんといふ地域がいっぱいあると思っんです。

具体的に、各地の状況、1つ今、上勝町の例を出しましたが、検討されてるほかの地域の事例があるのであれば、どのように検討しているのか、お伺いしたいと思っんです。

○丸山隆弘委員長 鈴木行政課長。

○鈴木勇人行政課長 今、委員御指摘のとおり、平成27年4月に省令が改正されて、規制緩和といふことなんです、これまで地域住民に限定してはいたものが地域の人、地区の人といふ言ひますか、自治区単位で、いわゆる白タクなんですけども、そういった有償運送ができるように改正がされております。

今、鳳来地区の一部の地域においてもちょっとこれやりたいんだけど、どうかねといふことで、相談がありますので、そこら辺のことも含めまして、それからあと鳳来地区で言ひますと、布里田峯線、それから塩瀬線を守り育てる会といふような持続を進めていく、継続を進めていくための会がございますので、そういったところで、うちの地域はやはりバ

スを走らせるのではなくて、デマンドのほう
が効率がいいじゃないかということもあります
ので、それは先ほどから申し上げるとおり、
自治区ごとによって事情が違いますので、検
討していきたいと考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 次に移ります。

2款1項16目地域自治区費、地域自治区運
営事業、115ページになります。

市民任用の自治振興事務所長配置のこれま
での成果について、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 西村自治振興課長。

○西村仁志自治振興課長 市民任用事務所長
のお二人においては、地道な地域との対話に
よって信頼関係を構築され、地場産品を利用
した地域活性化の可能性や空き施設を利用し
た地域の課題解決の可能性など、地域の皆さ
んとともに同じ目線で地域政策の模索、立案
をされ、住民自治をこれまで以上に推進して
いただいたところでございます。

具体的には、滝川健司委員の一般質問でも
お答えさせていただきましたが、地域活動交
付金審査の軽減化を図るための仕組みの構築、
これは地域協議会委員さんが交付金審査を行
う際の評価視点を平準化するための仕組みで
ございます。

このほかにも、地場のイチゴを学校給食へ
提供するような食育の推進であったり、地域
とさまざまな調整を行った上で事業を実現さ
せていただいています。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 成果がよく正直わかりませ
ん。市民任用でないとできないのかという
思いがずっとあります。

今、言われましたけども、地域活動交付金
の審査内容の修正だったり、地場産のイチゴ
の利用だったりとか、これは別に市民任用で
なくてもできないことではないですし、地域
自治区、現状の中で協議会を中心にやってい

く内容だと思います。

担当者、行政の担当もちゃんとおるわけ
ですね。あえてなぜ所長が要るのか。所長がい
なかったらできなかったこととは思えないん
です。

これからも市民任用の所長が広がっていく
ということになるんですが、地域から見たと
きに、今の市民任用は、言ったら地域と関係
ないところから何か知らんけど、所長が生ま
れたよねという、そんなイメージを抱かれや
すいと思うんですよね。

ですから、これまでの成果というところか
ら見ていくと、どうも、もっと地域から所長
が必要だね、所長がおらないとこれできな
いよねというところを地域の自治の醸成を待っ
て任用すると、その中で任用するというのが
かえって成果に大きく結びつくのではないか
というような御答弁な気がしました。どうし
ても市民任用が必要であったのか。それも行
政の任用が必要であったのかというのがよく
わかりませんが、もう一度、市民任用が行政
が任用したという点、ここのところの合理性
と言うか、市民、地区住民にとっての理解と
いう点から、納得という点からどうであった
のか、どのように判断されてるのか、もう一
度、御答弁をお願いしたいと思います。

○丸山隆弘委員長 西村自治振興課長。

○西村仁志自治振興課長 ちょっと最後のほ
うが私もちょっと白井委員の質疑がちょっと
わからなかったんで、的確なお答えができな
いかもかもしれません。

まず、市民任用の2人の所長さんですが、
やはり民間の出身、経験者というところで今
までお二人が時間やお金を投資して得られた
知識やネットワークというのをお持ちです。
それを我々に提供していただいた。

そういう中で、きっかけですね、地域の
方々が例えば地域自治区の中に、この地域
の中にこういう資源がある。当然これから地域
計画の中で、あるものを探していくわけです

けれども、こうした視点でこういう見方をしたらどうなんだろうかっていうようなヒントを与えていただいております。

そうした意味で、民間を経験された事務所長さんお二人の功績というのは、非常に大きかったというふうに思っております。

あとは、住民の方の理解と納得っていう部分ですけども、これについてもある地域ではこういうことを考えてるんだけど、どうなんだろうか。そういうようなお話があったときに、当然、地域担当者にも質問が来るんですけども、直接現場に出られている市民任用のお二人の所長さんにお声がけがあって、問い合わせがあったりというような形で、身近な存在になってきているというふうに理解をしています。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 事務所長の努力が足りないとかということではないんですが、民間でいろんな経験というふうに言われました。そうであれば、地域にも民間でいろいろ活動された方たちはいっぱいいるわけですよね。

自治と言いながら、所長を行政が派遣するような形で進んできて、今までの御答弁の中でも、正直言って、どうしても行政が市民任用をやらなければならなかった。やらなければこういう成果は得られなかったと思えないんです。やはり地域の人たちがその気になれば、地域の中から所長というのは、当然ふさわしい人は出てくると思います。

これからも市民任用の所長を配置するというのであれば、やはりもう少しなくてはならない、この人によって本当に変わったという成果が見えてこない、当然、税金を使いますので、市民の理解は広がらない。逆に所長、行政の市民任用ということになってきてしまったときに、また上から来たのかということで、お任せしようかということになりかねないように思います。成果とかけた費用から考えていくと、どうも見えてこないんです

ね。もしここ何年か、市民任用2年になるわけですか、市民任用の所長がいなかったときに、到達点は変わっていたとお考えなんですか。

○丸山隆弘委員長 西村自治振興課長。

○西村仁志自治振興課長 実際に2つの時間軸が並行して動いていってるわけではありませんので、それに対して、変わったのか、変わっていないのかっていうようなお答えはできませんが、白井委員がおっしゃられたようにですね、当然これから自治が進めば、そうした自治振興事務所長となる、そうした中心人物が地域の中からそうした人材が出てくる。それは望ましいというふうに担当としても思っております。

ただ、そこにたどり着くまで、当然きっかけづくりというのは必要になってくるんです。それが今のタイミングだというふうな理解で事業を進めているところです。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 御答弁、理解できるころはあります。

ただですね、これからどう進んでいくかわからない状態の中で、これはどの道を選ぶかということにもなると思いますが、職員はしっかり配置して、各地域自治区と相談をしながらやってると思います。

ですから、人材を育てるという意味で、僕は事務所長を任用するのではなくて、職員が所長を担いながら、人材を具体的に、この人材をどう育てていくかというような視点でやったほうが、より早く目指すべきところでは地域から所長が生まれてくるところに行けたんじゃないかというふうに思えて仕方がないんですが、そういうような判断、最初に市民任用を行政がやるのか。地域の人材をどう育てるかという選択肢はあると思うんですね。そのような検討でこれスタートしたのかどうか。最初に戻るわけですが、お伺いしたいし確認しておきたいと思います。

○丸山隆弘委員長 西村自治振興課長。

○西村仁志自治振興課長 2年前に今のお二人の自治振興事務所長を任命させていただいたときに戻ってしまいますけれども、どういう視点で、そのお二人を任命していくのかというところを振り返っていただければ、おのずとそこの今、私がお話しした視点と全く違うというふうに思っております。

職員が所長としてっていうふうなお話もありましたが、やはりこの2年間ですね、まず制度、この次の御質疑でもありますけれども、いろんな制度を住民の方たちに知っていただき、運用していただく。相談にも乗り、この自治区制度を皆さんに知っていただくっていうところで非常に地域担当者も地域の皆さんと一緒に仕事をしてきた経過がございます。

それとあわせて、市民任用の事務所長さんにその市民の方の意見に対して、こういう視点を持ってあげたらもっといいんじゃないか。いろんなアドバイスをしていただき、担当者もそれによって力量が当然アップをしてきているところでもありますので、どちらが先かっていうふうな話になってしまいますけれども、現状として、今の方法で、私どもとして進めていきたいというふうに思います。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 次の質疑に移ります。

2款1項16目地域自治区費、地域自治区地域活動交付金事業、115ページになりますが、この事業ですね、非常に使いやすいという面もあると思うんですね。

そうなんです、意外と多くの市民の皆さんが活動交付金自体知らないというところが現実あると思います。せつかく3千万円ぐらいの費用になると思いますが、毎年、毎年、計上していくことになると思いますが、やはり認知度が上がって、地域の人たちがみんなこの地域を変えるために、この費用を有効に使おうという方向に向いていただ

たいなと思いますが、どうもですね、毎年、毎年、一部の人たちが、これだけ予算があるので、何かやることないかなというような、極端に言ったら、そういうようなイメージがあります。今後どのように地域全体に広げて、地域の人たちが公平に交付金を受けながら、地域おこしをしていくということになるのか。その対策をお伺いしたいと思います。

○丸山隆弘委員長 西村自治振興課長。

○西村仁志自治振興課長 市としましては、地域自治区制度を支える資金的な仕組みなどについては、浸透しつつあるというふうに考えております。

さらに認知度を上げていくために、地方創生推進交付金を活用させていただいて、3月1日に区長発送文書としてリーフレットを配布させていただき、また3月5日には、「めざせ明日のまちづくり事業」と地域活動交付金に係る成果報告会を開催をさせていただきました。

さらに多くの方に制度を知っていただくために、来年度は地区ごとにSNSが発信できないかというふうに検討をしているところで

また、地域計画の作成に入る地域自治区が多くなりますけれども、その際には、地域の課題、目指すべきまちづくりの方向性を定めていくために、多くの住民の方々から御意見をいただく機会があるかと考えています。こうしてかかわっていただいた方たちにですね、継続してまちづくりに参加をしていただけるようになれば、必然的に認知度も上がっていくことが想定がされます。

市として、こうした機会を逃さず、制度のみならず、市民自治社会をさらに進化させていくことができるように取り組んでまいります。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 御答弁も納得できる場所なんです、具体的なところで、なかなか言

われるとおりにやるのは難しいかなというのは、地域計画これからつくっていく、その中で当然、地域計画の中身によっては、より多くの人たちを巻き込んでいく、巻き込まざるを得ないということになりますので、その方向で進めていただく。それは異論は何もありません。

しかし、これまでの進め方がどうしても残ってしまうんですが、地域協議会の皆さんが特定の方たちに偏ると言うか、余り認知されないまま、地域協議会が構成されていくとかですね、温度差がかなりある。

当然、この地域計画のつくり方にもよって違うと思いますが、やはりその地域をどうしたいのか。新城全体を見てみたときに、行政として、その地域に果たしてもらわなければならない役割、これを明確にしていかないと、地域の皆さんお任せをお願いしますってなったときには、また地域計画をつくるのが目的になって、地域の皆さんを巻き込むということができないというふうになりかねないなという気もしてるんです。心配してるのがそこなんです、そこで先ほどの話もつながるんですが、やはり所長の役割っていうのは非常に重要になってくると思うんです。その地域に暮らして、自分の地域を本当に守るんだ。自分は極端に言ったら、もう人生かけてやるんだというぐらいのリーダーがそこにおり、地域の人を本当に巻き込んでこの地域を変えていくんだというようなことが見えてこない、地域の人がかかわりようがないと思うんですね。この地域活動交付金をどう有効活用していくかということは、ハードだけではなく、ソフトが非常に重要になってきます。これからの進め方をどう、これまでできなかったことですね、地域計画のつくり方も、どちらかと言うと、計画をつくるのは一部の人がわかってるだけ。地域活動交付金、地域自治と言っても、一部の人たち。多くの人たちは何やってるか知らんままに済んでいる。

先ほど、めざまちとか地域活動交付金の成果発表会というのがありましたが、例えばこれは大ホールですよ、大ホールで、おう、ようやったなど、うちも次は頑張るぞというぐらいのレベルの報告会であれば、これは認知されてると思いますが、会場を考えても、そんなに広いところでやってるわけでもないですし、めざまちの来年度の審査会におきましても、申請する団体がおるぐらい、プラスアルファがあるぐらい。これでは認知度はとても上がりません。そういう大きなところ、なぜそうなんだと。これを変えていく方向を具体的に示していただかないとですね、方向をそのまま賛成しますでは各論が見えません。その各論のところ、どう解決していくのかですね、認知度を上げる、どう広がりを住民の中につくっていくのか。その各論のところをもう少しわかりやすく御答弁いただきたいと思います。

○丸山隆弘委員長 西村自治振興課長。

○西村仁志自治振興課長 ちょっと論点を整理をさせていただきたいんですが、住民の方がいろんな形でまちづくりに参加をする、そういう仕組みをつくっていくことが大事だよってということ、認知をしてそれを多分、白井委員は言われてるということだと思んですが、我々としては、先ほどからお話をさせていただいてるように、地域計画というものを多くの自治区でつくっていこうと思います。

この地域計画っていうのは、行政が誘導してつくるべきものではなくて、あくまで住民の方がどうこの地域をどういうまちにしていこうか。それがまず中心になっていくということです。

全く行政がかかわらないかって、そうではありませんし、そこを地域活動支援員と行政の人間がボランティアの形も含めてかかわっていくというふうになっていくわけですが、地域計画をつくっていく際に、そんなの憶測じゃないかって言われてしまうかもしれません

んが、当然やっていけば地域のあるもの探し、先ほども言いましたように、地域のあるもの探しから、この地域をどういう形でやっていくのか。そうしたお話になっていくと思うんですね。

そこになっていけば、当然、人のこれをしていくには、こういう人がいるんだけど、この人って実はあそこの隣の〇〇の人がこういうことができるんだよねとか、いろんな人探しにもつながっていくと思うんです。

そうしたことが地域計画をつくっていく上で、恐らく出てくるんだろうな、出てきてほしいなというふうには思っているところです。

そういう形で、地域計画をつくっていくに当たって事務局とすると、出しゃばらずに、かつ配慮しながら進めていきたいというふうに考えております。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 心配するのは実例があるんですね。千郷地域でも、僕も参加しましたが、最初、自治が始まる最初のころに、職員、居住地の職員がリーダーになりまして、地域の課題を見つけて地域で解決しようというような取り組みがありました。そのときに各、杉山でも各地域、千郷地域、千郷の半分ですかね、の地域でも人が集められ、各区2人ぐらいずつが集められました。この地域どうしたいのか、皆さんで考えてくださいっていうような話で、行政職員、担当職員が何名か来ておりました。そのときに地域の人たちがまず質問をしたのは、何をしたらいいの。あんた何をするか言ってみい。担当職員に投げかけました。そのときに担当職員は何を言ったかって言ったら、いや、それは皆さんで考えてくださいって言われました。えっ、それじゃあ何すんのかというところから議論が始まったという経過があるんですね。

結果、何ができたかって言うと、地域のあるもの探しやりましょう。当たり前のことあるもの探しやりましょうよと言って、地域を

何回もみんなで歩きました。

歩いた結果として、地域のマップをつくりました。マップどうやって使うの、いや、つくって地域に渡せばいいんじゃないかっていうことで終わってしまったんですね。ほかの地域はどうか知りませんが、それ以上のことが今はできないわけです。

そこで、今、言われたように、事務局は出しゃばらずっていうことを言われたんですが、地域計画も地域の皆さんがつくればいいという、基本なんです。

しかし、地域計画をつくれって言われても、現実問題として、今回でも予算の中で専門家を頼むというような予算もあると思うんです。地区のことを考えてちょうだいよって言っても、地域の皆さんが、じゃあどうしたらいいの。大きな視点で新城市を見ることを地域の人に強制と言うか、お願いするのは難しいんですね。本当に地域のことだけになってしまったときに、それだけで地域計画つくっても、新城市の政策と整合性が取れなくなる可能性があるという点で、やはり行政として、大きな方向を示しながら、地域の人に、その方向に向かって一緒にあの地域をやるべきだ、地区計画をつくってほしいというような形での誘導がどうしても必要じゃないかというふうに思うんです。そのことによって認知度が上がるというふうに思いますが、やはりもう少し行政の立ち位置っていうものを考え直すべきだというふうに思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○丸山隆弘委員長 西村自治振興課長。

○西村仁志自治振興課長 言葉が悪ければ、ちょっと修正をさせていただき、出しゃばらずというのは、ここはコーディネートをさせていただきながらという形で変更させていただきます。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 次に移ります。

2款1項16目地域自治区費、地域自治区事

業、115ページになりますが、地域自治区の予算、全体見ていきますと、正直、横並びの傾向があるかなど。予算がつかましたので、当面、必要なところから順々についていうことになれば、似か寄るっていうこともやむを得ない部分があるようにも思いますが、どうも地域自治区という、自治という大きな看板掲げた割には、地域自治をどうしていくか、この地域をどうしていくかというような視点が足りないように思います。地域の独自性がどうも生かされていないというふうに思えて仕方がないんですが、地域自治区事業をより地域の将来を見据えたものに高めていくという、独自性を広げていくということでは、どのように考えているのか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 西村自治振興課長。

○西村仁志自治振興課長 地域自治区予算は、他の地区の状況を見ながら、同類の事業を展開していくという性格のものではございません。地域協議会において、地域の課題、あるべき姿など、多くの方から意見を伺った上で決定をしています。地域課題が自治区ごとにきれいに分かれるというものではありませんので、単純に横並びという見方は当たらないというふうに考えております。

地域の特色ある取り組みとしては、例えば作手地域自治区において、魅力ある作手の地域教育を目指すため、作手こども園の園児及び作手小学校1、2年を対象に、英語に親しむ機会づくりが行われようとしております。

新城地域自治区、東郷地域自治区、鳳来東部地域自治区においては、有事の際の対応のために、防災士の資格取得に対する助成が行われています。

新城地区では、高齢者のうち、特に男性の高齢者が地域とコミュニケーションが取りにくい傾向にあるの判断から、来年度から、その対策事業が実施されます。

このように、地域の課題解決、特性を加味しながら、地域協議会で合意形成を図り、事

業を進めているところでございます。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 千郷地区の協議会の方とも話をするところもあるんですが、当然、区長さんが委員になったりしていますが、なかなか区長さんからいい評価は聞かれない部分があるんですね。要は予算があつて、事務局があり、形と言うか、つじつま合わせで予算がつくられているようなイメージを持たれてる方が多いと思います。

実際に、地域自治区予算と言っても、次年度なんですね。議会の承認を得てからしか使えない予算なんですね。これを逆に言ったら、地域から見ると、自治という意識をそぐような気がしてくるんですね。自治区予算、好きなようにお使いくださいと。

ただ、地域にとってどうであるのか。その点は明確にしながら進めていけばこういう予算のつけ方、地域で最終的に判断できるという予算にしていけないと、本当のお金の使い方っていうのは出てこないんじゃないかというふうにも思うんです。

その点で、独自性っていうのがどうなんだろうという気もするんです。予算のあり方という点でもちょっと疑問を感じるんですが、今後ともこういうような形で、次年度、自分たちが議論した予算が次年度の協議会のもとで執行されていくというようなやり方というのは、疑問の声等というのは出てきてないのでしょうか。

○丸山隆弘委員長 西村自治振興課長。

○西村仁志自治振興課長 そのようなことをおっしゃられる区長さんもお見えに、全くいないかと言うと、そうではありません。お見えになります。

また、一方でちゃんと説明をさせていただければ納得をしたというふうなお答えもいただいとる所でもありますし、例えば地域活動交付金にしても、作手地区、鳳来北西部地区については前年度審査ということが行われ

ているところです。

これは、地域住民の方がみずから考え、例えば一般的なほかの8地区でいきますと、地域活動交付金、新年度になってから事業の募集が始まり、それで審査があって、実際に活動ができるのは7月ぐらいからかなというふうに思うわけなんです。鳳来の北西部、作手地区については、年度当初から、そうした団体が活動できるように、資金的な問題もクリアできるようにということで、前年度審査というところをみずから考え、それを実施しているところでございます。

ですので、繰り返しますと、そうした御意見もありますけれども、ちゃんと説明をさせていただきます。状況によって、そのような形で前年度審査に移行してる交付金の、活動交付金の例もありますので、御理解をいただきたいと思っております。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 次に移ります。

2款1項17目地域活性化事業、高速バス運行事業、133ページになりますが、乗車率向上のために、具体的に何を行うのか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 鈴木行政課長。

○鈴木勇人行政課長 ここでの予算につきましては、ほとんどが高速バス運行に係るバス事業者への委託料でございます。

新年度予算には盛り込んでございませんが、現在、高速バスの市内のバス停は、御承知のとおり、3カ所でありまして、バス停周辺に自家用車を駐車できるのは新城市役所のみでございます。その意味でも、パークアンドライド駐車場の必要性を感じているところでございます。

パークアンドライド駐車場は、先日の村田委員の一般質問でもお答えしましたように、今年度中に完成します旧消防署跡地のほか、現在、もつくる周辺でのパークアンドライド駐車場の設置に向けて調整を進めているとこ

ろでございます。

また、4枚つづりの割安の回数券につきましても、本年の1月1日から豊鉄バスの各営業所等で、2月1日からは、本庁を始め、鳳来・作手総合支所において販売を開始したところでございます。

先日の一般質問の答弁でも御紹介いたしましたように、高速バスを利用した湯谷温泉宿泊との連携プランへの取り組みを始めとして、「さくらまつり」など、高速バスを利用して新城市を訪れてもらえるようなイベントの案内や新たなイベントの開催など、観光面でもPRに努めていきたいと考えております。

今後も引き続き、乗りかえなしで安価で短時間で移動できる「山の湊号」の乗車率向上に向けて、できることから改善していきたいと考えております。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 パークアンドライドということで、何か所かこれからふやしていくということなんです。そもそも新城市民が名古屋へ行くという目的、ここのところも通勤、通学というところがまず第一にあるかと思うんですが、それだけであれば、パークアンドライド、これふやしてもそれほど大きな効果はないのではないかというふうに思うんです。

もし行きの、名古屋行き、名古屋方面へのバスふやすということであれば、別の施策がないと乗車率が上がらんとするんですね。

それと、逆に新城へ来る、市外からですね。市外の方に対しても、湯谷の宿泊つきだとか、それは1つではあると思いますが、先ほど温泉使用料のところでもありましたが、滞納がふえてるという状況です。湯谷温泉がそれだけの魅力発信ができていないのかという点を考えていかないと単純にあれで客がバスの中に乗車率が10人も20人もふえる。それも毎回のバスがふえる。定期的にふえていくっていうのはちょっと難しいのではないかと思

うんですね。だから両面から考えていっても、まずやってみるけど、結果はちょっと期待はどうかというぐらいにしか聞こえないんです。もう少し踏み込んで議論をしておかないと、また空気を運ぶ、空気を運ぶっていう、言われ続けて1年過ぎてしまうと思います。名古屋行きをどうふやしていくのか。新城行きをどうふやしていくのか。具体的に観光との連携をどうしていくのか。今までできてなかったことを新たに付け加えない限りは観光を利用する人たちもふえないと思いますが、今の御答弁がすべてか、あるいはもう少し議論をして、実はこういう点も議論をして、こういうところが結論出ていませんよというところがあるのかなのか。すべての最終的な結論でなくても、経過の議論、これについてもお伺いしたいと思います。

○丸山隆弘委員長 鈴木行政課長。

○鈴木勇人行政課長 パークアンドライド駐車場の整備につきましては、あくまでも1つの政策と考えております。

ちょっとここで紹介をさせていただきますが、昨日の13日、月曜日の第2便では14の方が乗車していただきました。

本日、第1便につきましては、9人の方に乗車していただきました。少しずつではありますが、浸透して利用が進んでいるように感じております。

それから、委員御質疑の件なんですけど、庁内では観光課、今、言われた観光課と行政課、それから企画政策課と庁内会議を開いておまして、若い職員の感覚で、いかに乗っていただくためにはどうしたらいいんだろうと。そういったことを今、議論を進めております。決して何もやっていないということではなくて少しずつではありますが、乗車率向上に向けて、できることから、先ほどから言いますように、やっていこうと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 高速バス運行事業、3,800万円ぐらいを使うわけですので、努力しますので、結果はオーライ、結果オーライということで、市民の皆さん御了解しますとは言えないんですね。努力の結果、じゃあ乗車率をどの程度にするのかっていうのは、これは責任あると思うんですね。乗車率はどの程度に持っていこうとしているのか。目標をどこに置いているのか、お伺いしたいと思います。

○丸山隆弘委員長 鈴木行政課長。

○鈴木勇人行政課長 この後の浅尾委員の質疑にもちょっと重複するものですが、先に答えてしまうのかもしれませんが、予算上は8.3人を、1乗車8.3人を予算上は目標として予算計上がございます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 次に移ります。

2款1項17目地域活性化事業、つげの活性化ヴィレッジ管理事業、135ページになります。

まず、これから学校の跡地利用という点でこの実績っていうのは非常に重要になる、参考になると思います。

それで、質疑しますが、今年度の成果をどのように考え、どのように来年度に生かしていくのか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 加藤企画政策課長。

○加藤千明企画政策課長 かつて黄柳野地区のシンボリック的存在であった小学校が平成28年に地域を活性化する施設として生まれ変わりました。これまでに入居者と地域の皆さんが参加するイベントが5回、地域の皆さんによるイベントが2回開催されました。人口減少が進むこの地域に新たなコミュニティの機会が創出されるようになりました。

現在のオフィスの利用状況は、全7部屋のうち、3部屋が利用されています。

来年度も、入居者や起業を考えている方々

の意見を参考に、より事業をしやすい環境づくりに努めるとともに、PRをしていきたいと考えております。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 以前、どこの自治体だったか、名前忘れてしまいましたが、跡地を利用して、地域産業を興すということで、講演を新城に来てもらってということがありました。そこはやはり学校を中心に経済が循環し出しているっていう、そこから新しい産業を興すっていうようなところまで行ってるんですね。

昨年度は、地域の皆さんとか、地域の皆さん交えての企画、何回かあったということなんですが、地域の中で楽しむっていうことも当然必要です。その拠点になるのは必要ですが、やはり外からの人たちをどのように迎え入れて、経済循環を興すのかということを考えていかないとですね、地元の人が例えば、地元ってなりますと、産業を起こすってなっても、農産業、農林業しかないと思うんですね。農林業を生かして、つげの活性化ヴィレッジと言われる、あの拠点をどのように変えていくのかという議論がどうしても必要になってくると思いますが、今の御答弁ですと、これ今年度こういう状況で、それを広げたいということなんですが、やっぱりもう少し意欲的にやはりあの地域で産業を、こういう産業を興すように思っていきたいとか、地域の人たちとこういう拠点ができたんだから新しい産業興しに持っていこうよというような投げかけ、議論が必要だと思うんですが、そういうような考えもあるんでしょうか。

○丸山隆弘委員長 加藤企画政策課長。

○加藤千明企画政策課長 あそこの起業の関係は、つげの活性化ヴィレッジは基本的に3年間です。3年間あそこを利用できるということで、最大で延長で2年間で5年間。

起業ということで、この新城から羽ばたいっていただきたいということで、何も新城の人

ではなくて、市外の方にも来ていただきたいということで、東京だとかいろんなところから見に来ていただいているんですけども、最終的に入居というとなかなか判断されなくて入っていただけない。

地元のほうにこういった産業をという、特別な産業に特定しての話はないんですけども、入りたいという人の面接には地元の区長さんに入っていていただいて面接をして行っております。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 目的を持った誘導が要るんじゃないかと思うんですね。新城市の地域資源というのはもう明確にあるわけですから、地域資源の提供の仕方も含めて、外から例えば起業したいという人たちとうまくマッチングできると、地域に産業も、地域に雇用もふえてくると思うんですね。

これから学校作手のほうも学校1つになり、学校が残ってしまうわけですね。そういうところにも恐らくどう利用するかということが、同じような議論が必要になってくると思うんですが、やはり新城市全体として、ある施設を有効活用する。そのところで何を具体的にできるのかという方向づけというのを行政として提案していくということが必要になる。民間に任せるものではなく、行政としての具体的な魅力を示すことも必要になってくると思うんですが、その点について、行政として地域の資源の生かし方、こんな生かし方がありますよというような提案をされていこうとしているのかどうか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 加藤企画政策課長。

○加藤千明企画政策課長 今の話は、つげのヴィレッジの話ではなくて、全体的な小学校、全体の考え方ということでよろしいですか。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 それでもいいですし、ヴィレッジがそういう方向に動けば、ほかにも同じように考えられるという点でヴィレッジで。

○丸山隆弘委員長 加藤企画政策課長。

○加藤千明企画政策課長 まずですね、これヴィレッジに関しては今、平成28年1月から始まったところで、1年間です。

こういったもので、若い人にぜひ起業をしていただきたいということで始めました。

実際のところはまだ7部屋中4部屋入ったんですけれども、1部屋退出されまして、またいつか戻ってきたいと言っていた女性の方がいるんですけれども、今はまずこの形でやりたいというふうに考えております。まだ始まって1年ですので。

先ほど、全体の小学校の話なんですけれども、このつげのヴィレッジのほかにもいろんな学校があります。

今まで一般質問でも答弁してるかと思うんですけれども、基本的には地域の方にまずどういった施設が必要か、どういった人に来てほしいかということのを投げかけて、その後にそれを市のほうに投げ返してもらって、検討して再利用を考えるという流れで今やっています。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 質疑は、やはり新城の資源の生かし方という点が重要になると思いますので、行政としても新城の資源の生かし方、例えばこういう生かし方、こういう生かし方、こういう生かし方がある。

ただ、その生かし方も具体的なところは民間にお願いしますというような、もう少し踏み込んだ提案をしたほうが起業者を募りやすいのではないかということで、そういうような提案は考えておるのかなということでお伺いしましたので、その点についてお答えください。

○丸山隆弘委員長 加藤企画政策課長。

○加藤千明企画政策課長 そういったこともあると思います。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 次に移ります。

2款1項17目地域活性化事業、空き家利活用事業、135ページになりますが、事業内容についてお伺いします。

○丸山隆弘委員長 加藤企画政策課長。

○加藤千明企画政策課長 本事業は、空き家の賃貸または売却を希望する所有者が空き家バンクへ登録し、その内容を市のホームページ等で入居を希望する方へ情報提供するものです。

予算については、空き家バンクを通じて契約に至った物件の改修費補助金を計上しています。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 空き家バンク事業ってというのは、全国でやられています。

委員会としても、この空き家バンクっていうのがどういうものかと視察にも行ったことがあるんですが、なかなか空き家バンクっていううまく進んでないように感じています。

この空き家バンクへの登録っていう、登録してもらって、それをどう活用していくかというところにまた知恵が要ると思うんですね。実際に成約に結びつけるためには、今も幾らかの補助金、30万円ですか、の補助金があるんですが、ここのところもより具体的にですね、幅広いこの要件を備えたほうが実際に空き家に入るに当たって、貸すほうが整備をしっかりして、じゃあ借りてくださいっていうのはなかなかないと思うんですね。

気に入っても、借りるほうがそれを整備して、何百万円もかけてなんていうこともなりかねないというところが空き家バンク制度がなかなかうまくいかない。どちらかと言うと、借りるより買ったほうがいいということになってるのではないかと思います。そうなるとなかなか進まないと思いますので、空き家バンクプラス、その後、成約にどのように結びつけていくのかという全国の事例の検討されてると思いますので、検討によって、この補助金30万円が出てきたのか、どのような

経過で補助金を考えたのか。これによって、じゃあ何件ぐらいの成約に結びつくというふうに考えているのか、お伺いしたいと思います。

○丸山隆弘委員長 加藤企画政策課長。

○加藤千明企画政策課長 まず、補助金につきましてですけれども、補助金は1件当たり30万円を限度としております。改修費の2分の1以内で30万円を限度とする。

平成27年度、平成28年度と空き家バンクを行いまして、今まで1件のみあるということです。

今までですね、空き家バンクの関係で問い合わせされた方は、皆さん補助金が欲しくて空き家バンクのほうに申し込んでる方、1人もいません。新城に住みたい、田舎に住みたいという方ばかりです。

今のところ、今まで20件登録がありまして、その中で6件契約になったんですけども、皆さん希望しているのは借りたいということです。

新城の物件は、借りたい物件が2件だけで、あとの18件はみんな売りたいという人ばかりです。新城から出ていった方々が建物だけじゃなくて、土地だとかそういった財産を処分したいということで建物を売りたい。その辺の売りたい人と買いたい人、昔も今もこれからは変わらない考え方と言うか、買い手のほうが物を決めるよし悪しを決めるのは確かですので、こちらのほうからいろんなことをやっても、やっぱり買う人がいい物件が出るまで待ってるというのが現状です。

今まで1件だったっていうのも改修、手を加えなくていいような物件から契約をされておりますので、なかなか出ません。

今後なんですけれども、いい物件が希望する、今、登録されてるやつを希望する物件が出ましたら、また補正で補助金等の要望をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 登録数、空き家バンクの登録数が非常に少ないですね。新城市のすぐにも住めるっていう空き家も何百件もあるんですね。何百件が登録されてないわけですね。とすると、その空き家はどんどんどんどん朽ちていくっていう可能性、今、住めるのに、5年、10年たったら朽ちてしまうという可能性もあるんですが、この空き家利活用事業で、もう少しですね、空き家バンク以外、これだけではなくて、これは利活用のためにはこういう政策も要るんじゃないかというものがどうしても必要かと思いますが、空き家バンク以外で空き家の利用っていうのは何か検討されているのでしょうか。

○丸山隆弘委員長 西村自治振興課長。

○西村仁志自治振興課長 作手地域自治区の新年度の予算に建議をした中でのことについて、紹介をさせていただきます。

作手地域自治区では、空き家の片づけ事業ということで、現存しているお宅で貸し出したいんだけど、中のものをどうしていいか。その処分や何かが課題になってくるという現状を踏まえ、地域の方がそれをどういう形で解決していくのかというふうな協議の上、そうした空き家の片づけに対して、補助金、所有者に対する補助金としまして、2分の1以内、上限5万円ですけれども、5件分の予算を計上しているものです。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 今、作手の件、紹介していただきまして、やはり地域で空き家の活用っていうのが基本になってくるんじゃないかと思ひます。

ですから、作手でそういう事例が出てきて、それが実績となってくるのであれば、ぜひそれをほかの地域自治区にも生かすという、そういうような検討も来年度、盛り込んでいただきたいと思ひますが、ぜひそこは連携取っていただきたいと思ひますが、どうでしょう

か。

○丸山隆弘委員長 加藤企画政策課長。

○加藤千明企画政策課長 市役所、こちらのほうからですね、自治区のほうにその点は話しかけ投げかけをいたします。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 次へ移ります。

2款1項17目地域活性化事業費、若者が活躍できるまち実現事業について、お伺いします。

若者の皆さんが一生懸命やっていたで、1年の任期を終えられた若者委員の皆さんが本当に生き生きと振り返っているという点では、若者議会の果たす役割は大きかったんだなというふうにも思っていますが、若者委員、限られてるんですね。年間、一生懸命やってくれてる人が10人ぐらいですか、これだけではちょっと若者参加と言っても、足りないのかなと。特定の若者だけではなくて、より多くの若者を、若者を広げていくということのためには、若者が参加できる場をもっとつくるべきかなというふうに思います。

高校生も今、若者委員に多いんですが、高校であれば、学校との話ができれば学校全体の中で、若者委員中心に、その学校全体と一緒に主権者としての教育できるのかなとか思うわけですが、若者への参加、幅広い参加というのは検討されているかどうか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 吉林まちづくり推進課長。

○吉林和久まちづくり推進課長 若者の社会参加の機会につきましては、若者が活躍するまちを推進するため、若者議会のほか、若者総合政策に位置づけられております若者チャレンジ補助金事業としまして、平成28年度、本年度でございますが、5つの団体が演奏会や新城ラリーですが、イベントでの花の飾りつけ、またフェアトレードの普及啓発などの事業を、この補助金を活用して行っております。

また、若者議会の第1期のメンバーから答申のありました事業であります若者防災意識向上事業におきまして、この第1期のメンバーが中心となり、実行委員会、若者防災の会「襷」という組織でございますが、これを組織しまして、9月25日に消防署で行われました防災フェスタにおきまして、競技形式での炊き出しバトル「Bousai1グランプリ」を開催し、当日はプレイヤーとしまして、新城高校、また黄柳野高校、新城東高校の生徒さんのほか、多くの若者が参加してくれております。

内容としましては、チームに分かれての限られた食材や調理機材を使っての炊き出しでカレーをつくり、それを来場者に試食していただいて、使ったスプーンを投票してもらうという感じで順位づけをしたわけですが、こちらにつきましても、表彰等を行ったところ、その高校の先生からは、ふだんこう表彰をされる機会もなかなかないので、こう生徒さん、表彰していただいて、自信につながったよとか、あとまた地域に飛び出して、こういう活動に参加することがないので、ぜひまた今後もあったら参加したいなどと、大変うれしい言葉もいただいております。

今後も、若者の自発的な活動を推進するため、この補助事業や若者の発案による生まれたさまざまな活動に幅広く若者がかかわれるよう、引き続き情報発信に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 先ほど質疑の中にこれから必要なのは、やはり主権者教育、自分が自治を担うというような子供たちをどうつくるかだと思います。

若者議会は、その一端を担っていると思いますが、余りにも限られている。

先ほども、消防の炊き出しの取り組みもということをおっしゃったんですが、やはりそこに

も限られた若者しかいないのかなというふう
に思いました。

先ほど、例えば若者委員に高校生います。
恐らく学校単位でも理解はしてくれると思う
んですね。行政が学校に出かけていきながら、
新城市っていうのはどういうものなのかって
いうことを全体の中で話をする機会というの
を設けることによって、さらに若者委員だけ
ではなく、新城に対する愛着を感じてもらえ
るようになるのかなということを先ほど提案、
質問させてもらったんですが、新城市は学校
も小学校も中学校も高校もありますので、そ
ういう学校ぐるみで自治っていうものを行政、
今、出前講座みたいなものもありますが、行政
として全体の子供たちに声をかけるという機
会をもっとふやしたらどうかと思いますが、
そういうふうなお考えはあるのかなというこ
ともその点についてお答えをお願いします。

○丸山隆弘委員長 吉林まちづくり推進課長。

○吉林和久まちづくり推進課長 今の第2期
の若者議会のメンバーですが、シチズンシッ
プ教育ということで、それぞれのメンバーが、
また中学校等に訪れて、主権者教育と言いま
すか、まちづくりについて、ちょっと話し合
う機会を設けたいということで、教育委員会
ともちょっと、教育委員さんともこの話し合
う機会を設けさせていただいて、来年度以降、
若者議会の委員がかかわり、中学校へ出向い
て、まちづくりについての話ができたという
ことで、現在調整しているところでござい
ます。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 次に移ります。

2款1項17目地域活性化事業、高齢者外出
支援サービス利用拡大事業、137ページです
が、事業内容についてお伺いします。

○丸山隆弘委員長 田中福祉課長。

○田中秀典福祉課長 高齢者外出支援サー
ビス事業は、高齢者の通院や買い物などを支援
し、社会参加を促し、閉じこもり防止を図る

ため、移動にかかる経費負担の軽減を行って
おります。

市内のタクシー会社2事業者と契約し、自
家用車を持たない80歳以上の高齢者を対象に
行ってまいりましたが、利用者の90%以上が
新城地区となっており、タクシー事業者が身
近にいない地域では利用がしづらい状況にな
っております。

このような状況から、平成28年度から高齢
者外出支援サービス利用拡大事業として、福
祉有償運送を行っているNPO法人等とも契
約をし、外出支援サービスの利用拡大を図っ
ております。

助成方法ですが、これまでの高齢者外出支
援サービスのタクシーの利用に関しまして、
利用1回当たり700円、年間24回を上限とし
ております。

福祉有償運送では、タクシーの半額程度の
料金設定となっておりますため、利用1回当
たり上限は600円、300円の助成券56枚の交付、
また事業者によっては月ごとに精算を行って
いる事業者もお見えになりますので、月額
1,400円を上限とした助成方法のいずれかを
選択していただいているところです。

それぞれ年額で1万6,800円を上限とした
助成を行っております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 この事業っていうのは、限
定されてるんでしょうか。例えば買い物利用
もできるんでしょうか。

○丸山隆弘委員長 田中福祉課長。

○田中秀典福祉課長 この利用者の方は、福
祉有償運送を事業者と、この契約を、個人個
人で契約を結んでいただいている方が御利用で
きると。その利用に際しての料金助成という
ような形となっております。

買い物だとか、通院だとかに利用はできま
す。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 買い物にも利用できるということになりますと、これも買い物難民の移動販売、これとも連携が取れるのかなというふうに思います。

こういった事業をあわせて移動販売ということも検討されているようにも思うんですが、この連携というのもお考えなんですか。

○丸山隆弘委員長 田中福祉課長。

○田中秀典福祉課長 連携と言いますか、今現在この外出支援サービスのほうは外に出て行くというようなところを主眼に置いております。

買い物難民のほうにつきましては、外出がなかなかしづらいような方のところに品物を届けるという観点から進めておる政策でございまして、それぞれ御希望されてる方がそれぞれの目的で利用をしていただければよろしいかというふうに考えています。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 次の質疑に移ります。

2款1項17目地域活性化事業、地域産業総合振興施策推進事業、139ページについてお伺いします。

事業内容について、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 加藤商工政策課長。

○加藤宏信商工政策課長 地域産業総合振興施策推進事業につきましては、平成27年12月に制定、施行した新城市地域産業総合振興条例に基づき、昨年2月、産業自治振興協議会を組織し、産業自治基本計画に関する協議を続けています。

特に、地域課題解決をする仕組みや起業、創業を支援する体制等について、重点的に協議を重ねてきました。

こうした協議内容や意見を踏まえて、平成29年度当初をめどに新城市産業自治基本計画を策定しているところです。

平成29年度は、この協議をする中での内容について、具体的な事業内容としております。

まず、産業自治振興協議会を継続開催いた

しまして、産業振興策や支援策への意見等を伺い、政策に反映させます。

次に、事業所実態調査を実施いたします。こちらのほうは商工会、各種団体、事業者、学生等と連携し、事業者に対してヒアリング調査を行い、現状把握に努め、地域産業の振興に反映するよう検討してまいります。

また、地域活動支援事業研修会を開催いたします。地域の課題解決や起業、創業された方、また予定されている方々や興味のある方を対象に、研修会を開催いたしまして、円滑に事業に取り組まれるように支援いたします。

最後になりますが、販路拡大、販売促進のため、積極的に市外で開催される企業展などに出席される負担を軽減することを目的に、事業者への支援を行ってまいります。

こうした事業に取り組み、市民、事業者、地域金融機関、行政、各種団体と連携し、地域産業の振興が図れる仕組みを強化し、市内での消費、取引等を通じて、資本の循環を促し、地域経済が持続的に発展するよう事業展開を進めてまいります。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 計画がこれから基本計画、産業自治基本計画ですか、これが今年度できるわけですかね。

いつも計画っていうのは、いろんな立派な計画できるんですが、なかなか成果が上がらないっていうのが自分としての思いというか、今までの記憶になるんですが、地域の産業を起こすっていうことは非常に難しいと思います。

先ほど行政として、地域の資源の生かし方という、この提案がないと、なかなかほかの事業者、ほかの地域からの事業者であったり、起業したい人たちとのマッチングがうまくいかんじゃないかなというふうに思っていて、この地域産業振興施策推進事業の中で、やはり新城市としての地域の資源の生かし方というのは、より具体的に分析し、提案できる状態

にするべき。その上で、いろんな方たちとも相談をしていかないと、皆さんどうですかって聞いてるだけでは、従来の計画以上のものできないと思うんですが、事業所の実態調査とかしてもですね、なかなかこの地域どうしたらいいのかというのは、世界経済が停滞してる中では、いい発想出てこないと思います。やはり行政の果たすべき役割が出てきてると思いますが、行政として、いろんな情報、提供する、情報を集め、提供するという、そのところの第一弾のところ、これが重要だと思いますが、そこについてはどのようにお考えなんでしょうか。

○丸山隆弘委員長 加藤商工政策課長。

○加藤宏信商工政策課長 今お話にありましたようにまず自治体が、市が現状把握が今しっかりできてないってところに着眼いたしまして、ヒアリング調査を行って現状把握します。

もう1つは、市内の今現在の事業所、事業を行っている方たちで地域の課題等をどのように解決していくかっていう、事業者たちで解決することに支援する仕組みをつくる準備をしております。

ですから、ヒアリング調査によって、現状把握に努めましたら、市内の事業者を含めまして、その課題を解決していく策を検討してまいります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 次の質疑に移ります。

2款1項17目地域活性化事業費、輝く女性創業支援事業、139ページになりますが、事業内容についてお伺いします。

○丸山隆弘委員長 加藤商工政策課長。

○加藤宏信商工政策課長 輝く女性創業支援事業につきましては、子育て中の女性を初めといたしまして、女性の起業、創業、働き方の選択肢を広げるために、市内で自分の資格等を生かして創業している方、及び創業を予

定している方などを構成員といたしまして、仮称ではありますが、輝く女性創業支援推進会議を設置いたします。

具体的には、有識者、経験者を交えまして、勉強会及び事業を実施している方なら事業改善等について話し合いを行います。

このような検討を行うことによりまして、女性の企業への就業支援だけではなくて起業、創業に対する課題等を洗い出し、起業、創業しやすい環境を整えるように検討してまいります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員の質疑が終わりました。

委員長から申し上げます。先ほどの西村自治振興課長の発言につきまして、不穏な部分があると思われまので、後刻、録音を調査の上、措置をいたします。

次に、2番目の質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 それでは、お願い申し上げます。

2款1項1目、資料75ページであります。

常勤特別職退職手当というのが計上されておると思いますが、この常勤特別職退職手当については、月額報酬掛ける在任期間掛ける、職種によっても違うと思いますが、35%、もしくは25%で計算をするとあります。これについての妥当性についてお伺いします。

○丸山隆弘委員長 鈴木人事課長。

○鈴木隆司人事課長 常勤特別職の退職手当につきましては、新城市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例第6条の規定に基づき、市長等の任期ごとに支給するもので、近隣他市の支給状況と比較しても、同等あるいはそれ以下の状況にあることから、新城市の退職手当の額につきましては、妥当なものであると考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、再質疑をさせていた

できます。

歳入の部分でも、税収が下がっているって
いうことであります。まだ数字が市民税が1
億3千万円という。こういった状況の中で、
他の市町村とも比較があるかと思いますが、
単純に今の数値を掛け算をしてパーセンテ
ージを掛けるということが妥当であるのか。や
はり体力に合った状況の中での数値を捻出す
るのが本来ではないかと思いますが、その点
について検討されたものなのか、短的に考え
方だけで結構です。

○丸山隆弘委員長 鈴木人事課長。

○鈴木隆司人事課長 支給率の割合について
は、近年、検討はしておりません。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 最後の部分も含めてでござ
いますが、4年間という任期だというふうに
理解する訳で48カ月で計算される訳ですが、
一般の職員の方が35年勤務されて、例えば
45万円の月額報酬をもらっていると、
49.595と思うんですが、これを掛けても
1,227万5千円ほどですか、やはり職員につ
いては、それぞれ頑張ってみえる中での評価
だと思いますし、民間レベルも理解できます
が、やはり特別職っていうのは、大きな責任
を持って市域全体を動かしている職責から、
確かに一律の数値というものはいいのかもし
れませんが、1つには自分たちの市の体力に
合ったもので評価をしていくということが大
切だと思いますし、これ退職給与として毎月、
毎年積み上げてはならないもんですから、1年
間、4年間4年ごとに突発的に、突発的って
言うたら恐縮なんですけど、出てくるというこ
とでありますので、そこら4年間の任期中の
在任期間中、任期中の調整等も含めてみえて
の結果としてが、これ計算しますと、
2,484万円になるんですが、そこらをやっぱ
り吟味すべき時代じゃないのかなということ
を感じますので、まだまだ執行するわけでは
ありませんので、執行段階でもそういうこと

を含めてお考えなのか、これについて再度質
疑します。

○丸山隆弘委員長 鈴木人事課長。

○鈴木隆司人事課長 特別職の報酬につつま
しては、新城市の報酬等審議会がございま
す。基礎となる報酬月額等の金額を民間の方々に
審議していただく機関でございまして、そ
ちらのほうに諮問しながら、どのような割合
がいいのかというのを検討していきたいと思
っております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 時代の趨勢に合わせて、対
応していただくという理解をさせていただきました。

では、次に参ります。

2款1項1目の一般管理費、指定管理者制
度推進事業について、目的と事業の効果につ
いて、お伺いします。85ページであります。

○丸山隆弘委員長 鈴木行政課長。

○鈴木勇人行政課長 この指定管理者制度に
つきましては、住民の多様化するニーズに、
より効果的、効率的に対応するため、公の施
設の管理に民間の能力を活用し、住民サービ
スの向上を図るとともに、管理に要する経費
の節減等を図ることを目的といたしまして、
平成25年の地方自治法の一部改正に伴いま
して、導入された制度でございまして、

失礼しました。平成15年です。失礼しまし
た。平成15年の地方自治法の一部改正に伴い、
導入された制度でございまして、

ここでは、平成29年度末に指定管理期間が
終了いたします新城市養護老人ホーム寿楽荘
と新城市デイサービスセンター寿楽荘の指定
管理者を公募により選定することとした場合
の指定管理者選定審議会の委員報酬等に要す
る経費が計上してございます。

なお、事業効果につきましては、公の施設
の所管課におきまして、検証することとなり
ます。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 寿楽荘での対応についてという御答弁いただいたわけではありますが、総務費でございますので、本来でいけば、寿楽荘だけではなくて、地域全域の公共施設を指定管理にする。それについてはどれをどういうふうにして、どれをするかということの推進事業だという理解をしておりましたので、やはりシンクタンク部分としての推進事業であるならば、あくまでもこの個別のある施設のものだけではなくて、指定管理全体で推進事業として公共施設というふうに思うわけがありますが、その点についていかがでしょうか。

○丸山隆弘委員長 鈴木行政課長。

○鈴木勇人行政課長 行政課におきましては、こういった指定管理者制度に基づいて、指定管理をする場合のいわゆる窓口と言いますか、所管課となっております。

したがって、指定管理に関する庁内の調整会議等を通してこの施設については指定管理したほうがいいのか、やはり直営でやったほうがいいのかということを議論します。

委員御承知のことかと思いますが、以前まちなみ情報センターは公募で指定管理をおったわけなんです、直営にしたというような経緯もございますし、西部福祉会館におきましては、これは以前、任意で指定管理をしていたものを公募による指定に変えたというケースもございますので、そのように指定管理が終了する前の年度におきましてこの施設は従来どおり公募をして指定管理をしたほうがいいのか、そうではなく、公募によらずに、いわゆる任意で指定管理、指定って言いますか、指定管理をしたほうがいいのか、はたまた直営でしたほうがいいのか。そういったことを調整会議で議論をして決めていく方向で進めております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 指定管理については、また後のところでも質疑がございますので、だいたい今の答弁を踏まえて、行きたいと思います。では、次に参ります。

2款2項2目の賦課徴収費であります。資料147ページ。

臨時雇用賃金の拠出となっておりますが、なぜこの職員が必要であり、庁舎内での完結型になれないのか、この点についてを伺います。

○丸山隆弘委員長 片桐税務課長。

○片桐厚史税務課長 平成29年度は、平成30年度評価替の前年度に当たり、資産価格の変動に応じ、評価額を適正かつ均衡の取れた価格に見直す作業を行う必要があります。

評価替業務の一例としては、鉄道敷地部分の課税内容やゴルフ場用地の課税内容の見直し、路線価の決定などがありますが、これらの評価替業務に加えて、通常の業務として、毎年度実施している土地の売買などに伴う現地調査や新築家屋の家屋評価を並行して行う必要があります。

このため、評価替の前年度に限り、臨時職員を採用して、評価替業務に必要な基礎資料の作成や現地調査等を実施するための公図や航空写真の印刷、整理など、評価には直接かかわらないが、時間のかかる作業を臨時職員に行っていただくことで、職員は限られた時間の中で市内全域の適正課税に向けて評価替業務に全力を注ぐこととしております。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、お伺いします。

臨時職員昔は多分固定資産評価委員ということで、各地域のご迷惑をかけたと思うんですが、そういった方ではないのかもしれませんが、その要員数は何名の方で地域を回るのか。

○丸山隆弘委員長 片桐税務課長。

○片桐厚史税務課長 臨時職員の方は単純の

業務を携わっていただくもので、職員が現場調査に出ていくとか、評価替の事務に直接かわってくるものですから、評価に直接かかわらない単純な資料を焼いていただく、印刷をしていただくとか、これの整理をしていただくとか、職員が時間をとられてしまうもの以外の単純な業務を、この集中的に期間を臨時でお願いして携わっていただくという業務になります。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 ちょっと外れて恐縮なんです、ここにあります委託料、2,200万円のうちの2千万円であります、これは先ほど課長が答弁していただいたとおり航空写真、広域連合がやっています航空写真、都市計画課なのですが、それも含めてのものなのか、ちょっとはなれますが。

○丸山隆弘委員長 山口委員、通告から外れておりますので、よろしく願いいたします。

○山口洋一委員 外れているとお断りしましたが、わかりました。はい。

では、次に参ります。

2款6項1目の監査委員費、163ページであります。

工事監査詳細と期待する効果について、お願いを申し上げます。

○丸山隆弘委員長 片桐監査委員事務局参事。

○片桐敏行監査委員事務局参事 工事監査は、市が行う工事において、契約前の計画、設計、積算、施工途中の必要な手続、書類、不経済な支出、施工不良等について、工事が適正かつ効率的、経済的、有効的に行われているかを主眼に実施し、監査結果を関係者に報告することで、是正、改善を図ることを目的とするものです。

今回の工事監査は、新庁舎建設工事の施工途中での監査を予定していますが、これは工事費が高額であること、施工後の維持管理に多額の費用がかかること、また市民の関心が高いことなどから、工事の技術的な内容の評

価も必要と考え、実施するものでございます。

この技術調査業務委託により、専門的な知識や技術面での支援を得て、監査を行うことによりまして、監査の公平性の確保と透明性の向上を図ることができるものと考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 再質疑します。

今、技術的問題であるとか、施工途中の技術的問題であるとかということ監査をする。要するに、その部分は外部からそういった指導を受けて、現在の担当部署、そして監査委員さん、議選の監査委員さんおりますが、その方たちで知識だけ得て監査をするのか、そういった知識がある者が一緒になって監査をするのか、その点についてお伺いします。

○丸山隆弘委員長 片桐監査委員事務局参事。

○片桐敏行監査委員事務局参事 ただいまの御質疑でございますけれども、委託業務でございますので、相手方の業者から調査報告書というような形で報告書等をいただきまして、そういったものを踏まえまして監査委員さんの合議による監査ということで、結果を出すということになると思います。よろしく願いいたします。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 委託業務でということですが、実際に監査委員さんは結果報告だけじゃなくて、途中、監査した経過、経緯っていうことをお聞きにならないこちらの工事ですと、恐らく週に一度は工程会議というのがございまして、あると思うんです。その中で今の工事の進捗状況であるとか、設計当初に含まれた部材の使用であるとか、もっと言えば、打設コンクリートのニュートンの計算しているものが合ってるかどうかというものも含めてやるのが当然であります、今の答弁からまいりますと、委託でありますので、そのデータに基づいて確認していきますということで

あったんでありますが、それだけでよろしいんでしょうか。

○丸山隆弘委員長 片桐監査委員事務局参事。

○片桐敏行監査委員事務局参事 ちよつと当時の監査の委託の内容につきまして、ちよつと御説明が不足していましたので、再度説明します。

例えば、契約に必要な書類は完備されているのか、その内容は適正であるのか、それから工程でありますとか、設計等に従って適切に施工されておるのか。

それから、今言われました協議や工事の会議が適切に行われてるか。

それから、あと現場の安全管理でありますとか、それから周辺に住宅地がありますので、地域住民への環境安全につきましても、適切に行われるか等々こういったものについて委託料の中でお願いしております。

○丸山隆弘委員長 片瀬総務部理事。

○片瀬雅好総務部理事 先ほど、工事中の工程会議の話が出ましたので、少し誤解のないよう補足させてもらいたいと思います。

委員御指摘のとおり、毎週、工程会議を行っております、そこでは今、指摘がありましたような、品質管理から工事の進捗管理をきっちりやっております。

今回監査を受けるということになりましたら当然そうしたものが適正にされてるかということ、を第三者の、さらなる第三者の視点で行われるものというふうに考えておまして、そこでもし御指摘いただければ改善しますし、今後の事業にも生かしたいと思っておりますし、新たな視点で私どもは監査があろうかなかろうがしっかりやりますけれども、新たな視点というのはあろうかと思っておりますので、参考に、有効に生かしていきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員の質疑が終わりました。

ここで、しばらく休憩をいたします。

再開は、13時15分といたします。

休憩 午後0時17分

再開 午後1時15分

○丸山隆弘委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

次に、3番目の質疑者、山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 それでは、歳出、2款1項1目の一般管理費です。財産区調査研究事業、ページ、85ページです。

基本方針とともに、調査研究事業の内容と進捗状況について伺います。

○丸山隆弘委員長 吉林まちづくり推進課長。

○吉林和久まちづくり推進課長 財産区調査研究事業につきましては、平成30年度から新基準に基づき、地元財産区の管理会の方針等を尊重しまして、財産区の管理、運営を行うことを基本方針としまして、平成25年度から平成28年度にかけ、各財産区での運営状況の確認などを行いまして、これに基づきまして、関係法令や先進地での実際の運営の状況を調査研究しまして、市の会計管理者を通しての予算執行、財産区管理会委員の報酬単価の統一等を平成30年度から実施するものであります。

平成25年度から財産区管理会会長会議や各財産区での説明会等で調整、周知を行わせていただきまして、平成28年7月19日に行いました財産区管理会会長会議におきまして、統一基準での運営を最終確認し、各財産区での同意を得た後に、財産区での運営を行うか、認可地縁団体への移行をするか、あるいは市へ財産を無償譲渡するかの判断を行っていたいております。

現在、6つの財産区が認可地縁団体への移行を、同じく6つの財産区が財産区としての引き続き運営をすることを正式に決定されております。

なお、認可地縁団体へ移行する財産区につ

きましては、移行に伴い、必要となります登録免許税や不動産所得税などの費用を補助する措置を行っているところでございます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 この財産区というのは、御存じだと思っんですけども、昭和30年の市町村合併の際に、合併を促進する意味で旧町村の財産当時は非常に木と言うか、山が価値があったもんですから、財産区として地元に残していいよということで行政的な合併をしたわけなんですけれども、それから既にですね、ことしで30年ですので、62年たってるわけですね。

そして、当時やった、例えば40歳でかわった人がもう62年と言うと、100歳を超えてるわけなんで、実際は完全な世代交代が起きて、その後財産区という形でいろいろ山の管理なんかしてきた方の多くもかなり高齢になって、時代の大きな節目になってるっていうものは認識するわけなんですけれども、そうした際に、この認可地縁団体、それから財産区という、こういう形で残していくというお話でした。それはそれで現時点ではそのとおりでよからうかと思いますが、将来合併の際には旧町村単位で残した財産区というものを一応なくすると言うか、消滅させる方向で話合ってきたと思うんですね。当時の合併したときの方向で。60年たってもまだ残しておくというような形で今現在もなってるんですが、将来について、この後10年先とか、市の方針としては、どちらのほうへ持っていくような考え方になっているのか、その辺について、地域がどういうふうに望んでるっていうのは、またこれは別の意見として、財産の持っているところは大きく財産区として残していこうという意思が強いでしょうし、いろんな判断があると思うんですけども、市の基本方針として、最終的にはすべて財産区というものはなくするという方向で考えているのか、その辺

について伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 吉林まちづくり推進課長。

○吉林和久まちづくり推進課長 財産区の存続につきましては、現在の財産区としてなり立つところにつきましては、そのまま財産区で運営をしていただくと。

また、監査の指摘もありましたとおり、財産区の体をなしてないものにつきましては、いろんな方向性を財産区で確認していただくということで進めておりますので、今後も財産区は存続するという方向で、地元の判断を仰ぎながら、存続するところは存続していくということで考えております。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 わかりました。

そうすると、この先、例えば50年も先も一応、基本的には財産区という形で、財産区運営ができるような一定の財産があるところについては、地域で運営していくと。そういう考え方なわけですね。

それに基づいて、じゃあ財産区で今の形で運営していくというのは6つだということでしたけれども、ほかの地域とのこの地区のバランス、こういう地区に財産がある、ないという。この辺の調整と言うかはどういうふうな形でされていくわけですか。

○丸山隆弘委員長 吉林まちづくり推進課長。

○吉林和久まちづくり推進課長 ちょっと説明のほうが足りなかったのかなと思いますが、現在23の財産区がありまして、平成30年度までに方向性を決定してくださいということで、正確に、もう財産区やっていきますと、明確な表明をいただいた財産区が6カ所。認可地縁団体へというのが6財産区ございます。

ですので、今23から6財産区を引きまして、17財産区。そのうちまたあと無償譲渡という考えてるところもありますので、最終的には15から17ぐらいの財産区が今後も存続していく方向になる予定です。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 今、この年度がわりの時に非常に地域の方のこの新旧役員の顔見せ会って言うんですかね、いろいろと事務の引き継ぎ等の会合があって、そういうところでは、大変この財産区の今後どうなっていくんだろということ、不安視されてる方が結構そういう声が挙がってるわけですね。それでちょっとお話を聞いたわけなんですけれども、ある程度、市のほうがどういう腹なのかなかなかわからないと言うか、いろんな意見を聞きましたので、あえてやむなく基本方針というふうに出したわけなんですけれども、私自身は、基本的には財産区っていうのはもうなくする方向を考えるべきだって言うか、当初の合併の時の話だと、当面は財産区として残すけれども、将来的にはなくすような取り決めと言うか、申し合わせになっていたように思うんですけれども、その辺は認識と言うか、そういうのが違うと思うんですけれどもね、もう一度、再度伺いますが、この各地区によっては大きな財産区という形で財産区があるわけなんです、平成30年度以降は、かなり、使い方についても同じ従来の財産区とは違って、これまでの財産区とは違って、かなり使い方、使い勝手が厳しくなると言うか、そういう大きな変化があるわけですね。その辺についてちょっと説明していただけますか。

○丸山隆弘委員長 吉林まちづくり推進課長。

○吉林和久まちづくり推進課長 平成30年度以降につきましては、今まで会計、通帳等は各財産区で処理していただいたものを、これに基づきまして、会計管理者を通して支出をしろということですので、大きな点としましては、会計、通帳を市で管理するという形になります。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 市で管理するようになると、何が変わるようになるんですか。いろいろ使い勝手の問題等も市民の間とか、関係者の方

もいろいろ言ってるんですけども、どうもちょっと一定しないので、何がどういうふうになるのかというようなことは、きちっと財産区の管理の方に周知はされてるわけですか。

○丸山隆弘委員長 吉林まちづくり推進課長。

○吉林和久まちづくり推進課長 財産区の管理会の方から地元の説明会を行ってほしいという要望がありますから、地元へ出向きまして、今まで合計56回の説明をさせていただいております。

その中で、会計管理者を通しますもので今までのように立てかえ払いで買うとか、そういうことはできなくなりますが、指定の店等で購入してもらおうとか、そういう会計の方法が市の基準に従ってやっていただくということは、今まで周知させていただいております。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 これで最後にしますが、向こうでは。

この財産というのは、今の現在の制度では無理かと思うんですけれども、地域自治体の関係の事業に充当していくというようなことは、形としてできていくもんなんですか。

○丸山隆弘委員長 吉林まちづくり推進課長。

○吉林和久まちづくり推進課長 財産区自体が1つの法人ですので、それからほかのところへということは考えておりません。特別地方公共団体の法人ですので、済みません。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 1つお願いですが、最後のお願いですが、まだまだ財産区の管理委員になられた方の中にも、大分その辺、迷っておってと言うか、きちっとした情報がなくて、判断するに不安視する声も聞かれますので、きちんとなるべくきちっとわかるように、こう特に新しくなられた就任された方等に説明して行ってほしいなと思うんです。

それと、やっぱり過去において、この財産区っていうのはどういう形で、経緯で現在ま

で来てるかということもきちっと掌握していただきたいと思います。

次に移ります。

2款1項5目、人事管理費、職員研修事業、97ページ。

事業内容と必要とする職員像を伺います。

○丸山隆弘委員長 鈴木人事課長。

○鈴木隆司人事課長 本市の研修事業の体系につきましては、昇任時などの節目、節目で行います階層別研修、人事課が主催して行う一般研修、外部の研修機関で行う派遣研修から構成されております。

特に、人事課主催の一般研修につきましては、管理、監督職のマネジメント能力向上のための研修を中心に、人や組織の活性化に寄与する管理能力の向上と組織の力を最大限発揮するための業務推進力の強化を図れるような研修プログラムを予定しております。

必要とする職員像につきましては、新城市人材育成基本方針に職員に求められる能力や行動が具体的に明示してあるわけでございますが、目指すところの「市民価値を高めることのできる職員」の育成に向け、特に地域経営の視点、市民との協働の視点、安全・安心の視点の3つの視点を兼ね備えた職員の育成に今後も努めてまいります。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 ありがとうございます。

今の答弁で大体のことはわかったわけなんですけれども、やはりいろいろ事業、行われている事業等を聞いてみますと、どうも現業部門って言うんですかね、建設部門だとか、そういうところでスピード感がないというようなお話があったり、いろいろ不公平感のような声がちらちらと聞こえるわけなんですけれども、職員の個々の資質と言うのか、それと課内担当課全体の話になるのか、よくは私自身そこに踏み入って調査したわけではないのでわかりにくいわけなんですけれども、特にそ

ういう従来1つの問題としては、いろんな大きな事業、施設建設に際しても、非常に完成間際になって補正を組んだりとか、いろんなことが補正予算組んだというようなことがあって、そういう設計監理と言うんですかね、いろんな事業をしていく管理という部門できちっとチェックができていますのか。要するに請負業者を管理できているのかとか、そういったところで若干どうなのかなというような気がしました。これまで何点か見てですね。

その辺で、もう少し現業部門のほうに一般的な企画部門で計画をつくったりなんかするほうは、それはそれでうまくできるとは思うんですけど、一定評価するものですが、どうも現業部門で何かぎくしゃくと言うか、余り芳しくないように思うんですけど、そういったいわゆる現業部門の職員を研修するとか、何かそういうような形のをこの研修事業の中で考えているのかいないのか、伺います。

○丸山隆弘委員長 鈴木人事課長。

○鈴木隆司人事課長 特に、建設技士、技術系の部門の職員というような方でよろしいですか。

技術系の部門と言いますと、建設部等ございますけれども、職員のそれぞれの担当する業務、土木であったり建築であったり、それぞれの研修機関、国の外郭の研修機関等がありますので、そちらへ派遣研修で出させたりというようなことで、研修は組ませていただいているところで、また職員の確保も非常に大切なところでございますので、毎年、技術、一般事務系の職員とあわせて、技術系の職員の募集も努めておるといって感じで、技術系の職員の資質の向上には努めておるといってでございます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 特に、技術系の分野の職員の方だと、生涯、技術系で採用されるとずっ

と技術部門ということが多いと思うんですけども、特に県との共同事業と言うか、県に研修に行くなり、県との関係という意味で、若干、私自身もここ、こういう立場にさせていただいて今まで見てきて、どうなのかなというところが、感じるところが率直に言っているわけです。

特に、県との関係がうまくきちっとスピーディーに行かないと、なかなか事業というのはまあ国もあるわけですけども、うまくいかないように思うんですが、その点で特に県との関係上位のところ、上位の機関との関係等について、特別に何か従来、問題点として指摘されたとか、力を入れていくというような観点はないわけですか。その部分について伺います。

○丸山隆弘委員長 鈴木人事課長。

○鈴木隆司人事課長 県との機関との人事交流と言いますか、特に数年前ですけども、新城・設楽建設事務所のほうへ職員を、技術系の職員を1年間派遣したという経過もございますし、数年前も市のほうへ県の技術系の職員の方が来て、業務に携わっていただいたということがございます。

一般事務系職員につきましては、定期的に県の総務部のほうへ派遣したりとかしておりますので、技術系の職員についても、いろんなチャンネルを使いながら、きちっと習得ができるように、今後検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 ぜひ積極的にそういうそれぞれの職員の方々の資質をうまく使って、市のためになるような、市民のためになるようなことをやっていただきたいと思っております。

次に移ります。

2款1項7目、地域活性化事業費、結婚支援事業、135ページです。

事業内容及び対前年度比で減額になってお

るわけですけども、その理由と今後の方針について伺います。

○丸山隆弘委員長 加藤企画政策課長。

○加藤千明企画政策課長 事業内容は、市内の未婚男性と市内外の未婚女性との出会いの場をイベントの開催により創出いたします。

イベントの開催に当たっては、参加者に新城の魅力を感じていただくことを重点に置きます。

減額の理由につきましては、周知に係る経費の減額です。平成28年度は、雑誌掲載による周知に力を入れたのですが、参加者の4割の方がアンケートから、人から聞いてと回答していましたので、平成29年度は包括連携協定を結んだ金融機関の協力やSNSの活用による周知を考えています。

今後の方針ですが、アンケートによると、平成28年度の参加者の4割が結婚への意欲が高まったと回答しています。男性は5割以上がそう答えています。

また、市外から参加された19名のうち、半数の方が機会があれば新城に住んでもいいと回答しています。

こうしたことから、平成29年度は、平成28年度のイベント内容を基本に、多くの若者や婚活イベント体験者等の意見を聞いて改良を加えたいと考えています。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 以前、昨年の12月議会ですかね、私は取り上げて、この市内の若いと言うか、女性の方が市外に流出する率が東三河の中でも新城市が一番多いよと。

それから、結婚する率も一番低いよと。

それから、子供の出生率も低いよというようなことを指摘させていただいたわけなんですけれども、県の平均よりも低いような部分もあったわけなんですけれども、何かこの新城の地域というところに、そういう何か原因があるんじゃないか。ほかの市から比べてみても決して新城というのは、住みにくいこ

ろではないというふうに思うわけですが、何かこう、ここから都市部なりに移転して流出してしまう方が現実として多いわけですね。10年、20年取ってみても。過去にさかのぼってみても、統計的にはそう出てるわけなんで、その現実を踏まえて、こういう形でいろんな出会いの場を設ける環境整備、そういう形をするということなんですけど、このままでいいのかなという、ちょっと気がしてるわけ。そう思っていたところで、減額ということになってしまったので、これはあきらめてやめるのかななんて、ちょっと思ったわけなんですけれども、改めてこのその辺、厳しい現実について、どういうふうに考えておられるのか、再度伺います。

○丸山隆弘委員長 加藤企画政策課長。

○加藤千明企画政策課長 厳しい現実ということでもありますけれども、先ほどの答弁にもありましたけれども、アンケートによると参加の方が人から聞いてというふうに回答してました。

婚活イベントの参加のほうも、友達と誘って参加するという方が多かったものですから、そういったことを考えて、減額をして、SNSアイコンナビあいち出会いポータルサイトあいちナビですね、そういったところが結構効果があるということがわかっておりますので、そういったものを使ってやるということで、宣伝方法を安くただけですので、去年よりも落ちるということはないと考えております。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 それで、安心したと言うか、一定理解できました。その点については。

ちょっとそもそも論になるんですけども、やっぱりこの現在まちづくりとか、いろんな形で言われてるわけなんですけど、基本的にはこの家庭と言うか、きちっとしないと、社会へいわゆる言葉がちょっとなかなか言いづらい、こういう公の席では言いづらい面も

あるわけなんですけれども、個人と言うか、1人でシングルライフでやっていく方と、それからきちっと結婚して家庭を踏まえて、きちっとして所帯をしてという、そういう2つの形もあって、それがだんだん高齢化してくると、1人になったりもしてくるわけなんですけど、いわゆるそもそも論で、まちづくり云々を言っても、基本的に家庭というものをきちっとしないと、各戸そこから出てくる各家庭が何件かかたまると、10件や20件がかたまると1つの組をつくったりして、それがまた何件かあって、区をつくってきて、それが協働体になってるわけなんですけれども、基本的に一番目の核の部分の部分が何か弱いと言うのかな、今、時代も違って、かなりシングルライフの方が多かたたりするわけですね、実際、地域の中に入ってみると。

そうしたところで、やはりこの今も言ってるような、この結婚をする若い人らにどのよう、お見合いの場と言うか、婚活の場を提供する。それを情報提供をしながら、外部からいろいろするという、このやり方で効果があるのかなという点については、疑問なわけですね。

先ほども言った、実際で実数値として下がっている。新城は厳しい現実だよ。けどもアンケートすると、新城はいいところだねって言って、何か言葉の上では前に進んでるような、そんな話にもなってるよということなんですけど、ちょっとこの認識が違うんじゃないかと思うんですけども、そもそもそういった結婚そのものに対する考え方等について、若い人たちにある程度このレクチャーすると言うか、何か思いを聞いていくとか、そういう分野まで踏み込んでいかないとと思うんですけども、その辺については従来どおりのこの結婚支援というやり方でいいのか、その辺まで議論してるのか。そういう経緯があったら教えていただきたいと思います。

○丸山隆弘委員長 加藤企画政策課長。

○加藤千明企画政策課長 結婚はあくまでも本人の意思による決定というふうを考えておりまして、そのところまで細かく皆さんに聞くことはしておりません。

この結婚支援事業、結婚支援事業という名前ですけれども、婚活、あくまでも結婚のきっかけづくりということでやっております。昨年度人口ビジョンのアンケートのときもそうですけど、新城市に出会う場がないというふうな話もありました。

そういったこともありますので、こうした事業を続けていくことが大事だというふうに考えております。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 ちょっとずばり聞きますがね、僕は恐れずに、こう市民の皆さん、積極的に結婚してくださいというふうに行政が言うことはできないんですか。

○丸山隆弘委員長 加藤企画政策課長。

○加藤千明企画政策課長 市民の皆さん、結婚してくださいって気持ちはありますけれども、言えないって言うか、皆さん結婚してと要するに若者にプレッシャーを与えてはいけないと思います。いろんな意味で若者にさまざまなプレッシャーを取り除くことも大事だというふうに思っております。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 その辺が一番難しいところだと思うんですけれども、私自身は結婚してくださいというのは火の用心や交通安全とそう変わらないぐらいのもんですけども、ただそこで人権の問題だとか、いろいろかわっていることは想像はできますけれども、しかし今後、今のこの現状、厳しい現状を考えてみると、何らか研究していいフレーズを考えるなりして、内容としては、皆さん結婚してくださいよって、早目に結婚してくださいよと、こう言えるような社会をつくっていかないと、子供、子育てのこう充実を図りますとか、いろいろ言っても、肝心な子供が生まれてこ

なきゃ何にもならないわけなんで、子供が生まれるという、そこをこう、きちっとポイントを合わせて私はやっていくべきだと思うんですけれども、その辺について、この課内と言うか、担当の中で議論するっていうことではないですか。子供をこう、ふやすにはどうすればいいかっていうようなこと。

○丸山隆弘委員長 加藤企画政策課長。

○加藤千明企画政策課長 新城市の女性が子供を産み、育てやすい環境をつくっていくことだと思います。子育てから、教育からいろんなことで、新城、住みやすいここに住んで子供を育てたいというふうな社会をつくるということが一番だと思います。

課内の中でも、企画課の中でも、例えばこの婚活に関しましては、担当レベルで話をし、こういったことをやりたいっていう話と昨年は農協だとか社会福祉協議会だとか、いろんな関係するところの人と協議をしております。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 ずっと議論しとつても結論出そうにないんで、次に移りますが、ただ1点その分野に踏み込まないと、やはり結果として、現実として、若い女性の流出っていうのは、新城、この地域で一番多いわけなんで、自治体単位で考えると。そのこの点の分析をきちっとしないと、私はずるずる行ってしまうのかなっていうふうに思うわけです。ぜひ課内で考えて担当者の間でそういった現実について、もう1回データを分析して、どうしたらこう新城で子供を産み、その子たちを育てていけるのか。子供を育てやすい環境、産みやすい環境っていうことはもちろんですけれども、もう一步踏み込んで、何か考えていただきたいということを意見として添えさせていただきます。そうしないと何か人口減少っていうものの外側のまんじゅうばかりつくって、あんこのないまんじゅうつくってるような感じがして仕方ありませんので、その

辺についてはきちっとお願いしたいと思いません。

次に移ります。

2款1項17目、地域活性化事業、グローバル人材育成事業、141ページですけれども、事業内容と求めるグローバル人材像について、伺います。

○丸山隆弘委員長 加藤企画政策課長。

○加藤千明企画政策課長 事業内容は、スイス、ヌシャテルとの高校生相互派遣交流及び同都市からの国際交流員の招聘、本市若者議会を初めとする若者とニューキャッスル各都市の若者議会委員等とのワークショップや交流を行うニューキャッスル若者会議を開催します。

本市が考えるグローバル人材像は、外国語を話すことができるというだけでなく、文化、価値観の異なる人々とのコミュニケーション能力や多様性あふれた知恵があり、主体的に取り組むことができる人材ととらえています。

この事業により、国際社会だけでなく、国内あるいは地域において活躍する人材が育つ契機にしたいと考えています。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 具体的にグローバル人材つくるって言って、まあ高校はありますけれども、英語はやってる。その上位機関はないわけですね。大学といったようなものから、専門学校はないわけですね、これに対する。この昔で言うグローバル人材っていう国際人って言うか、そういうような言葉で置きかえていくのかなとも思うんですけども、新しいグローバルっていう形が出てきた以上は、こう広がりを見せてると思うんですけど、この新城の中で、この確かにこうやって説明されて計画つくる。これは立派できちっとしたもんだと思うんですけども、実際それじゃあどういうグローバル人材をつかって、その方はどういうふうにして、ここに定着して、なりわいをどういうなりわいと言うか、生

活していけるのかっていうようなことを考えていくと、このグローバル人材つくったはいけれども、この人はグローバル人材となった時点で新城から出て行かざるを得ないというようなことにも私はなりかねないと思うんですけども、そういう定着させるって言うんですかね、この若者なりにきちっとこの何をもっていいのかが非常に私はわかりにくいんですけども、このグローバル人材と言ってるものについて。再度定義について伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 加藤企画政策課長。

○加藤千明企画政策課長 私たちが考えるグローバル人材は、先ほども説明いたしましたけれども、外国語が話せるっていうだけではなくて、自分の生まれと違う価値観の人の考え方を理解する。そうすることによって多様性を受け入れられる人間になるというふうにとらえています。それがグローバル人材。

私たち、一番最初に、平成24年度にそういったことを過去経験しております。ニューキャッスルアライアンスに行った若者たちが帰ってきて、衝撃を受け、反発してユース会議というものをつくって自分たちで勉強し若者会議とかになっていったのを見ておりますので、そうしたことから、こういったことを充実して、グローバル人材を育成して、この国際社会だけではなくて、国内でも活躍、また地域でも活躍する人間になってほしいということを含めてである事業であります。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 平成24年に云々って話ですけども、結局、単純に言えば、英会話が上達してなくて、言葉が通じなかったということじゃないんですか。

○丸山隆弘委員長 加藤企画政策課長。

○加藤千明企画政策課長 そうではなくて、海外に行ったら海外の子たちは自分の国、自分の故郷のことをだれもが自慢できる、話すことができるような状況だったんですけども、うちの新城の子たちはどちらかと言うと、断

片的なものは知ってるんだけど、新城の本当のことがわかってなかったっていうことで帰ってきて、新城のために何かできることはないかっていうふうに考え出したのが過去の経緯です。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 それはそれでわかるんですけども、結局、郷土教育っていうものが教育の中で行われてこなかった。ある程度やっても、その部分がいわゆる入試等に余り役立たないんで力を入れなかったという結果として、地域のことをどう、日本ってどういうところって聞かれたときに、きちっと要するにコンパクトな形で説明できなかったということですよね、話とすると。

ただ、それはもうあらかじめ想定されてる問題で、行くときにある程度レクチャーして行けばできる話なんですけども、その点、何が違うのか、もう一度お願いします。

○丸山隆弘委員長 加藤企画政策課長。

○加藤千明企画政策課長 済みませんです。ちょっと私が、答弁が外れてしまいました。申しわけございません。

グローバル人材、もう一度、話をさせていただきますけども、自分の生まれと違う価値観、要するに自分の生まれと違う国の文化、全く違う考えを持った人たちの考え方を受け入れることができる人間。そうすることによって多様性を受け入れられる人間になると。そういった知恵が将来必要になってくるということでもあります。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 その辺、非常に問題とというか、教えていただきたいんですけども、この例えばじゃあ外国人の方、今どのぐらいみえるんですかね、500人とか1000人はいってないと思うんですけども、主に英語圏の方ばかりではなくて、いろんな方がみえると思うんですけども、そういった方ときちっとその人たちのいわゆる生活習慣等を受け入れ

る、理解できるようにするという、そういう新城に住んどる子供たちなりがそういうことを外国人の方見て、こうフレンドリーに対応できるような、そのことを目指すわけですか。

それとも、こういうアライアンスとか、そういう世界とのこの交流と言うか、そういう点について話をしようと思ってるのか。どちら、いわゆる新城に住んでる人なのか、新城をこう外にPRしたりすることが一種の外交ですね、市ごとの都市間外交みたいな、そういうことを目指してるのか。目的とするとこれはどちらか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 加藤企画政策課長。

○加藤千明企画政策課長 都市間外交とか、そういうものではなくて、自分で主体的にいろんな物事を考えて動く人間をつくりたいということでもあります。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 それは若者を、そういう若者をつくる意味ですか。ある程度もう大人になった人はいいいよと。自分で勉強してやれ。自分たちがこれからまだ学生だとか、そういう人たちに今からの人たちに新しくやっぴこうとするそういうねらいでグローバル人材っていうのは、この事業っていうのはやってるんですか。

○丸山隆弘委員長 加藤企画政策課長。

○加藤千明企画政策課長 このグローバル人材事業の後にまた平成30年度には、アライアンス会議が新城で行われるんですけども、そういうところに向けて、若者だけではなくて、新城の市民の方、多くの方に参加していただくというふうに考えています。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 ちょっと違うという気がするんですけど、私はこれアライアンスの問題がここへ入ってくるということは、当初説明受けましたけれども、やはり前のこのアライアンスの前の問題でも、サミットの時代でもですね、やっぱり多くの市民についてお題

目を挙げたわけなんですけども、限られた人が結局接触しただけで、あとはもうほとんど見ていただけと言うか、新聞等で間接的な情報を得ただけということなんですよね。

じゃあ、英語云々と言ったって英語で皆きれいにできるかって言ったら、ごく限られた人で、この新城の中にも100人おろかわかんぐらいだと思うんですけれども、そういうことを考えていくと、あくまでも目的、人材育成って言うてるから、若い人たちその時に使えるアライアンスで演技できると、こう演技られる、使える人たちが養成するという限定的なものだと考えてよろしいわけですね。一般市民をということではないわけですね。

○丸山隆弘委員長 加藤企画政策課長。

○加藤千明企画政策課長 アライアンス会議に使える人とかっていう限定ではありません。

それと、若者だけっていうことではありません。

ただ、この来年度のグローバル人材育成事業につきましては、国際交流員の招聘と若者交流、世界のアライアンスからの若者交流と高校生の海外派遣のほうを予算化しておりますので、よろしくをお願いします。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 そうしますと、これ最後になりますが、そうしますとアライアンスが終わった後もずっとこういう事業は継承していくという、そういう今の段階での、今現段階での計画だということですね。アライアンスのためにこのつくったものではない、限定のものではないということですね。

○丸山隆弘委員長 加藤企画政策課長。

○加藤千明企画政策課長 今現在は、地方創生推進交付金のほうに挙げておまして、平成31年度まではこの事業を行うというふうになっています。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 続けるわけじゃないんですか。交付金があるときだけの限定なんですか。

このグローバル人材云々って言うことは。

○丸山隆弘委員長 加藤企画政策課長。

○加藤千明企画政策課長 基本的には続けていくということでありませぬ。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員の質疑が終わりました。

次に、4番目の質疑者、加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 それでは、歳出の2款1項17目地域活性化事業、高速バス運行事業でございます。ページ数は133でございます。

昨年の7月に運行開始したんですけど現状、大変厳しい運行状況であると思われませぬ。新年度予算の財源の一部これの推進交付金を使うようにこう予算措置となっておりますけども、この辺の確実性と言うのか、国のほうが金額面倒見ていただけるのか、平成29年度は改めて推進交付金に変わっていくのかというところと、当初この運行計画からの変更はあるのかということで、2点お願いいたします。

○丸山隆弘委員長 鈴木行政課長。

○鈴木勇人行政課長 新年度予算につきましては、委員お見込みのとおり、地方創生推進交付金を財源の2分の1として充てるように見込んでおります。

なお、当初の運行計画からの変更につきましては、「新城市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の事業として、引き続き推進してまいりますので、基本的には変更は考えておりませぬ。

以上です。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 運行の変更は考えていないということなんですけども、先ほどの白井委員の質疑にもありましたがやっぱしこの合計額っていうのを非常に多くの今、市民が注視しております。もう非常に無駄な事業だって言われることも数多く実はあります。

そんな中で1点お聞きしたいのは、この昨年の12月でしたかね、何か運行、乗車率アップのためにと言うのか、市内の企業に無料パ

ス券等ですね、配布をするということで、一部の企業からも私のところにもそういう無料パス券が来るような話がきました。

これ、あくまでも企業のどのような企業にどの程度の配布をしているのかということと、市民のほうから、じゃあ企業だけなのなら、市民のほうにも配布はないのかということも実はありました。その点についてのお考えをお聞きします。

○丸山隆弘委員長 鈴木行政課長。

○鈴木勇人行政課長 企業向けの無料の回数券の配布でございますが、御承知のとおり、ことしの1月1日から回数券販売を開始したわけなんですけど、12社、これは名古屋市内に営業所等がある会社に対して、お配りをしたということでありまして、12社でございます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 名古屋市内にあるって言うことは、結局、名古屋の会社への通勤って言うか、仕事の関係上のことの利便性を高めるという意味合いかなと思うんですけども、市民からは、市民に対しては何も考えていただけないのかということも実は出ておりますんで、そういうところは、市民に対しては今後考えていかれるのか、それともあくまでも企業のみ優先なのかということもお願いします。

○丸山隆弘委員長 鈴木行政課長。

○鈴木勇人行政課長 市民につきましては、御承知のとおり、去年の7月1日から7月7日までの1週間にわたりまして、お試乗車という形で宣伝をしておりますので、市民の方にはそれで利用していただいておりますというふうに認識をしているところでございます。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 お試乗車って言うことで、7月の始めの1週間ですか、それ以外は考えていない、今後は考えていないということだと思います。

じゃあ、もう一遍視点を変えて、回数券のことも、私も12月の一般質問を以前行ったと思うんですけども、この点についてのいろんなところの販売所と言うか、支所とか今日も鳳来支所とか、作手とか、いろんなところも出たと思うんですけども、回数券のもう少し多様性って言うのか、4枚つづりだけではなくって、もう少し10枚、11枚つづりとか、そういうことも考えていないのかということですけど、そういう点についてお願いいたします。

○丸山隆弘委員長 鈴木行政課長。

○鈴木勇人行政課長 回数券につきましては、前回、加藤委員からも御質疑がございましたけれども、4枚つづりの3,000円で販売をしておりますが、この意図としましては、この間の御答弁で申し上げたとおり、回数券のですね、有効期限が3カ月ということもございまして、余り多くしますと使い切れないという懸念があります。

ただ、これまでことしの1月1日から2月末現在ですけど、2月末日現在ですが、回数券が260冊ほど販売が、売れております。

したがって、そういった販売実績等を勘案しながら今、加藤委員がおっしゃるように、需要がふえてくれば有効期限も含めまして、それから10枚つづりですか、11枚つづり、そういったことも考えていきたいと考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 それじゃあ、最後にもう1点ですけども、先ほど代表質問とか、答弁で、乗車率の関係が出たと思うんですけども、計算上8.3人っていうお答えあったと思います。1乗車に8.3人。

この計算根拠って言うのは、ちょっとよくわからないんですけども、この8.3人以下になった場合については、また年度末の乗車数の計算いただいて、例えば6人とか5人の平

均になったときには、足りない分はまた年度末において市から豊橋鉄道さんのほうに乗車運賃の不足分という形でまあお支払いするような形になっていくわけですか。その点についてお願いいたします。

○丸山隆弘委員長 鈴木行政課長。

○鈴木勇人行政課長 基本的にはそのとおりでございます。

ただ、支払いがこれで、ことしの3月31日で実績が、今年度が終わりますので、翌年度に精算と言いますか、不足分を支払いするという形になっております。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員、続けてお願いします。

○加藤芳夫委員 続けて行きます。

2款1項17目地域活性化事業でございます。観光プロモーション事業、ページ数141でございます。

観光協会の補助金と聞いております。その事業内容とその事業についての観光課との連携等について、お願いいたします。

○丸山隆弘委員長 杉山観光課長。

○杉山典久観光課長 観光プロモーション事業補助金は、平成27年度から、市観光協会への補助金を交付し、実施している事業であります。

新東名高速道路開通による利便性の向上を高速道路利用者に対して広くPRし、誘客促進を図ることを目的としております。

その内容としまして、新東名高速道路岡崎及び静岡サービスエリアでの観光プロモーションイベントの開催を予定しており、パンフレットや啓発グッズの配布、地元特産品の試食、販売、観光ビデオの上映等を行う予定であります。

また、日常的な誘客促進を図るため、本市の観光の魅力を伝える小冊子の作成及び新東名高速道路の浜松と岡崎のサービスエリアにおきまして、パンフレットスタンドへの小冊子の設置を予定しております。

なお、この事業につきましては、観光協会が主体となり、事業を実施してまいります。より有効なプロモーションとなるよう、実施の検討や観光イベントの開催などには、観光課も入り、連携して取り組んでまいります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 この今の説明の中で観光協会が観光課と連携して取り組むということですけども、観光協会の補助金っていう形で今、答弁です。

年々、観光協会と市のこの支援事業っていうか、予算の中でも、二千数百万円いっておるわけですがそれとの全く別として、別の事業としてこう、かぶるところはないということで理解してよろしいでしょうか。

○丸山隆弘委員長 杉山観光課長。

○杉山典久観光課長 ただいまの質疑ですけれども、人件費とかの観光費からのですね、支払う金額とはまた別にこれは観光プロモーション事業としての事業だけであります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 2款2項2目、賦課徴収費、固定資産評価替事業、ページ数147でございます。

委託料を計上していますが、その委託業務内容と成果をどのように活用するのか、お願いいたします。

○丸山隆弘委員長 片桐税務課長。

○片桐厚史税務課長 固定資産の評価は、資産価値の変動に対応して、固定資産評価額を適正で均衡の取れた価格に見直すために、3年ごとに評価替を実施することとされております。

次期評価替年度である平成30年度に向けては、平成27年度から平成29年度の3年度間を1つの区切りとして、評価替に必要となる調査、整備作業を進めており、平成29年度には、鉄軌道敷延長計測業務や路線価算定等を行う

固定資産土地評価業務を委託し、委託の成果資料は平成30年度に評価替を行うための基礎資料として活用してまいります。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 今年度が最終の平成27年から平成29年度の3年間の委託費で、本年度最終として見込んでいる。平成30年度の評価替の必要としている。委託先って言うか、委託内容ってというのは、委託業務の委託先をどんな形で委託してるのか、お願いします。

○丸山隆弘委員長 片桐税務課長。

○片桐厚史税務課長 委託先としましては、委託の業務によりまして、標準宅地の家屋の額の関係等ですと、鑑定評価の評価を不動産鑑定士の方、それから特別に固定資産に専門的な知識がある者、路線価の算定等を行うとかそういう知識のあるところは固定資産に精通したコンサルタント業者等に委託しております。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 そうすると、この3年間、平成27年、平成28年、平成29年っていうことは、継続事業として同一業者に最終仕上げまでの段階を今年度二千数百万円ですか、委託するということで、業者を変えるということではなく継続の事業としてとらえていいですね。

○丸山隆弘委員長 片桐税務課長。

○片桐厚史税務課長 継続してという事業ではありません。それぞれの業務によって、それぞれ入札等で決まった業者に委託しております。以上です。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 わかりました。

それじゃあ、続けて行きます。

同じく、2款2項2目、賦課徴収費、地番家屋現況図作成事業ということで、ページ数149ページでございます。

委託料（一般分）として計上してありますけれども、この業務内容と委託先をお願いいた

します。

○丸山隆弘委員長 片桐税務課長。

○片桐厚史税務課長 地番家屋現況図作成事業は、平成28年度に作成した地番現況図に家屋台帳のデータを重ねる形で合成して、家屋の位置や形状等が把握できる家屋現況図のデータを整備するための委託料で、委託先は測量の会社を見込んでおります。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員の質疑が終わりました。

ここで委員長から改めて申し上げます。質疑者、答弁者とも、簡潔、明瞭なやり取りに努めて円滑な委員会の進行に御協力をお願いいたします。

次に、5番目の質疑者、柴田賢治郎委員。

○柴田賢治郎委員 山崎委員とちょっとかぶってるところがあるかと思いますが、伺いたいと思います。

歳出2款1項17目地域活性化事業費、グローバル人材育成事業、ページ、141ページであります。

嘱託員の業務内容は、またどのような能力を必要としているのか、伺います。

当事業により、育成機会を得る対象者の想定を伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 加藤企画政策課長。

○加藤千明企画政策課長 嘱託員の業務内容としましては、主にこども園や小中学校、高等学校と連携した英語学習、文化交流機会による国際交流の楽しさを伝えることや本市若者議会とのかかわり、また世界新城アライアンス会議のPR及び企画運営に携わることで

必要とする能力につきましては、英語が堪能であること、若者議会とのかかわりの面から、自国の若者議会にかかわった経験があることなどです。

2番目の育成機会を得る対象の想定ですけれども、グローバル人材育成により、育成機会を得る対象者につきましては、市内在住の

園児、小学生、中学生、高校生及び先生方、父兄の皆様、若者議会のメンバー、国際交流ボランティア等を想定していますが、ほかにも多くの市民が機会を得られるようにしたいと考えています。

○丸山隆弘委員長 柴田賢治郎委員。

○柴田賢治郎委員 それでは、再質疑なんですけど、今話を聞くと1名ではなく、何名か囑託員のほうの用意したいということでしょうか。

○丸山隆弘委員長 加藤企画政策課長。

○加藤千明企画政策課長 囑託員は今1名です。

○丸山隆弘委員長 柴田賢治郎委員の質疑が終わりました。

次に、6番目の質疑者、滝川健司委員。

○滝川健司委員 2款1項7目財産管理費、普通財産管理事業、99ページです。

1点目、事業内容の詳細についてお伺いします。

2点目です。一括処分ができなかった要因と分割処分に至った経緯について伺います。

○丸山隆弘委員長 建部財政課長。

○建部圭一財政課長 まず、1点目の事業内容についてでございますが、本事業は普通財産の適正管理と売却可能な普通財産の処分を行うことが主な内容であります。

普通財産の適正管理につきましては、普通財産の草刈り委託等を計上しておりまして、売却可能な普通財産の処分につきましては、平成28年度に一般競争入札及び公募先着順による売却を試みて、いまだ売却に至っていない平井の市営原住宅跡地を分割して宅地分譲するために必要な造成費等の経費を計上しております。

そのほか、民間事業者の持つ専門的なノウハウと顧客情報を活用をしまして、買い手のすそ野を広げることにより、公有財産売却の競争性を向上させ、売却物件数の増加を図ることを目的といたしまして、市有財産売却業

務を民間事業者へ委託する経費を計上しております。

委託業務の内容といたしましては、売却候補地の売却可能性調査、売却物件の入札までの準備、一般競争入札の補助、売買契約の説明、事後対応などを想定しております。

この売却業務委託につきましては、新城市土地開発公社と共同で実施することも検討しております。未活用財産の処分を今後積極的に進めてまいりたいと考えております。

続きまして、2問目の一括処分できなかった要因と分割処分に至った経緯はということでございますが、先ほど御説明いたしました平井の市営原住宅跡地の売却についてということで、答弁をさせていただきます。

平井の市営原住宅跡地につきましては、平成27年3月に建物を取り壊し、平成27年度に土地境界等の整理ができましたので、平成28年度に売却を行うことといたしました。

売却に向けましては、全体の1,055.57平方メートルを一括で売却するため、平成28年8月に一般競争入札による入札公告を行い、入札参加者を募集いたしました。入札参加申し込みはありませんでした。その後11月からは、公募先着順方式による売却に切りかえて募集をしておりますが、いまだ売却に至っていない状況でございます。

一括処分できなかった一番の要因は、市が設定しました予定価格と不動産業者等が宅地分譲するまでの経費を考慮して算出した価格との間に乖離があったことだと推測しております。

お問い合わせいただいた不動産業者によりますと、造成費、分筆のための測量費等を考慮すると、売却価格がさらに高くなってしまい、買い手が見つからないということございました。

今後この土地を処分するためには、一括売却のまま価格を下げるか、それとも住宅分譲として分割して売却するか、いずれかの方法

になります。

この2つの方法を検討しましたところ、造成費等を支出しても売却益が上がるのが分割して売却する方法でしたので、造成費、分筆に関する経費を本予算に計上して、平成29年度に早急に売却へと進んでいきたいと考えております。

なお、公募中に個人の方からのお問い合わせで、分割して売って欲しくないかというものが3件ほどございましたので、平井という立地性からも戸建住宅用地の需要はあるものと認識しております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、再質疑します。

1点目の事業内容についてですけども、予算書のほうで委託料が緊急分と一般分ということでも説明があった共通管理の草刈り等の費用と、もう一方の一般分は民間へ販売委託するための委託料という解釈、それから工事請負費は、これは5区画に分割するための工事費、あるいはこれ道路を入れずにそのまま分割して売れる土地だったのかその辺について、少し説明をお願いします。

○丸山隆弘委員長 建部財政課長。

○建部圭一財政課長 平井の原住宅の区割りでございますが、工事請負費としましては、5区画、分けするために、境界ブロックをつくる工事と、あと整地のための工事、これが合わせて182万7千円計上してあります。

場所の西側には、既に道路が面しておりますので、ただの区画割だけでございます。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 それからですね、これ約770万円ほどかけて売却するってということなんですけども、これ歳入のほうの不動産売却収入53ページで、1億1,600万円ほど計上してあるんですけど、これはこの物件の歳入売却収入に該当するわけでしょうか。

○丸山隆弘委員長 建部財政課長。

○建部圭一財政課長 原住宅のものだけではございませんで、歳出のほうで業務委託によりまして、新たに普通財産の売却処分をしていくということを来年度からやっていこうと思っておりますので、その関係で、業者に販売の業務を委託してるわけですけども、その土地が売れば、また当然、収入が入ってきますので、それも含まれております。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 それではですね、当初の一括売却の設定が高過ぎたということらしいんですけども、法人からは問い合わせがあったけど、やっぱり区画して売るとさらに売り値が上がってなかなか近畿の売価と差が開いて難しいってということだったと思うんですけども、その時点で値段を下げ一括で売ってという選択肢はなくて、お金をかけて分割したほうが売りやすいと考えたのか、個人からの問い合わせがあったりしたもので、そういったほうが売れるのかなということですけど、5区画のうち3人程度からそういう問い合わせがあったけど、その選択の仕方ですよ、どちらが事務手続だとか、いろんな経費のかけかたとか、そういったことを総合的に判断して、分割してまで個人の需要に任せたほうがいいのか、そういった判断をした経緯と理由ですよ。

それと、個人に分割する場合の売り方ですね、先着順なのか、どういう形で5区画を販売するのか。

このリスク管理としては、売れ残ったときのことをどうしても心配しちゃうわけですけど、立地的には住みやすい場所かとは思いますが、売れ残った場合のリスクは当然、市が負わなければいけないということまで考えておられるのか、その辺について、2点、3点、お願いします。

○丸山隆弘委員長 建部財政課長。

○建部圭一財政課長 まず、今年度は一括売却を試みてまいりましたけれども、最初の一

般競争入札では、期間も1カ月間ということで限定的でありましたので、周知には努めてつもりですけれども、まだ十分でないところがあるからということで、今度は、今現在は公募、先着順の形でまだ一括売却を続けております。

ただ、その過程で、先ほども御答弁いたしましたように、不動産業者等からの話をお伺いしますと、今の価格のままでは、やはり手がちょっと出せないというようなお話も聞いておりますので、このまま売れない、売れる見込みが少ない中で、ずっと普通財産を持ち続けるということも市の収入には全くつながりませんので、それよりは現実的にですね、お問い合わせのあったように、個人に売却するほうが売却の見込みが高いということもありまして、来年度からは区画割りをして販売をしていきたいと思っております。

それから、区画割りをする際の売却方法でございますけれども、戸建住宅の用地の売却というのは、当然、個人の方からの参加が予定されますので、価格競争ということではなくてですね、市が設定した売却金額で購入希望者を募集いたしまして、複数の申し込みがあった場合には、公開の抽せんで購入者を決定するという、公募抽せん方式という形で売却をしていきたいと考えています。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 最後ですけども、普通財産を持っていても収入につながらないという発言もございました。他にも市には普通財産多分あると思うし、本町の郵便局跡地が普通財産かわかりませんが、あそこかなり放置してあるという、言葉は語弊があるかもしれませんが、ああいった土地がまだあるような気がしますが、ほか、そういった普通財産で市が管理してる土地について、売却あるいは処分の方法等、あるいはまた市民からのそういったような問い合わせ等について、今後の方向性っていうのは、他の財産については

こういった対応を取られる予定でしょうか。

○丸山隆弘委員長 建部財政課長。

○建部圭一財政課長 財政課で管理しております普通財産、市内にたくさんございますが、すべてを市のほうでは使い道がないということで、売却をしていくということ、一遍には当然無理な話なんですけれども、先ほど委員がおっしゃいました、もとの郵便局の跡地のところ、ここにつきましても、来年度のこの予算で業者委託で販売を促進していこうという用地の普通財産の候補のひとつとなっています。やはり市で使い道が今後想定されればあれなんですけれども、そういう予定がない普通財産については、なかなか買い手が見つかるかどうかというのは難しいわけなんですけれども、可能な限り、いろんな方法を講じてですね、処分できるものは処分していきたいと思っております。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員の質疑が終わりました。

次に、7番目の質疑者、鈴木眞澄委員。

○鈴木眞澄委員 歳出の2款3項1目戸籍住民基本台帳費、個人番号カード交付事業、151ページ。

2点伺います。

昨年からの増額理由は。

事業をどのように進めるか。

○丸山隆弘委員長 長屋市民課長。

○長屋靖子市民課長 初めに、御質疑の1点目、昨年から増額した理由でございます。

個人番号カード交付事業につきましては、この事業における国からの情報が極端に少なく、特に昨年度は先の見えない中での予算計上でありましたが、平成29年度は前年度の実績を精査したことから増額となりました。

次に、2点目の事業の進め方でございますが、マイナンバーカードの申請を推進してまいります。国がマイナンバーカードを利用した公的証明書のコンビニ交付を推奨していますが、本市でも、このサービスの導入に向け、

準備を進めることになっております。仕事で昼間市役所に来ることができない方や、急に証明書が必要になった方などには利便性のよいサービスです。コンビニ交付の利用促進のため、1人でも多くの方にマイナンバーカードを持っていただくよう、申請の啓発に努めてまいります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 鈴木眞澄委員の質疑が終わりました。

次に、8番目の質疑者、小野田直美委員。

○小野田直美委員 歳出、2款1項17目、地域活性化事業、輝く女性創業支援事業、139ページです。

先ほどですね、白井委員のほうから、事業内容を伺ったんですけど、大枠はわかったんですけど、もうちょっと詳しく事業内容について教えてください。

○丸山隆弘委員長 加藤商工政策課長。

○加藤宏信商工政策課長 先ほど、白井委員のときにお話しした内容よりも事業内容詳しくということなんですけども、子育て女性の再就職もサポートをいたしまして、調査、検討のほうをしております。

あとはですね、その方たちが創業をするようなことになった場合も伴走していく。

または、地域金融機関あるいは商工会等とも連携いたしまして、バックアップをしながら、創業をされていく方の希望を聞きながら、末永く事業を継続できるような支援のほうをしていきます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 そうしますとですね、先ほどの白井委員のときに御答弁いただいた事業内容とあわせてですね、検討会議を設置するというようなことをおっしゃっていたと思うんですが、そこに参加される方というのは、いわゆる市内の起業されている女性の方々なんですか。

○丸山隆弘委員長 加藤商工政策課長。

○加藤宏信商工政策課長 市内で起業されている方も含めて、今後自分で資格、趣味等を生かして創業、起業をされる方も含めております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 検討会議というものは、いわゆるそういう方々がですね、有識者とか経験者の方々と話し合っ、何を結論として持っていくところなんですか。

○丸山隆弘委員長 加藤商工政策課長。

○加藤宏信商工政策課長 最終的には、検討する内容といたしましては、女性がこれから創業、起業、または再就職をするときにですね、再就職や起業をしやすい仕組みをまずつくっていくということと、あとはその女性たちをサポートしていく。現在、事業を起こしてる方たちがサポートがしていけるっていうような人づくりですよ、今現在、事業してる方たちでサポートしていけるような人づくりっていうことをしていくことを考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 ということは、市内で起業される人やこれから起業していこうという人たちがですね、お互いの課題を出し合っ、自分たちの問題の課題を解決していきながら、また次に出てくる人たちへの解決方法も見出していくみたいなのがこの検討会議ということで受け取ってよろしいでしょうか。

○丸山隆弘委員長 加藤商工政策課長。

○加藤宏信商工政策課長 そのとおりです。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 この前ちょっとお聞きした話ですと、平成28年度にもですね、そういう女性たちのお話を聞かれたということなんですが、新城市のですね、女性起業家の方々の傾向というのはどういふものがありますか。

しょうか。

○丸山隆弘委員長 加藤商工政策課長。

○加藤宏信商工政策課長 検討した内容といたしますと、起業の方法だとか運転資金の調達に関する話、あとは家庭条件とかありますので、男性の理解と協力の必要性、あとは地域社会条件として、子育て支援のあり方。

または、行政支援といたしまして、もう少し行政のほうから自分たちの事業の内容をPRしていけるようなことがある。

あとは、ネット取引等の可能性を行いながら、新城市の魅力を発信していくことができたというようにことにつきまして検討をさせていただいております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 ちょっと違うんですが、いわゆる、そういう話し合いを行った中で、新城市の女性は、起業したいと思う方々は、こういう起業の仕方したいとか、そういった傾向というのはあるんでしょうか。

○丸山隆弘委員長 加藤商工政策課長。

○加藤宏信商工政策課長 傾向といたしましては、よくある美容のサロンだとか、美容師、あとは塾の講師等ですね、先輩方が現在起業されているようなこともあるんですが、それ以外にですね、自分の趣味、小物をつくったりですとかってというようなことを扶養から外れない範囲で仕事としてしているっていう方がたくさんいられる。その方を開業できるようにサポートすることと、そういう活動をしている方たち、女性の方が表に出られるようなことも検討していきたいと考えております。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 ということは、今お聞きしたサロンとか美容師、自分の趣味の範囲内でとか、扶養から外れないようにというところでしたら、そうすると大企業家になるぞとか、そういうところは少なく、どちらかと言うと、自分1人とか仲間でするような、そう

いう範囲で起業したいと言われる方が多いというふうにとらえてよろしいんですか。

○丸山隆弘委員長 加藤商工政策課長。

○加藤宏信商工政策課長 多いという言葉が適切かどうかはわかりませんが、いるということです。

以上です。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 そうしますとですね、ちょっと類型別団体で、市がですね、女性起業に対してどのような支援をしているのかというのをちょっとネットで調べました。そしたらですね、少ないです、とても。支援している、市が支援しているというところが。

市が支援しているとしても、例えばNPOと協定を結んでとか、商工会と協力してとか、そういう形で支援しているところが多かったです。

先ほどですね、創業する場合の伴走を行うというようにお話をされてたんですが、そうしますとですね、やはり伴走するからにはですね、やはり女性の状況というのをよく御存じな方を内なり外なり入れといたって言うか、入れたほうがいいのかと思います。女性というのは、先ほどおっしゃいましたように、家庭の事情とかですね、あと子育て中だからどうしようとかですね、そういうさまざまな状況の中で非常に努力なさってとか、思い切ったとかですね、そういう状況で起業される方は多分多いんじゃないかなと思います。

なので、今回はどういうふうな配置されるかわからないですが、将来的にわたってですね、もう伴走するところというところに女性のかかわりということが必要だと思うんですが、そのあたりどうやって考えてみえますでしょうか。

○丸山隆弘委員長 加藤商工政策課長。

○加藤宏信商工政策課長 ただいま小野田委員がおっしゃったように、外部からもですね、内部からもそのような女性を含めた検討会議

にする予定であります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 それはですね、継続的に女性をかかわると言うか、配置していくというふうにとらえてよろしいでしょうか。

○丸山隆弘委員長 加藤商工政策課長。

○加藤宏信商工政策課長 そのとおりです。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員の質疑が終わりました。

次に、9番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、通告順に従いまして、質疑をさせていただきます。

2款1項5目、人事管理費、職員研修事業になります。ページ数は97ページです。

2点ございます。

1点目、どのような研修内容を予定しているのか伺います。

2点目、昨年は職員によりますセクハラ事案がございました。このセクハラ、パワハラ研修を行うのかどうか、伺います。

○丸山隆弘委員長 鈴木人事課長。

○鈴木隆司人事課長 それでは、順に御答弁させていただきます。

まず、1点目ですが、先ほどの山崎委員の答弁と重複いたしますが、よろしく願いいたします。

本市の研修事業の体系は、昇任時などの節目、節目で行います階層別研修、人事課が主催して行います一般研修、外部の研修機関で行う派遣研修から構成されております。

特に、人事課主催の一般研修につきましては、管理・監督職のマネジメント能力向上のための研修を中心に、人や組織の活性化に寄与する管理能力の向上と組織の力を最大限発揮するための業務推進力の強化を図れるような研修プログラムを予定しております。

2点目のハラスメントの研修の部分につきましては、平成29年度の当初予算にはハラスメントに関する研修は盛り込んでございませ

んが、起こった事案からも喫緊の課題ととらえておりますので、今後、研修事業内で調整を行うなど、検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 再質疑をさせていただきますが、階層別の研修やりますよ、また一般の人事課が行う研修、また外部の方を呼んでの研修を、3種類分けてやるということを予定しているということだと思います。

あとは、セクハラ研修のほうでは、平成29年度は盛り込んでいないということですが、やはりセクハラ事案が出て、また全国的にはパワハラの問題もあって、自殺をする職員だとか社員ですね、出ているというふうなことで、私自身、本当に危機感を感じて、ニュースなどを見ております。

こうした中で、本当にセクハラ、パワハラってというのは重大な事案でありまして、大変な問題を抱えていると思います。

そこで、お聞きするんですが、前年度のこの研修の内容に、セクハラとかパワハラ研修というのは、過去にはされたのかどうか、伺います。

○丸山隆弘委員長 鈴木人事課長。

○鈴木隆司人事課長 過去にはその種類の研修は行っておりません。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 やはり私の一般質問でもありましたように、自殺率が一番、愛知県でも多いのが新城市でございます。

また、今回セクハラ的事案がね、去年出たということで、新聞の報道でもありました。

そうしたことで、職員の心のケア、また心に傷を負うというふうな、本当に目に見えない部分でありまして、非常にこう治りにくいと言うか、治ったとしてもまたぶり返すというようなことがあって、非常にデリケートな問題で、やはり上司の方々はセクハラ、パワ

ハラのことではもう必須の対応策を迫られていると思うんですが、去年のセクハラ的事案があった状況を、この研修会でやろうというふうな検討は課内でされていたのかどうか、伺います。

○丸山隆弘委員長 鈴木人事課長。

○鈴木隆司人事課長 セクハラと言うか、ハラスメントの関係につきましては、予算要求の時期にその事案が発生しておりませんでしたので、先ほど御答弁させていただきましたように、当初予算には盛り込んでおらないということでございます。

あと、豊橋のほうで警察署が行いますハラスメントの研修がございます。副部長職以上の方がその対応をしていただくような研修になっておりますので、その研修にも行って、その研修には行っていただいておりますというふうな状況はございます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 新城市、市のね、職員の方がこのセクハラ的事案をやったというのがその後の当初予算の中で過ぎてからあったということで、間に合わなかったという答弁だったと思うんですが、やはりセクハラの問題というのは本当に根深いものもありますし、非常に反省点から学ぶべきもの、たくさんあると思います。もう二度とこういったことが起こらないように、早急にこの研修を開いてですね、予算の中にこう検討して入れ込む真摯な対応が求められると思いますが、今の時点で前向きな考え方があるのか、伺います。

○丸山隆弘委員長 鈴木人事課長。

○鈴木隆司人事課長 先ほど御答弁しましたように、喫緊の課題ととらえておりますので、研修事業内で調整を行うなど検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ぜひよろしく申し上げます。

それでは、次の質疑のほうにまいりたいと思います。

2款1項11目、地域振興費、めざせ明日のまちづくり事業、ページ数は109ページでございます。

どのような事業なのか、伺います。

○丸山隆弘委員長 吉林まちづくり推進課長。

○吉林和久まちづくり推進課長 めざせ明日のまちづくり事業は、自発的かつ公益的な市民活動や市内で起業し、または創業する若者及び女性の活動を支援するため、新城市補助金等交付規則及び新城市めざせ明日のまちづくり事業補助金交付要綱に基づき交付する補助金と補助事業の審査会委員の報酬及び審査会の開催に必要となる費用を予算計上しております。

また、めざせ明日のまちづくり事業の補助事業といたしましては、2つの補助メニューからなっており、1つは、複数の地域自治区を対象区域とする事業で、地域が抱える課題に対し、市民が自発的に解決に取り組む事業、いわゆる自由事業に対するものと、もう1つは、地域が抱えぬ課題解決を図るためのコミュニティビジネスの立ち上げを目的とした事業、いわゆるコミュニティビジネス立ち上げ事業に対して補助を行うものであり、自由事業につきましては、平成18年度から実施しております。

また、コミュニティビジネス立ち上げ事業につきましては、平成28年度、本年度から新たに補助メニューに加え、実施しているものであります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 2種類、めざせ明日のまちづくり事業ということであるということで、自由事業と、あとコミュニティ事業があるということでございます。

わかればいいのですが、前年度の自由事業の募集の人数と採用の件数、わかれば伺いた

い。

○丸山隆弘委員長 吉林まちづくり推進課長。

○吉林和久まちづくり推進課長 昨年度は、自由事業が、ちょっと資料を探しますが、コミュニティビジネス立ち上げ事業は今年度審査を行っていきまして、3件の申請に対して、3件が採択されております。

また、済みません、自由事業につきましては、平成28年度が6件の申請に対して、4件の事業が採択されております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。

それでは、次の質疑に入ります。

2款1項16目、地域自治区費、鳳来南部地域自治区予算事業です。ページ数が127ページ。

つげの活性化ヴィレッジ管理事業（約70万円）とありますが、内容を伺います。

○丸山隆弘委員長 西村自治振興課長。

○西村仁志自治振興課長 この事業は、つげのヴィレッジ入居者と地域住民の交流事業などによる施設の利用促進のために、会議机等の備品を整備し、地域の活性化を図るために鳳来南部地域協議会から建議されたものです。

具体的には、入居者と地域で協働でイベントを開催することにより、地域の魅力発信とあわせて、入居者の事業PRを行うことによって、交流人口の増加、ひいては定住人口の増加を目指すための予算でございます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 利用促進のためだということだと思うんですが、済みません、備品というふうを書いてありまして、答弁がありまして、具体的には地域の住民の方との協働のイベント、事業の促進ということなんですが、もうちょっと具体的に、どういった備品をこの70万円の中には入っているのか、伺います。

○丸山隆弘委員長 西村自治振興課長。

○西村仁志自治振興課長 具体的に申し上げ

ますと、会議テーブルといす、それぞれを収納する台車であります。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 会議テーブル、いすで70万円使うということでございます。

この会議テーブルとかいすっていうのは、ほかの見積もりだとか、そういった会社の見積もり等もしている70万円なのか、伺います。

○丸山隆弘委員長 西村自治振興課長。

○西村仁志自治振興課長 済みません、ほかに会社の見積もりっていうのは、複数社の見積もりを取った上でということによろしいですか。

はい、そのとおりでございます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 あともう1点ちょっとお聞きしたいんですが、このいすとか会議テーブル、それを自治区費の予算で計上されて買うよということだと思うんですが、このいすだとかテーブルというのは、何かこう壊れたりだとか、そういったこう何かこうトラブルの責任っていうのは、最終的にはどこの場所になるのか、伺います。

○丸山隆弘委員長 西村自治振興課長。

○西村仁志自治振興課長 どの場所というのは、所管がどこかという考え方でよろしいですか。

管理所管は、あくまで予算を分配する企画政策課になりますが、ただ実際に使っていたくものはですね、いただくものは、つげの活性化ヴィレッジでございますので、当然、地域の方たちがそれを要するに予算を建議した、自治区予算の中で、それを建議したという経過がございますので、そうしたことがないように、大事に使っていく。多くの方が使えるような形の中で、軽量化したものを使うというふうなお話でございますので、十分そこら辺の思いがある以上は、しっかり管理をしていっていただけるものと理解しております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 何でこういうことを聞いたかって言うと、この自治区予算の中で、地元鳳来南部の地域の方がこの机と会議テーブルを使ってくださいという予算のつけ方だったと思うんですが、日常的に使われる方はつげのヴィレッジの管理の方が使われるということだったもんですから、こういったいすやテーブル、地域の方にね、どのような最大限使われるのかどうなのかというところで責任のほうをちょっと聞いたということなんです。じゃあ最終的には、この地域の多くの自治区費から出すテーブルと会議のいすとかテーブルなので、地域の方が使われる自治区費として計上するもんだから、地域の方が自治区費として出すっていうことは、地域の方が管理をするということによろしいですね。

○丸山隆弘委員長 西村自治振興課長。

○西村仁志自治振興課長 今、私お伝えをしたと思うんですが、やはり予算を分配してるということがありますので、分配先が企画政策課というところになります。当然それを責任を持って全体的に管理するのは企画政策課なんですけれども、それをうまく運用していってもらおうというのは、当然、地域で考えてもらうことですので、そこら辺のルールづくりっていうのはこれからしっかりやっていきたいと思っています。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ちょっとそのルールづくりをしっかりといただきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

次に、行きます。

2款1項17目、地域活性化事業費、高速バス運行事業でございます。ページ数は133ページになります。

1点でございます。

この事業は、約3,700万円の事業でございます。今期見込んでおりますバス1台の平均の乗車率を伺います。

○丸山隆弘委員長 鈴木行政課長。

○鈴木勇人行政課長 白井委員、それから加藤委員への御答弁と重複するところがございますが、御容赦いただきたいと思ひます。

当初の運行計画におきましては、1便当たり、先ほども申しましたとおり、8.3人を想定をいたしまして、バス事業者と平成28年3月25日から平成32年3月31日までの4年間、長期継続契約を結んでおるところでございます。

議員の皆様におかれましては、これまで利用実績の資料提供をさせていただいておりますので、御承知のことと思ひますが、これまでの1便当たりの平均乗車率は4人弱でございます。

この高速バス事業につきましては、「新城市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の事業として執行しておりますが、当初見込んだ平均乗車率に少しでも近づけるよう、できることから改善していきたいと考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。

目標は、1台当たり8.3人だということだ目標いくということだと思ひます。

今は、約4人だということだと思ひます。

以前の質疑の中でも覚えてはいるんですけど、確かこのバス事業のですね、採算ベースっていうのは、1台当たりの乗車率っていうのが大体23人から25人あたりだったと思うんですけど、採算ベースで考えた場合に、この目標の8.3人っていうのは、かなりちょっと開きがあるんじゃないかなというふうに思ひますが、その点は庁内っていうか、課内のほうで検討されたのか、認識を伺ひます。

○丸山隆弘委員長 鈴木行政課長。

○鈴木勇人行政課長 今、浅尾委員がおっしゃったようにですね、当初、資料提供をさせていただいた覚えがございしますが、1便当たり24人乗っていただくと採算ベースに合う。

採算ベースに合うというのはですね、市から一切持ち出しをせずにですね、豊鉄バスさんが運行していけるという採算ベースでございます。

そういったことであればですね、民間企業の民間バス会社ですね、当然入ってくるわけなんですけど、なかなかこの事業につきましても、先ほどから申し上げるとおり、地方創生という観点で走らせておる、運行している事業でございますので、そこら辺を市のほうで支援をしていくということでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 はい、わかりました。

それでは、次の質疑に入ります。

次の質問でございますが、2款1項17目、地域活性化事業費、つげの活性化ヴィレッジ管理事業でございます。ページ数は135ページになります。

1点でございます。

つげの活性化ヴィレッジ管理事業、こちらは約200万円の計上されている事業内容でございますが、この内容を伺います。

○丸山隆弘委員長 加藤企画政策課長。

○加藤千明企画政策課長 管理事業の内容は、施設の維持、管理にかかる経費です。清掃用品代、光熱水費代のほか、セキュリティ代、浄化槽、消防設備等の保守点検費用及び管理人委託にかかるものを計上しております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 こちらのほうは、保守点検と水道などの維持管理のお金だということだと思います。

少しちょっとお聞きしたいのは、先ほどのですね、地域自治区費から会議テーブルといすを70万円で購入のお金を予算を予算化したということでございます。

ですから、鳳来の南部地域の自治区費で出した、こういった備品購入、別枠でいす、テ

ーブルがあります。

今回ここに載っているものっていうのは、消耗品っていうのも書いてあるんですが、この消耗品っていうのは何なのか、伺います。

○丸山隆弘委員長 加藤企画政策課長。

○加藤千明企画政策課長 当該課分の消耗品に関しましては、清掃管理用の物品だとかですね、そういう洗剤だとかですね、あとトイレトーパーなどを見ています。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 トイレトーパー、洗剤だということでございます。

ここでちょっとお聞きしたいのは、今、地域自治区費ではいす、テーブルを買ったということで、今回こちらでは洗剤だとかトイレトーパー、また水道だとか補修にお金を使うということですけど、ここの同じくつげの活性化ヴィレッジの管理事業費として出ておりまして、ここって地域自治区費から出るものと、今度ここ企画から出ているお金っていうのは、何かこう、すみ分けっていうのは、この2つの間にはあるんでしょうか。伺います。

○丸山隆弘委員長 加藤企画政策課長。

○加藤千明企画政策課長 つげの活性化ヴィレッジは市役所の企画政策課のほうの所管の施設であります。

そこで、その中でその施設の保守点検ということでこの200万円の通常の維持管理費を計上しております。先ほどの話は、地域自治区予算ということで、地域自治区ほうで、こういったものを使って地域の活性化ここでやるイベントだとか、いろんなところに使えるための備品購入ということで上げさせてもらっていただいております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ちょっと市民の声を聞くと、ちょっと関連がわかりにくいということなんです。

というのは、このつげの活性化ヴィレッジ

の運営費っていうのは、今、言われたとおり、自治区費から出ているものもある。そして今、企画課のほうから出ているお金がある。いろんなところから予算が出ているということが見えるわけです。

そうなってくると、この事業の責任の所在というのは、一体このどこが管理、運営しているのかっていうのが、恐れがあるんじゃないかというふうに思っています。

前も補正予算についてはですね、駐車場の整備費のお金で管理費が出ておって、総額で含めると300万円の予算がこの活性化ヴィレッジのほうにいろいろなところから出ているというふうになっているわけです。

そうすると、予算化っていうのは複雑な管理にこう、なっていくような恐れがあると思うんですが、こうした適切な運営をしていくためには、きちんとこう一括した企画だったら企画というふうなところで、予算化したらこうシンプルにわかると思うんですが、そこら辺、庁内会議だとか、市の認識のほうを伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 加藤企画政策課長。

○加藤千明企画政策課長 繰り返しの答弁になりますけれども、駐車場だとか、維持管理のお金に関しましては、施設本体のほうで管理しておる企画政策課のほうで挙げさしてもらっています。その中に、こういった地域の活性化のために使いたいという、自治区のほうでこういったもの使いたいということで挙げたものに関しましては、自治区のほうで予算を計上しておるといった話であります。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、次、質疑のほうをさせていただきます。

2款1項17目、地域活性化事業費、買い物困難地域対策事業になります。ページ数は141ページでございます。

2点ございます。

1点目、この事業のもととなった調査結果

の内容を伺います。

2、約440万円の事業でございますが、この事業内容を伺います。

○丸山隆弘委員長 田中福祉課長。

○田中秀典福祉課長 アンケートの調査内容の結果ですが、調査内容は、生鮮食品や日用品などを取り扱う店舗が身近にない、また移動手段が少ないなど、日常の買い物が困難となっている高齢者の買い物環境の向上策を検討するために実施しております。

平成28年8月1日現在で、市内在住65歳以上の方、1,000名を対象に実施し、アンケートの回収率は60.9%でした。

なお、アンケートの調査結果内容の詳細につきましても、既に資料提供させていただいておりますので、省略させていただきます。

2番目の質問ですが、440万円の事業内容ですが、車両の購入費及び移動販売車として改造をしていただきます冷凍、冷蔵庫等を含むの改造費を想定して予算計上しております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出、2款総務費の質疑を終了します。

ここで、説明員入れかえのため、しばらく休憩します。

再開は、3時15分とさせていただきます。

休憩 午後3時06分

再開 午後3時15分

○丸山隆弘委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

歳出、3款民生費の質疑に入ります。

最初の質疑者、白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 3款3目6項保育所費、

195ページになりますが、新城市の保育っていうのは、新城版保育園というようなことで、かなり情報発信も強く行い、保育費自体もかなり近隣市町村に比較しても安い状態になっています。

新城の保育というのは、特徴は出てきていると思いますが、よく見えてこないのは、新城市の保育の質はどうなっているんだろうか。ハード的には整備されてきています。保育園自体も老朽化され、それが新しくなっていますが、ソフト的に新城の保育はどのように整備されようとしているのか。来年度に向けて、どのように保育の質を高めようとしているのか、お伺いしたいと思います。

○丸山隆弘委員長 川窪こども未来課長。

○川窪正典こども未来課長 保育の質を向上させるためですね、テーマを定め、計画的な園職員研修などの予算を計上させていただいております。

具体的な例といたしましては、子供の発達の面で、体の動かし方に不器用さが目立つ傾向が見られるようになってきたため、感覚統合を促す保育の必要性が感じられております。

この感覚統合を促すための手段として、子供たちが楽しんで続けられるように、リズム運動を取り入れることとし、3年計画ですべてのこども園で取り組めるように研修を進めているところであります。

平成27年度は、基本的な理論となる子供の脳と体の発達について学び、平成28年度は実技について学んでおります。平成29年度は実技の向上と不器用さのある子供へのサポートの仕方を学ぶ予定であります。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 リズム体操っていうのは、僕自身も自分の子育てのときから聞いてる内容で、これはいい保育ではないかなというふうに思っていました。

最近、各保育園も含めまして、リズムという声が聞こえるようになってきて、動きとし

ては歓迎、個人的にしています。

ただ、保育士さんだけの問題にしてしまうと、リズム体操というものの広がりというのが難しいのかなと。やはり保育する主体者であるお母さん、お父さんも含めてですね、リズム体操というのはどういう意味があるのか、家庭でどのように理解し、保育園の保育士とともに支えていくのかということも必要になってくると思うんですが、家庭からの理解、このところをどのように進めていくのか、お伺いしたいと思います。

○丸山隆弘委員長 川窪こども未来課長。

○川窪正典こども未来課長 家庭への普及と言うか、理解を深めていただく方法としまして、まず園のほうに、私どもこども未来課のほうから指示を出しておりますのが、子供たちの動きの変化、こちらについて解説ができるようにと。いつでも園のほうにお越しいただいて、見学していただける機会があれば、そちらのほうで説明ができるように、今この運動が次の小学校に上がったときに、どういったところに役に立ってくるんですよというようなことが言えるようになってくださいということをお願いしております。

また、今年度ですが、副園長の勉強会においてボードフォリオ、壁新聞のような物、こうした物をつくって周知をしていくという取り組みをしております、その縮小版を先日ですが、各保護者に配らせていただいたところであります。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 保育の質向上のためにいろいろ取り組みをされているというようなことも理解しているわけですが、お父さん、お母さんも実際忙しいもんですから、定期的に集まってもらおうというのは難しいかもしれませんが、実際の保育の現場にもどのように足を運んでもらうかというのは、これから大切かなと思います。

その点について、何か保育士あるいは保護

者会と言うんですかね、そういう方たちとの連携の議論というのは、考えているのでしょうか。

○丸山隆弘委員長 川窪こども未来課長。

○川窪正典こども未来課長 各こども園において保護者会と話し合いをいろいろしていただいておりますが、基本、働いている方というのが多いものですから、やはりその方それぞれ自由な時間と言うか、御都合のつく時間で、いつでも見に来てくださいという形を取っております。一斉でやるものもございしますが、園のほうについては、いつでもどうぞという体制で行っております。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 続きまして、同じく3款2項2目であります。老人ホームの老人ホーム費としてございます。市内の寿楽荘の屋根並びに外壁の改装とされておりますが、かなり寿楽荘は経年劣化をしておりますので、屋根、外壁をかえることも必要かと思いますが、それ以前に躯体全体を検討されたのかどうか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 田中福祉課長。

○田中秀典福祉課長 寿楽荘は、昭和60年3月に、現在の地に建てられており、32年が経過しております。

今回の改修工事に際し、全面建てかえ、移転建てかえ、それから廃校利用、大規模修繕等を検討しましたが、今後の社会情勢の変化、建物の耐久性等を総合的に勘案した結果、複数年かけて改修工事を行い、建物の長寿命化を図ることを選択しております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 この施設は、御案内のように、以前は本市が直営って言うのか、単独で運用させておいていただいたわけですが、先ほどお話がありましたように、総務費

の中で指定管理の推進事業の中に含まれておいて、また更新の時期だということですが、指定管理者の方からは、もう少しバリアフリーを直していただきたいとか、一部木造の窓があるから、その部分は風が入るからというような、こういった細かいお話があつてのこともあるのでしょうか。

○丸山隆弘委員長 田中福祉課長。

○田中秀典福祉課長 指定管理者のほうからも施設の老朽化に伴う施設の改修要望等は出ておまして、それらの意見を踏まえた上で、改修計画を立てて、今後調整していく予定でございます。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員の質疑が終わりました。

次に、3番目の質疑者、山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 それでは、3款1項1目の社会福祉総務費、地域福祉計画推進事業、167ページですが、事業内容と特徴について伺います。

○丸山隆弘委員長 田中福祉課長。

○田中秀典福祉課長 第2次地域福祉計画は、平成27年度から平成31年度までの5カ年計画となっており、その中間年度に当たる平成29年度に、社会の変化や市民ニーズに対応するため、計画の見直しをすることとしております。

見直しに当たり、市長の附属機関として、地域福祉計画策定委員会を設置することを予定しております。

主な事業費でございますが、委員会開催に伴う非常勤特別職の報酬、費用弁償とアンケート調査に係る通信運搬費等となっております。

地域福祉計画策定委員は、委員を17名選任し、アンケート結果並びに福祉関係者団体へのヒアリング結果等を踏まえ、計画内容の見直しを審議していただきます。

また、前回の策定時には20歳以上の市民2,000人のへのアンケート調査を実施しまし

たが、中間評価のためのアンケートにつきましては、有権者の年齢が引き下げられましたことから、若者の意見を反映すべく、18歳以上の市民2,000人を対象としたアンケート調査を実施する予定です。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 今回の見直しに当たって、現時点でポイントとしてと言うか、課題としているようなことってというのはあるわけですか。つまり諮問するときに、こういう点とかこういう点についてというような形で、既に課題としてまとめてあるようなことがあったら教えてください。

○丸山隆弘委員長 田中福祉課長。

○田中秀典福祉課長 地域福祉計画自体が地域のことをそれぞれ地域で解決というようなことを目標にしておりまして、その中で、それに関連するような形で、各福祉施策の進捗だとか、地域の課題等を吸い上げて、それにどう対応していくかというようなところをまとめていくような形になっております。計画の中には6つの基本目標がございまして、それに対しての進捗状況等を御審議いただくというような形を考えておりますので、その中で地域から出た課題だとかって言うようなところが挙がってくるかとは思っております。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 そもそも論になるんですが、この地域福祉計画という、地域という概念と言うか、この設定の部分と、こう市全体の部分って言うのは、どういう調整と言うか、すみ分けをされとるわけですか。

○丸山隆弘委員長 田中福祉課長。

○田中秀典福祉課長 地域福祉計画の地域っていうのが、というのは、一番当初のアンケートを取らせていただいたときに、住民アンケートの中で、地域という認識がどうなんでしょうかというようなところを取ったところ、各地区によっていろいろ違いました。中学校

区単位であつたりだとか、隣近所、それから行政区単位であつたりだとか、小学区単位であつたりだとかというような地域のとらえ方がそれぞれによって違ってまいりますので、一くくりに、どこの地域を対象にっていう単位を定めずに、その地区に合った地域性というものを重視していきたいと思っております。

その中で、今後、地域自治区の中に入っていくような形で、今度、地域自治区でも地域計画等がありますので、そのあたりと整合性を保ちながら、地域福祉の理念を広げていくというようなことを考えております。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 そうしますと、例えば地域によって年齢層ですね、高齢者が多い地域とか、それから比較的若者が多い地域とか、そういうことが大別されてくると思うんですけども、その辺まで地域の実情等を踏まえた上で、この地域計画なるものをつくって、見直してやっていくという、そういうことなんですか。地域の計画っていうのは、地域に年齢層だとか、いろいろありますよね、地域性っていうのは。そういうものの特徴を踏まえた上で、それをベースにやると、計画を立てていく、見直していくという考え方でいいんですか。スタンスとしてですけども。

○丸山隆弘委員長 田中福祉課長。

○田中秀典福祉課長 済みません、地域計画自体がペーパー、今回は市全体として、地域のあり方の方向性を考えるというところでの見直しとなっていきますが、今おっしゃられたように、地域のことの地域単位での計画というのは別にペーパーに起こす必要がなくて、地域で地域のことをどのように今後考えていくかというようなことを共通認識を持って考えていただくというような場を提供していくというようなことでございます。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 そうすると、地域そのものはそんなにこだわらなくていいんですか。こ

れ市の計画、市の福祉計画っていうことになるわけですか。そこが、その辺がどう、意味がそういう見直していくのはわかるんですけども、地域計画であれば、地域の実情を現実を見て直していくっていうふうになるし、その辺、基本的なこうアプローチの仕方っていうのは、どういうふうになってるんですか。

○丸山隆弘委員長 田中福祉課長。

○田中秀典福祉課長 済みません、説明がうまくなくて。

地域福祉計画の位置づけとしましては、障害だとか高齢だとか子供だとかっていう個別の法定計画がございます。それはあくまでも対象者を軸にした計画がそれぞれあります。

地域福祉計画は、それを横断的に見る計画でありまして、福祉分野も総合計画的な位置づけになろうかと思えます。それを取ったときに、要は地域から各福祉計画をどういうふうに見るかっていうようなところの視点を大事に、各地域ごとで今おっしゃられました年齢だとか、それぞれ抱える地域の問題だとかを地域の中で考えていっていただくというような計画と位置づけております。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 最後の確認ですけれども、つまり個々のいろんな福祉計画があるよと。それらの統合的な総合、統合と言うのか、総合計画、一番上の上位計画になるよという説明だと思うんですけども、そこに地域が入るっていうことは、各それぞれの個々の計画っていうのは、別に地域は関係ないって言うか、関係あるのかもしれないけれども、全面には出してないですよ、ほかの計画自体は。上位計画だけが地域という言葉でこう、ここに入れているという意味ですね、意味は、先ほど言ったように、確認ですが、地域性というものを全体として重んじるよと。そういうことなのか、上位計画としてくる意味で、地域と言ってはいけないけれども、名称としてつけてるのにすぎないのか、この言葉をす

ごくキーワードにして、計画を見直していく、立てているという意味ですか。ちょっと現計画を見る限りは、それほど地域性にこう、こだわったようにも見えないんですけども、その点、次の計画ではどういうふうにしていく考え方ですか。

○丸山隆弘委員長 田中福祉課長。

○田中秀典福祉課長 申しわけありません。今おっしゃられたように、個別の福祉計画の上に立つような福祉分野の総合的な計画の位置づけです。地域福祉計画は。

ただ、地域という単位自体は、先ほどから話しておりますように、個別の地域というようなことを言っておりますが、市全体として、それぞれの地域で課題解決ができるような体制づくりをつくっていくというような方向性を示す計画でありまして、今回は第2次地域福祉計画の中間評価ということでありますので、進捗状況とともに、若干の修正変更があるかとは思っております。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 理解として、個々の分野の、例えば高齢者なら高齢者、障害者なら障害者の福祉計画があるよと。それを全体的に統合、総合する意味での計画だということであって、わざわざ別にですね、それぞれの計画を各地域に、西部なら西部、東部に落としていって、特殊性を拾い上げて、新たなものをつくるという意味ではないということですね。言ってみりゃ、全体的な話だよと。この地域という言葉は入ってるけれども、それほど各地域にもう1回おりてって、地域の特徴を生かしてというものではないということですね。確認です。

○丸山隆弘委員長 田中福祉課長。

○田中秀典福祉課長 はい、そのような御理解でよろしいかと思います。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 次に移ります。

3款1項1目、児童福祉総務費です。新城

版こども園推進事業、189ページです。

事業内容と今後の運営方針について、伺います。

○丸山隆弘委員長 川窪こども未来課長。

○川窪正典こども未来課長 事業内容の主なものといたしましては、計画的に継続しております園巡回相談、母子愛着推進事業、子育て応援講座、ペアレントメンター活動、ペアレントメンターフォローアップ研修、療育実践研修に加え、平成29年度新規事業として、個別支援計画が求められる子供の特性の観察力と的確な分析力を習得するためのアセスメントアドバイザー委託、さらには、障害を持つ子供の保護者や自立支援協議会から声が挙がっておりました、市内に社会資源がないため、市外の療育施設等に子供を通わせる保護者の負担軽減について、交通費の一部助成をすることで、経済面での負担軽減を図る障害児施設等通所交通費助成事業が含まれております。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 再質疑します。

この新城版こども園という形になって、今まででちょうど4年が終わったところですね。5年目に入るとということなんですが、その間、この4年間の間に、このこども園を推進するという点で、何かこう検討して見直すと言うのか、チェックして変わったと言うか、効果があったとか、よかった、また課題であるという点が今までで検討してきたことがあったら教えていただきたいと思えます。

その意味での今、言われた個別支援とか、そういったものが具体的に挙がってきたということであろうかと思いますが、総括的と言うか、全体的な意味で、これまで4年間やってきた問題点なり課題について、検討したことについて教えてください。

○丸山隆弘委員長 川窪こども未来課長。

○川窪正典こども未来課長 新城版こども園は、まず子供を預かる施設というだけではな

く、子育てに関する地域の核となる拠点と言うか、そうしたものにしていこうということでございます。

そのためには先ほどの白井委員の保育の質のこともあるんですが、その中であったように、保護者への周知と言うか、保護者も一緒になって子育てができるような形というものを、どういうふうにつくっていったらいいだろうということがずっとテーマとなっております。

その中で保護者の悩み、育児に関する悩みだとか子供の発達に関する悩み、それを、子供を理解し、家庭と園が両輪となって子供の1日を救って、それを365日積み上げていくということができるようにということで、臨床心理士を雇い上げてまして、園の巡回相談を行ってみたり、あと母子の愛着それこそ産まれて4カ月ぐらいまでのうちに愛着をしっかりとつくっておくと、その後の育児に大きな影響、いい影響があるということで、母子の愛着推進事業というのを着手したりなど、あと子育て応援講座でもございますが、こちらも母親のグループワーク、母親がしゃべれる場所をつくっていくとか、そういった取り組みを保護者を見ながら試行錯誤して展開してきた事業、これらを継続している状況です。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 そうしますと、一番よく言われることですが、こども園でのこの保育というのが6歳になって小学校へ入学する時点で完了するとか、完了するわけなんですけれども、小学校へのつなぎの部分と言うんですか、そういう接点の部分のようなことは、この中で、推進事業の中では取られていないんですか。

課題としては、大きな課題として、これ一般論ですけれども、あると思うんですが、先ほどの答弁の中ではちょっとふれられてなかったように思うんですが、その点について伺います。

○丸山隆弘委員長 川窪こども未来課長。

○川窪正典こども未来課長 今、御指摘いただいた点も、この期間ずっとやってきております。まだ継続して続けておりますが、特段、予算をなくとも職員が学び合ったり、学校と連携を取ることでできてることですので、予算上の事業では余り見えてこないものになります。

ただ、成果としては接続期のプログラム、カリキュラムというものを、ワーキングチームをつくって作成しております。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 次に進みます。

3款3項10目、児童福祉施設整備費、放課後児童クラブ整備事業です。203ページになります。

事業内容及び経過と特徴について伺います。

○丸山隆弘委員長 川窪こども未来課長。

○川窪正典こども未来課長 事業内容の主なものといたしましては、千郷児童クラブ並びに舟着児童クラブの専用施設建設に係る工事請負費や工事監理業務委託の経費と施設定員を大幅に超過した東郷西児童クラブについて、学校施設をお借りし、1支援単位増設するに当たり、閉園となる城北こども園の空調設備を移設するための工事請負費であります。

千郷児童クラブ専用施設の概要といたしましては、木造2階建て、4支援単位、施設定員160名としております。

舟着児童クラブ専用施設の概要といたしましては、木造平家建て、1支援単位、施設定員30名となっております。

東郷西児童クラブについては、増設分の施設定員は30名となっております。

千郷児童クラブと舟着児童クラブ専用施設については、平成29年度末までの完成を予定しております。

東郷西児童クラブの増設につきましては、利用児童が増加する夏休みまでに工事を完了させる予定であります。

なお、千郷児童クラブ専用施設につきましては、併設する駐車場の整備も計画しているところでございます。既に関係地権者との土地売買契約は済んでおり、今後、墓地移転に係る補償契約と改葬手続を進めてまいります。

また、駐車場の実施設計につきましては、隣接地権者との協議も終え、成果品の納品を待っているところでございます。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 新設になる、この舟着と千郷の放課後児童クラブについては、建物の概略は今、答弁にあったとおりなんですけれども、運営とかですね、そういった面で、建物の特徴と言うんですか、ある程度こう設計の段階で指示していると言うんですかね、そういうものはあるわけですか。保育のこういうふうな形でやるから建物もこうだというような、外観的な大きさだけではなくて、内容的な意味で特徴と言うかがあったら教えていただきたいと思えます。

○丸山隆弘委員長 川窪こども未来課長。

○川窪正典こども未来課長 今、御質疑あった件なんですけど、特段、特徴的なものがあるわけではございません。児童クラブに関しては、施設の最低基準が定められておりますので、まずはそれをクリアできるもの、1人当たりの面積等そちらがクリアできるものということと、あと安全に見守れる形、そういったところに配慮をしながら、設計をしております。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 このいずれもこの放課後児童クラブっていうのは、小学校の敷地内か隣接地に今、建設されているっていうか、設けられてるわけなんですけれども、基本的に保育、学童の保育になるのか、そもそも論になるんですが、教育の中の一環になるのかという点で、一般の市民と言うか、庶民の目からすると、なかなかわかりにくい部分があって、特に小さい子たちは保育だろうということに

なるんですが、もう3年生、4年生になれば教育的な側面が強くなるし、地域でもそういうものを求めるようになるんですが、これ運営していくとか、ある程度やっていく面で、せっかくなら新しい専用施設を設けるということであれば、何かそういう方向性ですね、純然たる、あくまでも保育なんだよっていう形で行くのか、その辺はどういうふうの方針を立てておられるのか、教えてください。

○丸山隆弘委員長 川窪こども未来課長。

○川窪正典こども未来課長 施設的には、こちら厚労省のほうの補助金を使ってやっておりますので、原則は保育という形になります。

ただ、まだ千郷、舟着に関しては、地元から声等もございませんので、具体的な検討をしとるわけではございませんが、地域によっては地域が参加をしながら運営をしていく放課後対策というものも一部始まっております。私ども付加価値の高い放課後児童クラブと言いつつしております。これが発展していきますと、恐らく放課後総合子供プランということで、教育の部分も加わったものになっていくのかなというふうに考えております。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員に申し上げます。予算の質疑範囲の中で、よろしく願いいたします。

山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 あくまでもそのつもりでやるとるわけですがけれども、今、言われたような、これで2億円近い予算を執行しながら、建物を建てていくということで、建物を建てて終わりだというふうなことではなくて、今、言われたような効率的な利用というのが大事だと思いますので、きちっとその辺をPRするなり、地元にも落としとしていってほしいなというふうに思います。

次にまいります。

同じく、3款3項10目です。児童福祉施設整備費です。千郷中こども園建設事業、205ページです。

事業内容と進捗状況、基本方針について伺います。

○丸山隆弘委員長 川窪こども未来課長。

○川窪正典こども未来課長 事業内容につきましては、平成32年度末までの新園舎建設に向けた基本設計の業務委託でございます。

進捗状況といたしましては、地元役員で構成される千郷地区連絡協議会並びに、千郷中こども園保護者会と用地選定について協議を重ねているところであります。

現在は、現園舎のある現在地と国道151号バイパス稲木交差点北側周辺の2カ所を最終候補地とし、関係地権者に用地提供についての意向調査を行う準備を進めているところであります。

平成29年度4月から5月にかけて、候補地を確定し、基本設計を発注したいと考えております。

また、千郷中こども園の建てかえに当たる基本的な方針といたしましては、課題となっております利便性向上のための園舎隣接駐車場の確保と豊かな自然を活用できる保育環境を維持しつつ、千郷3園内での人気偏重を解消し、できる限り保護者の第一希望での入園がかなえられるようにしようとするものであります。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 この中こども園を建てかえる一番のポイントとするところを、先ほどいろいろ要点がありましたけれども、何をこう基本的な、例えば場所だとか、いろんな意味で、現在地にはありましたけれども、一番のこのポイントと言うか、絞る尺度になるのは何を考えているのか、伺います。

○丸山隆弘委員長 川窪こども未来課長。

○川窪正典こども未来課長 まず私ども最も大事にしていきたいと思っておりますことは、先ほどの答弁の最後のところでお話をさせていただきましたが、千郷3園内で人気偏重しております。毎年のように千郷東こども園

の抽せん会は、第一希望の方が抽せん会でもれて千郷中こども園へ回っているという状況になっております。通っていただければいい園だということで理解していただけるんですが、やはりさまざまなそれぞれの皆さんの理由によって選んでいただけない。そうした状況を解消していきたいなというふうに考えております。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 いただいた資料の中にもですね、中こども園の価値と言うんですかね、今度、存在価値って言うんですか、現状を踏まえて、なかなか定員に満たないということが今まであって、その原因は何だろうというようなことをこう、かなり検討されたと思うんですが、その中で、どこに建設していくのか、そういった問題は非常に地域の中でも関心は高いわけです。

これ自体は、資料によると、建設場所についてはこの春と言うか、ゴールドデンウィーク前後までには決めるということですか。伺います。

○丸山隆弘委員長 川窪こども未来課長。

○川窪正典こども未来課長 できれば、それぐらいまでには基本設計の時間をしっかり取りたいものですから、決めていきたいと考えております。

ただ、どうしてもまず今月にでも地権者のほうの意向調査も行いまして、地権者の方もいいよという御了解いただけるのか。

また、施工方法等についても開発許可の関係で許可が確実に取れるものなのかどうなのか、平成32年度末までにタイムスケジュールがしっかり合うかどうかということもですね、検討していきながらですね、定めていきたいと思っております。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員の質疑が終わりました。

次に、4番目の質疑者、加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 それでは、歳出、3款1項

3目、障害者福祉費、成年後見制度支援事業でございます。ページ数は173です。

説明では、社会福祉協議会への委託であるというふうに聞いておるんですけども、そのうちの補助金の使途と業務内容を教えてください。

○丸山隆弘委員長 田中福祉課長。

○田中秀典福祉課長 補助金の使途は、法人後見業務を担う正規職員2名相当分と非常勤職員分の人件費です。

なお、法人後見業務とは、社会福祉協議会が判断能力の不十分な方の成年後見人等となり、必要な支援や保護を行うものです。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 補助金の中身が何か正規職員が2名と非常勤職員はちょっと何名って聞かなかったんですけども、この職員っていうのは、市からの出向の職員なのか、それとも社会福祉協議会が特別採用する職員なのか。非常勤職員はどういう職員を採用するのか教えてください。

○丸山隆弘委員長 田中福祉課長。

○田中秀典福祉課長 正規職員につきましては、社協職員の社会福祉士の資格をお持ちの方が当たっていただけるようになっております。

非常勤の職員につきましては、成年後見の研修を受けられたような方で、俗に言う後見がついた方の、後見がついて、生活が安定された方に対して、日々の支援を行うときに、後見人になりかわってやっていただく職員という形になります。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 そうしますと、その職員は当然、成年後見制度って言うか、そういう研修を受けられて、それなりにいろんな守秘義務を持った、そういう業務に精通した方が日々の障害者って言うか、そういう方々の生活支援とか、いろんな身の回りのところをやるっていうことで、それなりの経験豊富って

言うか、豊かな、年齢的にも中堅の年齢って言うか、そういう実績のある方っていう形で理解してよろしいですね。

○丸山隆弘委員長 田中福祉課長。

○田中秀典福祉課長 センター長となる人間は、一昨年からも既にセンターのほう運営しておっただけです。

今後の将来的なことを考えますと、その方1人だけではとても足りる状況ではございませんので、若干年齢が若い方が今度そこにもう1人増員というような形で、体制の整備を進めていきたいと思っております。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員の質疑が終わりました。

次に、5番目の質疑者、小野田直美委員。

○小野田直美委員 3款3項1目、児童福祉総務費、新城版こども園推進事業、189ページです。

事業内容については、先ほどお伺いしましたので結構です。

2番目、平成28年度当初予算が114万8千円であったが、平成29年度当初予算は163万3千円である。増額理由を伺います。

○丸山隆弘委員長 川窪こども未来課長。

○川窪正典こども未来課長 増額理由でございますが、平成29年度新規事業になりますアセスメントアドバイザー委託並びに障害児施設等通所交通費助成事業に係る経費でございます。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 通所交通費助成事業なんですけど、対象者とか、あと対象施設を含めて、もうちょっと細かく教えてください。

○丸山隆弘委員長 川窪こども未来課長。

○川窪正典こども未来課長 こちらの助成ですが対象者につきましては、ちょっと細かくなりますけど、俗に言う障害者総合支援法に基づく4条2項に該当する障害児、あと発達障害者支援法2条の2項に該当する発達障害児ということでございます。

具体的な例で挙げますとダウン症のお子さんだとか、あと肢体の不自由な方だとかがお見えになります。

それから施設になりますけど、重立った施設になりますと、豊橋の特別支援学校の幼児部だとか、あと豊橋のあゆみ学園、岩崎学園などが対象になってまいります。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 これは交通費を助成するということですが、どのように助成するっていうのか、金額とか、あと補助率ですね、どのように設定されているのか、ちょっと教えてください。

○丸山隆弘委員長 川窪こども未来課長。

○川窪正典こども未来課長 補助の要綱を現在、検討しております。より多くの方が新城に住みやすくなっていただけるように、内部で練っておるところでございますので、また、要綱等できましたら、お示しさせていただきたいと思っております。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 続きまして、3款3項9目、地域子育て支援センター費、地域子育て支援センター事業、203ページです。

平成28年度当初予算が535万円であったが、平成29年度当初予算が849万2千円であると。増額理由を伺います。

○丸山隆弘委員長 川窪こども未来課長。

○川窪正典こども未来課長 平成29年度から、千郷東子育て支援センターを城北子育て支援センターへ移転させ、あわせて施設を拡充させたことに伴い、当該子育て支援センターの事業内容の充実を図ることといたしました。

具体的には、こども園養育支援事業で行っていた家庭訪問を、家庭訪問をきっかけに子育て支援センターを紹介し、その紹介をした保育士自身が子育て支援センターでも従事させることで、保護者の足を運びやすくし、子育ての孤立化防止を図ろうとするものです。

このため、平成28年度までは、こども園養

育支援事業で計上していた臨時保育士の賃金等を平成29年度からは、地域子育て支援センター事業に統合させたことにより、増額となっております。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 千郷東子育て支援センターから、この城北支援センターに移すわけですが、新築ということで、2階にかなり充実したものができると聞いております。

そうしますと今まで千郷東支援センター、そして八名幼児センター、それで長篠のほうに支援センターがあって、作手にも支援センターがありました。この連携というのは何か変わるところがあるのでしょうか。

○丸山隆弘委員長 川窪こども未来課長。

○川窪正典こども未来課長 特に現在も連携は行っておりまして、特に千郷東の子育て支援センター、会場が非常に狭くなっておりますので、週に、ちょっと児童館たんぼぽと言うか、長篠の子育て支援センターのほうに職員が出向いて、そちらで広場を一緒にやったりだとか、あと八名こども園の内の乳幼児センターという形になっておりますので、そちらでも子育ての事業をやるというふうになっております。

今回、城北に千郷東子育て支援センターを移転させますが、同じように八名にも出向き、長篠にも出向きと。作手のほうにも出向くということで、ここが、城北が核となって、動くということになってまいります。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出、3款民生費の質疑を終了します。

続いて、歳出、4款衛生費の質疑に入ります。

最初の質疑者、白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 4款1項2目保健事業費、211ページになります。

これから保健事業として大事なものは、健康寿命を上げることだということになってくるだろうというふうに判断してますけども、そのかなめになるだろうという食教育をどのように進めていくのか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 松井健康課長。

○松井康浩健康課長 保健事業のうち、ここでは健康教育事業におきまして、食生活改善推進員がこども園での食に関するお話とか、保健センターで行います事業の中で、実際につくった食事を食べていただくなどの予算を計上しております。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 以前から、今の御答弁の取り組みはやられてると思うんですね。

ただ、それで本当に足りてるのかなという思いでずっとおるわけです。

保健センターにも直接出かけまして、食の現状、食によって引き起こされているさまざまな病気についても、話をさせてもらったことがあるんです。今のままではとても守れないと。

何かあったときには、確かに健康診断等です。何か問題が見つければ、そのときにこれはいかんぞというふうに思われた方は、食に関して気をつけたりすることもあると思うんですが、現状健康だと。何とかなってるというレベルの人たちはたくさんあります。要は病気の予備軍はいっぱいいると思うんですね。その人たちへの対策っていうものを幅広くやっていかないと思うんですね、要はもれてしまってると思うんですよ。食生活改善の推進委員であったり、保健センター来て、なかなか行けない人たち。この人たちに対して、どのような食教育をしていくのかというものをもう少し具体的にしていかないとですね、健康診断やっても、病気は見つかっても予防ができないっていうことにならないかと思うん

です。もう少し踏み込んだ食教育、具体的な食教育っていうのは、もう何年も同じことを言ってるんですが、なぜもう一步踏み込んだ健康寿命というようなことも盛んに言われる、食べることの重要性が言われてるのに、相変わらず従来どおりの政策にしか聞こえないんですが、なぜもう少し踏み込んだ議論にならないのか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 松井健康課長。

○松井康浩健康課長 食に関する教育ですが、生活習慣病の予防にもつながってくる大切なものだと思います。

食生活でわかりやすいと言いますか、わかりやすい方法として、手ばかり法というのがございまして、そういったものを使いまして、食材の適量をはかっただいて、適切な食事につなげていただくというようなこと。

それから、保健センターのほうで季節の野菜を使ったレシピなどをつくりまして、栄養バランスの取れた食事のほうについてもPRをしていきたいと考えております。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 以前からその話はお伺いしています。それでは足りんじゃないかという思いで、ずっと同じような質疑してるんですが、手ばかり法であったりとか、バランスの取れた食事とか、それを言って、多くの市民っていうのは違うところで生活してると思うんですね。

例えば、コンビニっていうのが地域の店がなくなってしまって、1つの食の買い物場所として重要な場所になってますが、コンビニで言われてるのは、どうしても偏ってきてしまう。自分の好きな物しか当然買いませんし、コンビニは、じゃあ豊富な野菜があるのかと。食生活でも野菜が必要だと言われながらも、なかなか加工食品はあっても、食材そのもの、野菜そのものを食べるっていうことはなかなかできないという状況になってるんですね。

買い物難民という対策で、買い物の支援が

こう今年度から始まるんですが、今、過疎地域こそ買い物ができないということで、栄養のバランスが非常に崩れ出してる。健康の問題が非常に深刻になってるっていうのも買い物難民の議論をしていくと出てくると思うんです。そこに踏み込まないとですね、保健事業とか言ったって、どうしても足りない、不十分なところを残していつてしまうと思うんです。多くの人たちが健康の意識をつくるというところに入っていかないと、25年問題とかなんとか言ってますけども、本当に深刻な状況になります。病気がふえ、介護がふえ。こうなったときに、新城市の財政でどうに支援できるのかという問題がもうすぐそこにあるわけですよ。だから食教育っていうのは大事だと言ってるんですね。

当然、子供たちの食教育からもう始めていく必要がありますけど、子供たちの食教育だって、どうやっていくか見えないですね。学校は学校で食教育までとても忙しくてやっとならんと。今は先生でも、働き方改革で、早く帰ろうという状況になって、食教育まで学校でやってくれなんてとても言えん状況にもなっている。だったら新城どうするんだと思うんですが、今の御答弁ですと、何も変わらないと思うんです。従来どおりで、じゃあ健康が守れるっていうんであればいいんですが、従来どおりでは、余りにも新城市行政として、支えられる、接点を持てる人たちが少ないと思います。

ですから、前から言ってるように食べるということ、実際の食材を手に入れるっていうこと、そこそこに大きな問題があるんです。なぜそこに踏み込んでいけないのか、不思議なんです。

食材をどのように安心・安全な物を提供するかということになると、農業課とか、もう課を連携した話をしないと。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員に申し上げます。質疑に入ってください。

○白井倫啓委員 いや、だからなぜやらないのかと。なぜ踏み込んだ方策を提案できないのかと思うんです。もっと具体的なところに入っていないと、食生活の改善もできない。健康教育って言ったって、十分な市民への政策にならないと思うんです。なぜ何回言っても、同じ答弁しかならないのか。なぜ一步踏み込んだ議論をできないのか。なぜ庁内で議論ができないのか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 松井健康課長。

○松井康浩健康課長 平成29年度、保健師、栄養士が地域に出向いて、食事、食のお話と、それから食事をつくった、つくるような、つくって食べていただくような教室というものの開催を予定しております。

そういったことで、また地域の方に広めていけたらと考えております。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 それで果たして市民の健康を守れるのかと思うんです。今までやってきました。

だから何回も言いますが、地域に出かけてくと言っても、多くの人たちは、例えば仕事があって、そういうところに行けない。時間的に余裕がある人、興味がある人はそういう場所に集まります。そうじゃない人に対しての食教育をどうするのか。これ本当に考えないと、もう少しで団塊世代が病気、介護という問題に直面する深刻な状態になるんです。だから今からしっかりと手を打たんとだめじゃないかと思うんですね。

これ、きょう言い始めたことではないんですよ。前からそれやらないと多くの市民は病気になってから対応、介護が必要になってから対応になる。本当に大きなお金かかるんで、そこを何とかすべきだというふうに思います。

今の答弁ですと、とても健康事業、不十分だと思います。庁内でなぜ大きく踏み込もうと、もっと多くの市民の健康を守ろうということに踏み込めないのか。やる気がないのか、

やる気はあるけど、お金がないのか。やりたけれど議論をしようにも横の連携が取れないのか、なぜなのでしょう。

○丸山隆弘委員長 松井健康課長。

○松井康浩健康課長 食の教育につきまして、また農業課のほうで食育推進計画も計画されておりますが、そちらのほうとも協働をしまして、取り組みを進めていきたいと思っております。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 次に移ります。

4款2項2目廃棄物収集処理費、廃棄物減量化・資源再利用推進事業、237ページになります。

廃棄物減量化っていうのは、当然、多くの人たちが必要だという認識になっていると思いますが、減量化は現実問題進んでないと思うんですね。

昨年度も、昨年度と言うか、もうここ何年も例えば紙製品はしっかり仕分けしましょよ、しっかり仕分けして、廃棄物減量化、再資源利用をやろうということを強く話をしているとと思うんですが、現実問題としてはなかなか進まない。

例えば、燃やすごみの袋に入れてしまえば、自分の前から消えてしまうんですね。やっぱりどうしても、この廃棄物減量化っていうのは意識が、意識の高い、低いっていう、その中で、ある人はしっかり仕分ける。ある人はごみ袋に入れてしまう。これをどう変えるかだと思うんですね。その意識づくりだと思うんです。従来の取り組みをどのように進展させていくのか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 佐々木生活環境課長。

○佐々木敏宏生活環境課長 廃棄物の減量化・資源再利用推進事業につきまして、従来の取り組みをどのように進展させるか、お答えします。

近年では、紙製容器包装、小型家電、硬質プラスチック、廃食用油など、回収可能な物をふやし、資源化の促進とごみ減量化に努め

てまいりました。

クリーンセンターに搬入される可燃ごみを検査すると、資源化が可能な紙類や布類が多く混入しています。この1、2月に行った検査では、約1割が資源になる物でした。

このため、広報ほのか4月号では、可燃ごみの搬入検査の結果とあわせて、市民の皆様分別の徹底を呼びかけています。

ごみの減量と資源化の促進につきましては、広報のほかに、市のホームページや各戸に「家庭から出る資源・ごみの分け方・出し方」及び分別ガイドを配布して周知を図っています。

新年度からは、さらに周知し、分別の徹底を図りたいので、スマートフォン向けのごみ分別用アプリを導入します。

これにより、従来、世帯としてつき合いを余りしておらず、分別の仕方がわからないという比較的若い方々や外国籍の方々にも、ごみと資源の分別を呼びかけてまいりたいと考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 いろんな情報提供もこれから進んでいくという理解をしましたが、先ほども言いましたが、環境問題に興味がある人っていうのは、言わなくても情報を集めます。

しかし、なかなか環境問題っていうのは、一時期に比べて、かなり環境意識、地球温暖化という意識が減ってるかなど。情報も少なくなってきたと思うんですね。その中でどう意識してもらうかが大事だと思うんですね。

情報提供をするのではなくて、情報をどう生かしてもらってということになると、もう少し小まめに、例えば地域自治区っていうことが、地域自治区ができて、4年も終えてきたと。新たな事業になるかもしれませんが、地域自治区にも実際に、みずからどういう状態なのかっていうのを地域自治区からも情報

提供、地域自治区が地域の人たちに今の現状を伝えるという、地域の中でのごみ減量化の取り組みっていうのを今まで資源のリサイクル、分別っていうのは、部が始まるぐらいのところから新城市はかなり進みました。やっぱり地域で実際の状態を地域の人が見せ、理解してもらおうという取り組みも必要じゃないかと思うんですが、そういうような検討はされていますでしょうか。

○丸山隆弘委員長 佐々木生活環境課長。

○佐々木敏宏生活環境課長 新城市のちょっと特徴的な取り組みと言うか、資源回収なんですけど、行政区単位で行っています。

私もそうなんですけど、地域の当番が回ってくると出ていって、回収をするわけなんですけど、そういったところへ出ていくとなるとですね、それなりのやはりごみの分け方、資源ですね、資源の分け方っていうのがわかるということで、地域のつき合いしてる方は、そこで啓発ができるんですが、地域のつき合いしてない方に向けて、スマートフォン向けのアプリというのをですね、新たにちょっと取り組みたいなと考えています。

以上です。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 先ほど生ごみ、焼却ごみ、これを調べてみると、1割ぐらいが資源化できるというふうに言われたんですが、燃えるごみの袋を開くなんていうことは、地域の人、見たことないと思うんですね。毎週、地区の1回のリサイクル、これでは先ほどの紙製品がどういう状態になってるかを理解できてないと思うんです。そういったことも含めて理解してもらってということになると、リサイクルも重要な場所です。

しかし、ほかのことも考えていかないと、なかなか廃棄物減量化っていうのは進まんとするんで、別に、まず地区の例えば協議会の皆さんに理解してもらい、協議会の皆さんから地域におろしてもらい、区におろしてもら

うというような、小まめに小まめにの情報伝達っていうのが必要じゃないかと思うんですが、その点についてどのようにお考えでしょうか。

○丸山隆弘委員長 佐々木生活環境課長。

○佐々木敏宏生活環境課長 先ほど、ちょっと地区の資源回収と話をしたんですが、私も出前講座というのもやってまして、いろいろ分別の仕方とかごみ減量の仕方みたいなものもですね、地区の御要望があれば説明に伺っております。

それから、クリーンセンターの見学や鳥原処分場の見学もですね、資源集積センターの見学と、そういったこともやってるので、それがですね、地区でも、小学校でも、それから団体でもということで、いつでもウエルカムという形でやっておりますので、そういったものをもっとこのPRしながら、活用していただくように呼びかけてまいりたいと思います。

以上です。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、4款1項9目について、お伺いをします。環境衛生費、浄化槽設置補助事業であります。予算書の227ページお願いします。

補助金は、合併浄化槽を対象としていると思われませんが、対象地域と交付予定設置件数についてお伺いをします。

○丸山隆弘委員長 内藤下水道課長。

○内藤徳之下水道課長 浄化槽設置補助事業につきましては、浄化槽の設置整備を推進し、生活排水による公共用水域の水質の汚濁を防止し、生活環境の保全及び公共衛生の向上に寄与するため、単独処理浄化槽及び、くみ取り便所を使用している方が合併処理浄化槽に転換しようとする場合に、浄化槽の設置及び既設の単独処理浄化槽、これの撤去にかかる

費用の一部を補助するものです。

この対象区域は、公共下水道事業計画区域、農業集落排水事業採択区域、地域下水道処理区域を除く地域としております。

また、交付予定件数としましては、35件としております。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 35件ということでありまして。水を汚さないというタイトルのもとに、これを検討されてみえると思うんですが、特にこの事業、1,500万円ほどの補助金をという計画を持っておみえであります。33件でしたか、件数を、35件、件数ありますが、もう少し余分にと行って言い方はいけない、予算をもう少し取っていただいて、この地域に来れば、新城市に来ればある程度補てんをしていただけるこれは多分、厚生労働省からの補てんもあると思うんですが、それ以外にオリジナルなものもしていただけるってような措置をもう考える時期ではないかなと思いますが、これに含まれているのか、いないのか、その点についてお伺いします。

○丸山隆弘委員長 内藤下水道課長。

○内藤徳之下水道課長 現在の設置補助額ですが、国の補助、県の補助をいただいた目いっぱい範囲でやっております。

平成28年度からは、先ほど申しましたとおり、既設の単独処理浄化槽の撤去費、これの一部、上限を9万円と設定させていただいておりますが、そういったことで拡充は図りました。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員の質疑が終わりました。

次に、3番目の質疑者、中西宏彰委員。

○中西宏彰委員 歳出、4款2項5目廃棄物埋立処分地管理費、最終処分場維持管理事業、245ページです。

各処分場維持に関する業務内容と委託先をお伺いいたします。

○丸山隆弘委員長 佐々木生活環境課長。

○佐々木敏宏生活環境課長 埋立処分場の維持に関する業務内容につきまして、お答えします。

現在、市内には、一般廃棄物管理型埋立処分場が4つあります。鳥原、有海、七郷一色、作手菅沼の4つです。

鳥原埋立処分場では、市内で発生した不燃性一般廃棄物を受け入れ、それを手作業もしくは破砕機で分別・破砕処理をしています。

有海埋立処分場では、クリーンセンターで焼却処理している可燃性一般廃棄物の処理残渣を埋立処分しています。

七郷一色埋立処分場では、鳥原埋立処分場で分別、破砕処理をした不燃性一般廃棄物を埋立処分しています。

作手菅沼埋立処分場では、鳥原埋立処分場で破砕した不燃性一般廃棄物を平成27年度まで埋め立て処分をしてきましたが、その浸出液が安定するまで管理していきます。

委託業務につきましては、各処分場で共通する業務は、浸出液の処理施設の維持管理業務で、専門的かつ継続的な管理が必要であるため、各処分場ごとに平成29年度、平成30年度の長期継続契約を指名競争入札で行う予定です。

以上です。

○丸山隆弘委員長 中西宏彰委員の質疑が終わりました。

次に、4番目の質疑者、加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 それでは、4款1項1目保健総務費、看護師修学資金貸付事業でございます。ページ数は211です。

現状の貸し付け状況と新年度予算の積算根拠をお願いいたします。

○丸山隆弘委員長 滝川地域医療支援室長。

○滝川昭彦地域医療支援室長 平成28年度の貸与者は、3年生が5名、2年生が4名、1年生が5名で、全員が新城市民病院の看護修学資金との併用でありました。

平成29年度は、現在の1年生と2年生の合

わせて9名分の継続貸与額と新1年生を6名分、貸与額を予算計上させていただきました。以上です。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 それでは、新1年生分が6名分ですね、と2年生、1年生で15名か、15名分という全額で、そういう計算でよろしいですね。

今回初めて、この看護学校の卒業生が出るわけですけども、3年生の5名の方も当然これ卒業という形になるんですけども、現状では、これ資格っていうか、国家資格が通らない場合については、これ返還義務が発生してくるということの御理解でよろしいですか。

○丸山隆弘委員長 滝川地域医療支援室長。

○滝川昭彦地域医療支援室長 国家試験が落ちた場合の救済措置のほうは既に条例、規則のほうで定めておきまして、学校を卒業しても1年2カ月以内に目指したところへ就職していただければ、免除の対象になってくるということで、もし万が一、今回の国家試験のほう落ちられても次の就職試験と、あと国家試験を受ければ対象として免除させていただくことになっております。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員の質疑が終わりました。

次に、5番目の質疑者、鈴木眞澄委員。

○鈴木眞澄委員 歳出、4款1項6目休日・夜間診療所費、夜間診療所運営事業、219ページ。

修繕費の内容は。

○丸山隆弘委員長 滝川地域医療支援室長。

○滝川昭彦地域医療支援室長 修繕費の内容ですが、既に予定するものがあるというわけではなくて毎日の診療に支障をきたさないように、臨機に備品や施設の修繕を行えるように予算を確保させていただいておるところであります。

○丸山隆弘委員長 鈴木眞澄委員。

○鈴木眞澄委員 担保しとるという理解です。

かなり診療所も、夜間診療所も古くなってきて、直すということも考えとるということも聞いとんですけども、そういうことは平成29年度は考えなかったという理解でいいですかね。

○丸山隆弘委員長 滝川地域医療支援室長。

○滝川昭彦地域医療支援室長 現在、夜間診療所で使っておる施設につきましては、民間の施設を借り上げております。

そうしたことから、経年劣化等で施設の大きな設備等、例えばエアコンとか、そうしたものはもし経年劣化で壊れた場合は貸していただいている方が直していただけることとなります。

今回、予算計上させていただいているのは、医療器械の簡易な修繕だとか、あるいは設備的にもこちらの不注意で壁にあなをあけたりとか、そうしたことがあった場合には、家主の方に負担していただくわけには行きませんので、こちらのほうで修繕すると。そういったところの予算をとっているところです。

○丸山隆弘委員長 鈴木眞澄委員。

○鈴木眞澄委員 了解しました。

次に、4款1項7目訪問看護費、訪問看護事業、221ページですけども、臨時雇用賃金とあるが、その理由についてお伺いします。

○丸山隆弘委員長 滝川地域医療支援室長。

○滝川昭彦地域医療支援室長 まず、訪問看護師ですが、訪問看護利用者数の変化に合わせて勤務を調整することができるように、平成28年度に引き続きまして、臨時の看護師2名を任用することとしております。

また、診療報酬請求等の医療事務が適正かつ円滑に行えるよう、専門知識を有する臨時事務職員を1名任用するものであります。

○丸山隆弘委員長 鈴木眞澄委員。

○鈴木眞澄委員 1点ちょっと確認なんですけども、このことし臨時で雇用される方、今までの正職員もおると思うんですけども、将来的には正職員という形で定着をさせるとい

う理解でいいですか。

○丸山隆弘委員長 滝川地域医療支援室長。

○滝川昭彦地域医療支援室長 現在、臨時で就業していただいている看護師さんは、それぞれ理由があつて臨時を選択されておりますが、この4月からは、正規職員2名の増員というのも予定しております。

そうした中で、臨時の方が正規を望まれるかどうか。あるいは今後も今回、正規職員2名増員をしても利用者の増加が大変大きくて、臨時では賄えずに、正規をさらにふやしていく場合に、こうした臨時の方が正規を望まれるのか。そうしたことは今後の推移を見守りながら検討していくことになるかと思えます。

○丸山隆弘委員長 鈴木眞澄委員の質疑が終わりました。

次に、6番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 私のほうは、4款1項2目、保健事業費、地域自殺対策緊急強化基金事業でございます。ページ数は213ページです。

この質問を挙げたのは、やはりこれから人口減少の中で、これから若い人たちが働き盛りの人たちがこの新城で生きていくという中で、そういう層が自殺率が高いというのが新城市ということで、非常に深刻に思いまして、質疑を挙げさせてもらっております。よろしくお願ひします。

2点挙げておりますが、1点目、この基金はどのような内容なのか、伺います。

2点目、愛知県の東三河北部医療圏におけます若者の自殺率が多いと聞きます。この事業は効果を上げているのか、認識を伺います。

○丸山隆弘委員長 松井健康課長。

○松井康浩健康課長 それでは、1点目のほうからお答えさせていただきます。

平成21年の麻生内閣のときにですね、都道府県に設置する地域における自殺対策を緊急に強化するための基金の造成に必要な経費を交付し、地域の実情を踏まえて、自主的に取り組む活動を支援することにより、地域にお

ける自殺対策力を強化することを目的として、地域自殺対策緊急強化基金が都道府県に造成されました。

平成21年度から平成23年度までの実施ということで、100億円が補正予算で組み込まれて、その後、積み増しが行われ、実施期間が延長されています。

平成29年度、市の事業内容としましては、対面相談事業、それから電話相談事業、人材養成事業、普及啓発事業を予定しております。

次に、(2)番ですけども、厚生労働省の人口動態統計によりますと、平成27年の人口10万人当たりの自殺死亡率は、市は8.1%、県は17.8%となっています。県と比較すると低い状況にあります。

自殺者の人数ですが、平成23年から平成27年の5年間で、愛知県は7,379人、東三河北部医療圏では57人、市では40人という状況です。

自殺者の推移を見ますと、市では平成23年は11人でしたが、平成27年は4人でした。ここ5年では自殺者の人数の減少が見られます。

今後も、自殺予防のための相談事業や普及啓発事業などを継続していく必要があると考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。

全国から見ても、日本の自殺者は年間3万人以上あるということですので、非常に国家戦略としても、自殺の予防対策には力を入れているということでございます。

100億円もかけて、この国を挙げて自殺率、また自殺対策に強化していくということは承知のことだと思います。

そこで、伺いますが、この基金によって、相談窓口、教室を行うということですが、やはりそういった相談窓口、教室を開くことが今、平成23年度11人、市では自殺の方、死亡するという方から1けた台になったとい

うことで、減少をしてるという報告だったと思いますが、そういった相談、教室を開くということが功を奏したという市の認識でよろしいのかどうか、伺います。

○丸山隆弘委員長 松井健康課長。

○松井康浩健康課長 人数で見ますと、減少が見られますので、断定はできませんけれども、効果はあるかと考えております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ちょっと1点そこでお聞きしますけど、相談だとか、あと教室に参加される方っていうのは、年々ふえてきてるのか、ここの増減、浮き沈みと言うか、そういったデータあれば、教えてください。

○丸山隆弘委員長 松井健康課長。

○松井康浩健康課長 市では、心の健康相談ということで、相談を受けております。臨床心理士と保健師が相談に応じておりますけれども、件数につきまして、延べ人数で申しますと、平成23年が延べで11人、平成24年が14人、平成25年が25人、平成26年が29人、平成27年が27人という状況でございます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 周知をして、なるべくこう1人で悩まないようにというような形で、1人でもね、自殺の死亡者をなくすということでやっていただきたいと思います。

ちょっと最後1点聞きますけど、人材育成にもこの基金使うということですが、この人材育成というのは、具体的にどういった方々を育成していくという内容になってございませうか。

○丸山隆弘委員長 松井健康課長。

○松井康浩健康課長 人材養成につきまして、相談事例を検討するというので、保健師のスキルアップを図っております。検討に当たりますと、臨床心理士の先生からも指導をいただいて進めております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 あと、1点済みません、こ

の北部医療圏には、精神科の病床、ベッドがないんですけど、県のほうもベッドをつくるべきだという課題がバックボーンにありまして、そういう中で、この自殺対策の緊急強化基金の事業にもかかわることだと思いますが、そういうふうな北部医療圏にはそういった精神科の病床のベッドがないからこそ、この強化をまずしっかりやっていかなければならない、このバリエーションをもっとふやしていかなきゃならないっていう庁内会議の認識、ベッドがないっていうところの関連性というのは、検討されているのかどうか、伺います。

○丸山隆弘委員長 松井健康課長。

○松井康浩健康課長 ベッドがないということについては、ちょっと検討はしておりません。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ベッドがないっていうことを検討ということではなく、済みません、そういう意味合いじゃなくて、こう危機感って言うか、ベッドがないんだと。だからこそこういった事業をしっかりと行っていかなきゃならないっていうのを庁内の検討で共通認識されているかどうか、いないのかどうか、伺います。

○丸山隆弘委員長 松井健康課長。

○松井康浩健康課長 健康課とまた保健所のほうとも協働してやっております。

北部医療圏っていうことで考えますと、保健所のほうも心の健康相談というのをやっておりまして、こちらは保健所が北設のほうまで管轄でありますので、新城と北設の町村という形で、こちらのほうは市民病院の精神科の医師と保健所の保健師の2名で相談に当たっております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。

先ほど連携ということでおっしゃっていたので、本当に各課をまたいで、こういった情報共有と言うか、連携をして、総合的

にこう心の健康を向上していくということがまちづくりに大事だと思いますので、ぜひそれを強化していただいて、やっていただきたいと思います。

次の質問に入ります。

4款1項5目、予防費です。予防接種事業で、ページ数は217ページでございます。

主な予防接種の内容を伺います。

○丸山隆弘委員長 松井健康課長。

○松井康浩健康課長 予防接種としましては予防接種法に定められました定期接種A類として、ヒブワクチンとかB型肝炎ワクチンなどの予防接種を行います。

それから、定期接種B類として、高齢者を対象としました肺炎球菌ワクチン、インフルエンザワクチンの予防接種を行います。

このほか、任意接種としまして、妊婦の風疹の罹患を予防するために、風疹の抗体価が不十分な方を対象としまして、予防接種を行います。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 今、定期接種から高齢者の肺炎球菌ワクチンを主に予防接種のほうやっているとのお話だったと思います。

こういった予防医学、予防治療っていうのは、劇症化して、高度な医療にならない手前での予防接種というふうな位置づけになってると思うんですが、やはりこうした予防対策っていうのは本当に大事だと思っています。

こういった中で、やはり高齢者への肺炎球菌ワクチンも必要だと思うんですが、やっぱり子供を子育てしている方、またこれからの少子高齢化社会の中で、子供は宝というような認識の上で、子供への援助っていうのが必要だと思うんです。

この中で、実は豊根村だとか、東栄町の隣の町が、インフルエンザワクチンの無償化を小中学校を対象として行いましたが、やはり自己負担が無料になるという施策であります。

やはり子供がインフルエンザになってしま
うと、タミフルだとか、そういった副作用で、
こう不穏行動を起こして、ビルから落ちてし
まうだとか、そういったこう危険性があるわ
けです。

こういったインフルエンザワクチンは無償
になって、そういったことが行えば、子供の
そういった命も助かるでしょうし、また学級
閉鎖ってということも今よりも少なくなるとい
う状況になると思うんですが、この中でイン
フルエンザのワクチンの無償化ということを
子供を対象に市内で検討されたのかどうか。

また、今後、一部助成も含めて、そういつ
たことを検討されるのかどうか。ぜひやって
ほしいんですが、伺います。

○丸山隆弘委員長 松井健康課長。

○松井康浩健康課長 予防接種は、インフル
エンザは接種を希望される方がみずからの判
断で実施されるものですので、市民全員が接
種するものではないと思います。

受益者負担という観点からですね、応分の
負担は必要と考えておりますので、現時点で
は、無償化というのは考えておりません。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 子供の子育てするなら新城
でというふうな目標も含めて、まちづくりで
検討していただければありがたいと思いま
す。

次の質疑に入ります。

4款1項9目、環境衛生費、環境衛生・環
境保全対策事業、229ページになります。

2点ございます。

この事業内容を伺います。

2、環境衛生保全の観点から、地域猫（捨
て猫・野良猫）の対策が必要なときは本事業
に含まれるのかどうか、伺います。

○丸山隆弘委員長 佐々木生活環境課長。

○佐々木敏宏生活環境課長 環境衛生・環境
保全対策事業は、災害等でハエやカなど、衛
生害虫が面的に発生した場合に感染症を防ぐ

ために消毒等を実施する事業です。

また、幅広く環境保全対策を行うための研
修会や協議会等の旅費等を計上しています。

次の質問、環境衛生・保全から、地域猫と
いうことで、いわゆる捨て猫や野良猫は、飼
い主のいない猫として、それがふえて問題に
なることを防ぐために、地域猫活動がありま
す。

地域猫活動とは、地域住民が主体となって、
飼い主のいない猫を適正に管理し、共生を認
めることにより、トラブルを防ぎ、環境美化
を図るための活動です。

環境衛生・環境保全対策事業がそれを包含
するかという御質問ですが、先ほど申しまし
たように、市が不測対応や予防的に保全活動
を行うという環境衛生・環境保全対策事業の
中では、そうした活動を支援する経費を位置
づけることは、今現在、問題が大きく顕在化
してないという状況では、すぐわなかなと
いうふうに考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 わかりました。

次の質疑に入ります。

4款2項2目、廃棄物収集処理費、廃棄物
減量化・資源再利用推進事業、ページ数は
237ページでございます。

2件ございます。

この事業内容を伺います。

2、報償費、これは約380万円の内容を伺
います。

○丸山隆弘委員長 佐々木生活環境課長。

○佐々木敏宏生活環境課長 廃棄物減量化・
資源再利用推進事業の目的は、家庭から出さ
れるごみの減量化と分別を呼びかけて、資源
として再利用できるものを促すことです。

主な内容は、行政区等の資源回収推進団体
への報奨金、家庭向け分別ガイド等の印刷費、
スマートフォン向けごみ分別用アプリの運用
に関する経費、資源集積センターへの維持管

理経費、資源再利用にかかわる処理委託料等です。

それから、報償費の380万円の内容につきましては、家庭から出されるごみを適正に分別し、資源回収を推進するために、各行政区などの地域団体に交付する報奨金を計上しております。

報奨金は、この報奨金は新城市資源回収推進団体報奨金交付要綱に基づき、交付しております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。

こちらの事業内容の中で、資源回収の中で、この比較的若い住民の方からごみの分別がなかなかこう、よくわからないというような状況で、アプリをつくるという事業が入ってると思うんですが、この資料請求の中で、書いてくださってるんですが、実はほかの市外では、名古屋市、豊田市、半田市、小牧市などでもこのスマートフォン向けごみ分別用アプリというのが運用されてるということなんです、この他市のこの導入は、どういった効果があったのかどうかっていうのがわかれば伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 佐々木生活環境課長。

○佐々木敏宏生活環境課長 先ほどもちょっと申しましたかと思いますが、地域のつき合いついていうのをしてない方々、特に若い方々ですね、独身の方、世帯、ひとり暮らしの方とかですね。

それから、外国籍の方もですね、なかなか地区のつき合いというのをされてないので、今そういった方、スマートフォンの利用率っていうのは、ネット等で調べるとですね、約7割というふうに書いてありました。

そういうことで、そういったアプリも使われるということで、ちょっと調べたいときに、スマートフォンは持ってますんで、いつも。それで調べられるということで、活用できる

かなというふうに思ってますので、今までの方法プラスアルファという形で考えていきたいと思います。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 このアプリっていうのは、新城市の独自性のこの分別の種類あると思うんですけど、このアプリはだれがつくるんでしょうか。

○丸山隆弘委員長 佐々木生活環境課長。

○佐々木敏宏生活環境課長 そうしたアプリの会社等があるものですから、そういったところで比較検討して、幾つかあるものですから、そういったものを検討して新城の方法というのはそこに入れていけるかというのも、あわせて検討してまいります。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 済みません、あと1点、すごい細かいところで申しわけないんですが、そのアプリはアンドロイド版もI O S版も2つ入れるようなアプリになるっていうことでよろしいでしょうか。

○丸山隆弘委員長 佐々木生活環境課長。

○佐々木敏宏生活環境課長 そのように考えております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出、4款衛生費の質疑を終了します。

ここで、しばらく休憩をいたします。

再開は、10分後の5時を予定します。

休憩 午後4時49分

再開 午後5時00分

○丸山隆弘委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

続いて、歳出、6款農林水産業費の質疑に

入ります。

最初の質疑者、白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 6款1項3目農業振興費、259ページになりますが、農業振興っていうのは新城市にとっても非常に大事だという認識はずっと持っておりますが、今年度もですね、事業費見ていきますと、県支出金が大半を占めてると。財政から見ていくと、自立した振興に本当になるんだろうかというような心配をしています。

これで、これまで農業振興と言いながら、なかなか具体的に農業振興の道筋が見えてこないという状況です。この状況を打破できるということを考えての提案なのか、お伺いしたいと思います。

○丸山隆弘委員長 鈴木農業課長。

○鈴木 守農業課長 農業振興費各事業の財源は、補助金額の大半が県に依存しているように見えます。

県支出金の中には、国費を伴うものもありますが、その内容は、国や県に補助制度があるから事業を行うわけではなく、農業者等の要望の中で、計画的に位置づけられた意欲のある農業者等が高収益な作物、栽培体系への転換を図るために行う取り組みに対し、補助事業を活用し、機械や機器のリース導入等、助成支援をするものであります。

また、農業従事者の減少、高齢化等が加速することにより、このままでは農業が衰退してしまうという危機感はもちろん持っております。それを食いとめるため、地域農業マスタープランの推進を図り、人と農地の問題解消を同時に検討していくことにより、地域特性を生かした高収益が望める施設園芸での新規就農者の確保、育成を強化し、あわせて農業経営者が農業生産を担う農業構造を確立し、認定農業者の拡大を図ろうと取り組んでいるところであります。

従来の停滞と言われる中に、産地衰退ということも含まれているとするならば、新規就

農者の確保、育成は、産地競争力を強化するとともに、産地の維持、拡大を図るものであり、従来の停滞を打破するための取り組みであると言えるかと思います。

こうした自立を目指した取り組みに、国、県の支援制度を有効に活用していると御理解をいただきたいと思います。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 農業っていうのは、以前から状況、内容を知らなければ農業っていうのは補助金づけじゃないかということをよく言われました。

じゃあ、外国の例を見れば農業への支援っていうのは、国として当たり前なんですけど、日本の場合、土木、農業土木というふうに言われるように、ハード、箱物的なイメージも強いと思います。

今の御答弁で危機感はかなり持っていると。高齢化で農業を離れる人たちがふえてくるっていうこと、大変だと。その中で補助金を有効に活用して後継者を育てていくということにつながるんで問題ないということであったんですが、これまで同じことをずっとやってきたと思うんですね。大型農業にすれば何とかなるんじゃないのか。施設園芸にすれば何とかなるんじゃないか。だけど何ともならなかった。

毎年、毎年、耕作放棄地はふえていく。集落が維持できないっていうのは、もう火を見るより明らかな状況に新城なってるんですね。

少数の農業者で、この新城農業をさせるっていうのは無理なんです。中山間地の状況を考えれば、地域で農業で生計、営む人たちが幅広くおらなければ何ともならない。山もなく、平地で大型農業ができるような地域がないの、はっきりしてると思うんですね。

国の政策に乗っかって、大型農業の政策では、この地域何ともならないと思うんです。

そういう点から見ていくと、補助金の中に新城市の農業を変えるだけのメニューがない

んではないかと思うんです。

高齢者でも、若者でも小規模でもやっていける、そういう農業の道筋を示せないで、農業離れはどんどん進んでいくというふうに考えています。

その点の政策がどこにあるのか、お伺いします。大型農業っていう方向は見えてきますが、お願いします。

○丸山隆弘委員長 鈴木農業課長。

○鈴木 守農業課長 来年度から施設園芸を新規就農者を募って、平成28年度からは行っております。

平成24年度から、トマトで言いますと、農家16戸でありましたのが平成29年度では20戸の見込みで、新規就農者も9人ふえております。JAの販売額で言いますと、1億6千万円。

また、イチゴでは2億3000万円、ハウレンソウでは2500万円。

これは大体2反、2000平米ぐらいの規模の方でやって、平均でやっていることであって、決して大型ではございませぬし、それが集団化につながれば新城も雇用の創出ともなりますし、人口の増加にもなると思います。これが平成29年度からの新規就農者等の就農、帰農、営農の確保の育成プロジェクトとしておりまして、また担い手の農地集約、集積、新規就農者がまた、それから認定農業者、担い手となるような計画を持っておりますので、よろしく願いいたします。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 進んでる状況っていうのは、理解をしましたと言うか、施設園芸で確かに広がってるという部分があります。今お伺いして、9人の新規就農者が出たと。

しかし、農業で今まで支えられてきた人たちっていうのは何百、何千人おるわけですね。それらの人たちが高齢化でどんどんどんどんもう今、農業から離れようとしているんです。もうペースが全然違うと思うんですね。

一方で、数人規模でふえてく。一方では数十人、数百人規模で農業者が減ってくという状況です。

ですから、1つの方向として、施設園芸、これ否定しません。

ただ、新城全域を施設園芸でまとめ切れるかっていうふうに考えてみたとき、とてもそれだけでもし万が一、新城全域が施設園芸になって、じゃあ売り先どうするのってなったら、そんな売れないと思うんですね。

ですから、いろんな方面から農業振興やっていかなければならないと思うんですが、今は一部の方向しか見えてこない。

例えば、米つくったって、どのように米をこれから売っていくのかっていうことが見えないんで、農業者も1俵1万円じゃ何ともならんぞという世界になりつつ、現実今なってるわけですね。その状況で、米農家ふやそうと言っても、ふえてこない。

大規模にやってる農家もいます。

しかし、非常に苦勞してる。売り先どうするのかというところも見えてこないわけです。

ですから、今回いろんな支援を受けていく。それはそれでいいんですが、それだけでは、もうここ何年もそうなんです。同じ状況続けています。農業に前が見えない。新規就農者が新城全域の中で、あそこでも新規就農者、ここでも新規就農者っていうふうにするためには、新城全域で農業政策をもっと具体的に、これから計画ができてくると言いましたが、計画の中に新城市の農業政策がどういう問題点が今あって、これからどういうふうに変えていくというような視点があれば別なんです。これからの計画、これまでの農業がなぜこれほどまでに衰退がとまらなかったのか。その視点というのはどのように盛り込まれるのか。お伺いしたいと思います。

○丸山隆弘委員長 鈴木農業課長。

○鈴木 守農業課長 ただいまの御質疑ありがとうございました。

ただいま、パブリックコメントで、第2次新城市農業基本計画を行っています。21日まででございます。

その中に、先ほど言いました多様な担い手の確保、農業生産の振興、この中でブランド化の推進、また産直野菜の振興、高齢者等の生きがいの持てる農業、また優良農地の確保、保全と土地利用ということで、耕作放棄地の解消、発生防止等も考えておりますので、今後、基本計画のパブリックコメントがまとまり次第、また発表したいと思います。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 計画ができ、パブリックコメントにかけてるといふふうに言われるんですが、今の御答弁聞きましても、従来どおりの域を出ていない。ブランド化の推進と言っても、新城のブランドを、何を持ってブランドにするのか。産直野菜と言われますが、産直野菜は日本全国、産直野菜は出回ってるわけですね。新城の産直野菜が、何が具体的なのか。

これから生きがいを持った農業をやってもらうって言っても、生きがいを持った農業のあり方、具体的な姿、それをどのように進めていくかというのが見えてこないという点で、これらの計画と余り変わらない。

だからいろいろ日本全国で農業計画つくられますが、その部分は似たようなところだと思うんですね。

具体的に1つお伺いしますが、新城のブランド化と言われました。ブランド化っていうのはどのように進めるのか。何を持ってブランド化が推進されたと言われるのか。お伺いします。

○丸山隆弘委員長 鈴木農業課長。

○鈴木 守農業課長 新城市では、作手の高地を生かした夏秋トマト、またイチゴ、新城地区のイチゴ、それと作手の高地を生かした周年のハウレンソウを計画しております。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 農業問題ではですね、ずっと一般質問でも行ってきてるんですが、僕はブランド化っていうのは新城農業全体が、新城農業っていうのはこういうイメージだねというものだと思うんですね。

今、言われたのがほんの一部ですよ。作手の高地を生かした。じゃあ作手の高地じゃない、ほかの地域はどのように農業やったらいいんだというのがまずわからない。

イチゴを、新城全域のイチゴと言われますが、イチゴ農家がどれだけいるのかって考えても、それが単に新城全域を支えるだけのブランド化になり得ない。

ブランドって言ったら、イチゴで言えば、ブランドって日本全国でもう確立されたものがありますよね。

だからブランド化取っても、具体的ではない。その計画が、パブリックコメントが行われ、最終的に計画が策定されたとしても、見えないと思うんです。

ブランド化っていうことを強調された割には、ブランド化のイメージが余りにも薄い。

いや、これは庁内でもう少し検討しないとですね、来年度も同じ状況、補助金をどのように消化するかという農業になりかねないと思います。

庁内でもう少しですね、実際に農家が減ってる状態、なぜ就業者がふえないのか、就農者がふえないのか。ここを分析するべきだと思いますが、どうも補助金という枠から出られないというところなのかと思いますが、これも先ほども何で食育をやらないんだというような、できないんだという話をしましたが、農業問題もずっと同じことを言ってるんですね。なぜ農業、本当に新城全域の農業を、新城農業のブランド化っていうところに入っていけないのか。

1つは、安心・安全というのはあると思うんですね。農薬の問題、食べるということでの新城の野菜の価値のアピール。新城の農業

者を含めて、もう少し踏み込んだ議論、踏み込んだ計画づくりをやるべきではないかと思うんですが、計画づくりに当たって、どれだけの農家、どれだけの市民に声を聞いたのか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 鈴木農業課長。

○鈴木 守農業課長 関係機関、県、庁内の意見も聞きまして、この計画はなり立っております。

広い市民への投げかけにつきましては、先ほど申しましたパブリックコメントで意見を聞くこととなります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 農業、本当に心配なんですよ。僕は農業が新城の核になるというふうにずっと思っていますので、パブリックコメントで農業計画できるにしてもですね、じゃあその計画で、じゃあ新城農業、例えば新規就農者がどれだけふえるという計画になるのか。あるいは農業生産額が今からどのように変わっていくのか。耕作放棄地がどの程度防げるのか。具体的な目標というのは、どのように置いてるんでしょうか。

○丸山隆弘委員長 鈴木農業課長。

○鈴木 守農業課長 新規就農者につきましては、平成33年を目標に29名、チャレンジ就農者25名、援農隊また100名程度、新規の認定就農者につきましては27名、集落営農組合につきましては、平成33年度と定め、5組織の組織拡大を目指します。

夏秋トマトにつきましては、約30ヘクタール、イチゴも30ヘクタール、ホウレンソウも14ヘクタール。

また、酒米につきましては、需要があれば203ヘクタールほど計画をしてみたいと思います。

以上です。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 次に移ります。

6款1項3目農業振興費、有害鳥獣対策事業の261ページになります。

有害鳥獣出てくるから何とかせんといかんという対策では、根本的な解決にならないっていうのは、これまでもずっと言ってきたんですが、ほかの自治体でもですね、鳥獣害対策っていうのは、単に出てきた鳥獣害に対して、対症療法するのではなくて、長期的な取り組みも始まっています。

この長期的な取り組みについて、資料も担当課に提供したこともあるかと思いますが、あわせての長期的な対策というのは考えているのか。お伺いします。

○丸山隆弘委員長 柴崎鳥獣害対策室長。

○柴崎俊成鳥獣害対策室長 ニホンジカとイノシシについて、急速な生息数の増加と生息域の拡大が生じていることから、環境省と農林水産省は、共同で抜本的な捕獲強化対策を講じることとし、これらの生息数を平成35年度まで半減する捕獲目標を示しています。

改正された鳥獣保護管理法では、集中的かつ広域的に生息数を適正な水準に減少または適正な範囲に縮小させる管理を図ることとし、都道府県を主体とする指定管理鳥獣捕獲等事業の創設など、施策が加えられました。

環境省は、平成28年10月、鳥獣保護管理法の基本指針を見直し、この指針に則して、愛知県は現在、第12次鳥獣保護管理事業計画を策定中です。

市は、県の事業計画に基づく第2種特定鳥獣管理計画に則した市の実施計画を策定するとともに、鳥獣被害防止特措法の基本指針に則して、被害防止計画を策定しています。

新城市の被害防止計画は、新城市北設広域鳥獣被害防止計画として、広域で連携した実施運用を図っています。

自然界に生息する野生鳥獣は、広域を移動し、個体数の推定や繁殖等、不確実な要素が多いことから、野生鳥獣の管理や対策の実施に当たっては、国の指針や県の事業計画等に

において、科学的な知見も考慮し、長期的な方向性と各主体の役割、政策が示されていると思います。

国と県の指針、計画や生息動向を踏まえながら、今後、増加傾向が続く生息数を減少に向けるために、猟友会の一層の協力により捕獲を推進していきます。

捕獲等に経験豊富な猟友会会員の高齢化と減少が危惧されており、有害鳥獣駆除の担い手である狩猟免許者の確保と育成が求められます。猟友会など、関係団体との連携のもと、有害鳥獣被害に関係する農林業従事者等の狩猟免許取得を促し、支援を推進します。

さらに、狩猟免許を有しない者でも、狩猟免許者の協力により、わなの見回りなど、捕獲に補助的に参加できる地域ぐるみの捕獲体制を推進し、有害獣駆除対策の強化を図ります。より効果の高い適正管理に努め、また地域における侵入防止さく等の防護設備の設置と維持管理を継続して対策を図っていきたくと考えています。

以上です。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 まさに短期的な対策だというふうに思いました。

結局はですね、鳥獣害被害がなぜ出てきたかという、森林生態系の問題、こここのところを解決しない限り、いつまでもたちごっこだというふうに思うんですね。捕獲する、防護さくをつくる。

しかし、周辺部の高齢化で、高齢化も重なり、なかなか捕獲する人自体がない。

さくの管理だって、これからどうなるかわからない。今、出てないところまでどんどん鳥獣害の被害が広がる可能性がある。

ですから、そういう対策ではだめじゃないかということの前々から言ってるんですね。

国は、長期的な対策を立ててるというふうに答弁の中で言われましたんで、どういう計画かなというふうに思いながら聞いてました

が、最後は、結局は対症療法、出てきた鳥獣害をどうやって捕獲するか、どうやって対応するかというふうになってしまっていて、これはいつまでも短期対応しかない。長期的には、やはり森林整備まで含めて考えていかないと何ともならんと思うんですね。なぜそこに議論が入っていかないのか。どうして出てきた鳥獣害に対しての対応だけになるのか。前からそれではだめじゃないかということをお願いしてるんですが、なぜその議論に入れないのか。入らないのか。そこの思い、行政としての政策がそこに入っていないというのはなぜなのか。お伺いしたいと思います。

○丸山隆弘委員長 柴崎鳥獣害対策室長。

○柴崎俊成鳥獣害対策室長 野生動物のですね、捕獲に関しましては、一般的な方は、そうした対応ができません。狩猟免許を持っていますね、市が有害捕獲許可を行うということになります。狩猟免許を持っていただけではできなくてですね、国の法令の要件によりますと、損害賠償保険に入らないといけないとかですね、そういった要件がありまして、有害捕獲許可を出すという形になっております。そういった要件が具備されるのが猟友会に入っていた方というような、猟友会に入ればそういった保険が、入れる保険があったりという形になっております。そうした猟友会の方たちも、もとは狩猟でやっていただいた方ということになるとは思うんですが、こうした状況、生息状況から、そうした方に、猟友会の方に捕獲のほうも一生懸命お願いするしかない状況になっております。そういった状況です。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 次に進みます。

6款1項4目農業振興施設費、学童農園山びこの丘管理運営事業、ページ263になります。

指定管理者になって、山びこの丘っていう

ものをどのように有効活用してもらおうのかということになってると思いますが、冬季ですね、この時期っていうのは利用がかなり少ないと思います。

以前、雇用創造協議会の絡みでの講演って言うか、セミナーだったと思いますが、そこに学童農園山びこの丘の従業員の方だったと思いますが、学童農園山びこの丘、冬季どう利用したらいいのかというようなことで、議論を投げかけられまして、参加者でみんなで考えました。どうやったらいいのかなど。冬場のキャンプっていうのはどうだろうなという案も出たんですが、現実問題ですね、山びこの丘、冬季どう活用していくかということは、非常に難しい部分がありますが、せっかくの施設です。山びこの丘の管理者にお願いするだけではなくて、やっぱり有効活用する。有効活用してくれということで指定管理をお願いしているわけですから、山びこの丘の有効活用、それによって新城市へのメリットを広げていくっていうことが必要だと思いますが、どのように考えているのか。どのように支援してこうしているのか。お伺いします。

○丸山隆弘委員長 菅谷鳳来地域整備課参事。

○菅谷典宏鳳来地域整備課参事 指定管理者制度は、多様化する住民ニーズに対応して、効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とした制度で、山びこの丘については、平成18年9月から導入をしております。

近年の11月から翌2月の冬季の利用客数の状況につきましては、平成24年度が5,049人、平成25年度が5,516人、平成26年度は6,815人、昨年の平成27年度が7,765人と、徐々にですが、増加する傾向にあります。

これは、指定管理者であるビルホゼングループによる名古屋西尾方面、また浜松方面への小中学校への学校訪問による顔の見える営

業活動、本社のある静岡県内の指定管理を行っている施設等へのパンフレットの設置、最近では静岡テレビでの山びこの丘、ゆ〜ゆ〜ありいな等を入れた会社のコマーシャルの放映、またインターネットでの予約の受け付けを可能とするなど、利用者に対するサービスの向上に取り組んでおり、利用促進に努めていただいています。

今後も引き続き、民間の事業者のノウハウや経営手法を活用することにより、利用者ニーズに対応したきめ細かなサービスの提供を期待し、学校や企業への訪問による営業活動を行い、利用促進に努めていただきたいと考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 11月から2月までの利用者数っていうのを今、示していただきましたが、中身に少し踏み込ませてもらいたと思いますが、平成27年に7,800人ぐらいですね、この7,800人の方による、例えば宿泊数はどの程度かということをお伺いしたいと思います。

○丸山隆弘委員長 菅谷鳳来地域整備課参事。

○菅谷典宏鳳来地域整備課参事 それぞれの集計が出ていないので、月ごとの集計でよろしいでしょうか。

宿泊施設につきましては、旧館の宿泊が11月が121人、それから12月は146人、それから1月は106人、それから2月が61人。それから新館の宿泊棟は、11月分が111人、それから12月は94人、それから1月が90人、それから2月が74人、体験実習館ここは大勢で泊まれる場所となっております。11月が15人、それから12月は145人、それから1月は55人、2月は0です。

宿泊については以上です。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 稼働率っていうところから見ると、それほど高くないのかなというふうにも思います。

冬場どのようにしていくのか。実際に働いてる方も心配してるような状況です。民間の活用とともにですね、やはり行政からの提案、十分な議論をこれは必要だと思いますが、定期的な打ち合わせはされてると思いますが、どうに広げていくかという点では、十分な議論というのは行う必要はあると思いますが、現在、定期的な会議っていうのはどのくらいの間隔でやられてるんでしょうか。

○丸山隆弘委員長 菅谷鳳来地域整備課参事。

○菅谷典宏鳳来地域整備課参事 会議につきましては、山びこの丘と施設管理運営協議会という協議会をつくって、JAだとか商工会、それから森林組合、いろいろな立場の方が入っていただいて、職員入れて17名程度の協議会を年3回程度、6月につきましては前年度の結果が出る時期。それから10月につきましては、年度の途中経過を報告していただく時期。それから2月頃につきましては、1年のまとまりを報告していただくというような形で、年3回程度、運営協議会を開催しております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 次の質疑に移ります。

6款1項6目農村振興費、地域農業振興事業、267ページになります。

地域おこし協力隊を新城市もしばらく協力をお願いしながら過ぎてはいるわけですが、基本にですね、最長3年終えた後は、地域で自立というものがあつたと思いますが、なかなか自立というのが現実難しいと思いますが、これまでの事業、あるいは来年度以降、これまでの事業を、経過を考えながら、来年度以降、地域おこし協力隊員の自立、これをどのように中心に据えていくのか、お考えはあるのでしょうか。

○丸山隆弘委員長 加藤商工政策課長。

○加藤宏信商工政策課長 地域おこし協力隊運営事業は、都市からの移住希望や地域資源

を活用しての起業、また働く機会を得ようとする意欲ある若者と地域の特性を生かした地域づくりを円滑にマッチングさせる1つの手法として、全国各地で取り組んでいます。

隊員の自立に欠かせない要素として、任期後の生活を支える収入を安定させ、自立に結びつけていくことが必要であると考えています。

隊員は、作手地域において、地域が運営に取り組んでいます旧菅森小学校の農家レストランに従事しています。

平成29年度は、この実践活動と地域農畜産物を活用した6次産業化や地域PR活動について取り組むこと、それに加えて、地域資源の活用を考え、都市農村交流も進めてまいります。

また、地域住民にとっても、隊員の活動や日常生活は、大きな刺激となりまして、地域社会の活力にも結びついています。

隊員本人はもちろん、地域の方々にも協力、支援していただくとともに、隊員としての活動がさらに幅広く、魅力的に行えるよう、固定概念にとらわれることなく、自立に向けて柔軟にサポートしていきます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 来年度以降は、そのように対応するという事なんですが、しかしこの3月で作手に地域おこし協力隊として赴任された2の方が任期迎えるわけですね。

この方たちが、じゃあどのような自立をこの地域でできたかと言うと、現実問題としては、実現していないという状況があると思うんですね。それをどのように評価して、その評価をどのように次に生かすかという、その関連の中でお伺いしたいと思います。

○丸山隆弘委員長 加藤商工政策課長。

○加藤宏信商工政策課長 前隊員が作手地区に2名いまして、今年度で終わるわけなんです、その隊員の活動、それと実績を踏まえ

まして、今現在、来年度予算で活動する隊員には自立ができるよう、自立ができるということはそれなりの収入があるということなんですけども、その収入が確保できるよう、活動に取り組んでいくよう、サポートしていきます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 全国で地域おこし協力隊員が動いてますが、多くの協力隊員っていうのは、なかなか自立まで結びついていないんですね。

今後は、実際に自立するために、そこでお金が自分自身の中で回っていくというのは当然必要なんですが、逆に3年間、地域おこし協力隊で協力させていただいた2人の方、なぜその3年の間で、農業で身を立てようということであって来てるわけなんで、農業で身を立てるような方向が行政、協力して実現できなかったのか。なぜできなかったのか。どのように判断されたのか、お伺いしたいと思います。

○丸山隆弘委員長 加藤商工政策課長。

○加藤宏信商工政策課長 今現在います、3年目を迎える隊員ですが、1名の方は地域をPRする活動、農業に取り組むことではなくですね、農業者の活動をPRすることに専念しておりました。

もう1名の隊員は、地域の資源を活用して、交流人口、農村振興のための交流人口をふやすという取り組みをしております。

まだ現在任期中ではありますけども、1名の隊員は家庭の事情等ありまして、この地には定住しないと思われておりますけれども、もう1名の隊員は、この地で定住を考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 地域おこし協力隊員を有効に活用できている地域があるっていうのも、それも現実なんです。やはり受け入れる側

です。受け入れる側がしっかりその体制をつくれるかどうか。

先ほど、農業振興の中で、作手の地域では高地を生かして通年のハウレンソウをやったり、今イチゴをやったり、作手においてはいろいろ可能性が広がってるというようなことを言われた。その作手地域で、農業で自立できないということなんです。それほど地域おこし協力隊の方が来ても、しっかりその先を示せない、自立できないと思うんです。

だからそここのところをしっかりとした行政の方向を持っていないと、来てもらっても3年で事業化する、自立するって、正直、本当大変だと思うんです。

だから十分2人の活動を振り返ってみて、地域農業を支えていく、作手はと言われた、その作手でも難しい。この現状をしっかり把握すればですね、地域農業の振興とあわせて、地域おこし協力隊の有効な活用っていうのは、もう少し幅広い議論が必要だと思いますが、どのように具体的に地域おこし協力隊の人と向き合っていくのを再度確認の答弁をお願いします。

○丸山隆弘委員長 加藤商工政策課長。

○加藤宏信商工政策課長 平成29年度、地域おこし協力隊として作手で活動していただけた方は、農業者、農業に従事する方ではありませんが、先ほどもお話しさせていただいたように、農家レストランの運営に従事していただく。それと地域農畜産物を活用した6次産業化と地域PR活動に取り組み、それと地域資源の活用を考えた都市農村交流を含めまして、自立できるだけの収益を挙げられるようにサポートしていきます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 次の質疑に移ります。

6款3項2目林業振興費、275になります。

これも先ほど農業振興費のところでも指摘したところになるんですが、林業振興費って

というのが、やはり国、県の支援、このもとに動いている。自立した振興にはなり得ないのではないかというふうに思います。将来どうしていくのか。

例えば、間伐は補助金で既定の面積、できるにしても、その後、切った後、じゃあ有効活用できない。結局、補助金でしか回ってないようなイメージしかわかないんですが、来年度も従来どおり、個々が努力してないということを使うわけではないんですが、将来、林業をどうやっていくんだ、山どう守っていくんだという、そこに踏み込むべきだと思いますが、今回の予算提案、これで従来の停滞が打破できるのか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 鈴木森林課長。

○鈴木金也森林課長 森林は、木材生産のみならず、水源涵養や国土の保全、地球温暖化の防止、生物多様性の確保といった多面的な機能を有しており、間伐等を適正に実施し、管理していく必要があります。

平成29年度予算では、こうした森林の持つ多面的機能の発揮を図るため、あいち森と緑づくり事業で、607ヘクタールの間伐地の取りまとめ業務を予定していきます。

また、豊川水源基金を利用して、181ヘクタールの水源林整備を進めてまいります。

一方、林業につきましては、苗を植林し、収穫に至るまで、50年近くの期間を要すること、その間、下刈り、枝打ち、除伐、間伐をしていく必要があること、また木材価格の低迷により、自立した経営は非常に厳しくなっています。

山林の所有形態も小規模零細が多く、一人一人の木材生産では、コスト増となっています。

こうしたことから、山林の集約化、団地化を進め、高性能林業機械を使ってのコストの削減が大切となってまいります。

平成29年度予算では、山林所有者の方々がまとまって間伐するための情報収集や説明会

の開催、施業界の明確化のための地域活動に対し、森林整備地域活動支援事業交付金を4団体、8地区に交付することを予定していきます。

また、県新城林務課、新城森林組合、その他の林業事業者の方々とともに、地元での説明会を開催し、森林整備の重要性と集約化事業の支援、また森林経営計画の認定を推進してまいります。

間伐材を搬出して、収益を上げることで、林業への意欲と関心を持っていただけるよう、引き続き取り組んでまいります。

また、山林所有者の方々や市民の方々が自主的、また自立的に山林整備にかかわっていただけるよう、チェーンソーや刈り払い機の技術講習会を市民参加の森づくり推進事業として進めてまいります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 限られた職員の中で、一生懸命対応していただくだろうということはわかるんですが、これまでも必要なことは同じことだったんですね。

多面的機能っていうのは、ずっと言われ続けて、まさにそのとおりだと思います。だから山管理するべきだというふうに思いますし、山林の集約化、団地化、これは必要なことなんで、協力を広げながらやっていく。これも当然やってもらいたいんですが、ただ集約化、団地化した後、今、間伐材を経済循環にさせていく、お金にするということも言われたんですが、じゃあ具体的にですね、意欲を持って集約化、団地化、これに進んでいけるような材をお金にする仕組み、もう少し具体的に、これまでと違うような方向が来年度、方向を示している。考えているということがあれば、そのところ具体的にお伺いしたいと思います。

○丸山隆弘委員長 鈴木森林課長。

○鈴木金也森林課長 1点目と言うか、材の

有効利用につきましては、今後CLTですとか、合板等の材が、需要が高まってまいりと思いますので、そういった意味で、集約化して、木材、A材、B材と言われている建築用の材については、間伐をして材を出していくという取り組みを進めてまいりたいと思います。

一方、それよりも価値の低いC材、D材といったものにつきましては、先ほど申しました市民参加の森づくりとして、山林所有者の方や市民の方々が実際に山に入ってチェーンソーですとか、刈り払い機で山を整理しまして、それを自分たちの力を出していく。

そして、この6款ではないですけども、2款のほうで予算のほう計上させていただきます湯谷温泉の加温配湯施設へのバイオマスエネルギーとしてまきを生産していく。そういった取り組みにつなげていければと考えております。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 A材、B材、これをこれから集成材等に使うという、その方向というのも、やはり目指すべき方向だと思います。できるのであれば集成材メーカーを新城に誘致するとか、そんなことも含めて、具体的な提案をしていくべきじゃないかと思います。

後のほうで言われたC材、D材、これをまきに使うとか、地域の森づくりの事業に広げていとか言われたんですが、間伐した物を本当に山から運び出すっていうことは、大変な苦労要ると思いますし、大きく広げていく、どんどん間伐を例えば広げていっても、なかなか運び出すことのほうが困難だと思うんですね。

だからA材、B材を出すっていうことになれば、あわせてC材、D材、一緒に出てくるというやり方が効率的だということも聞いてます。

やはり一括して山の材を運び出すような仕組み、これも検討する必要があると思います

が、そのところまでの取り組みを来年度は進めていくという理解でよろしいでしょうか。

○丸山隆弘委員長 鈴木森林課長。

○鈴木金也森林課長 今、森林整備につきましては、高性能林業機械を使いまして、全木集材という形で、チェーンソーで伐倒した木をスイングヤーダーで引き上げまして、プロセッサで4メートル代とか、3メートル代に集積していきます。

細くてA材、B材にならない材も一緒にこう集積してまいりますので、その段階でC材、D材、細い材ですとか、根曲がり部分とか、そういった物も一緒に出てまいりますので、そういった中でコストを削減して、A材、B材は市場へ出す。それから残ってしまったC材、D材については、伐採と、それから集材のコストはそこで賄ってますんで、あとは、搬出はコストが大事になってくるかと思えますけど、そういったすべての木を余すことなく、利用する。そういった取り組みを今後進めることで、木を、森林を、木材を有効に使っていくように取り組んでいきたいと思えます。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 A材、B材、C材、D材、一括して搬出すると。そういう方向でこれからは進めるということであれば、まさに大型木質バイオマス発電というような方向をですね、これももう無理だ、集材するのは無理だということで、木質バイオマス発電無理だという方向を示していたと思いますが、今の御答弁のとおりやっつけば、大型木質バイオマス発電の可能性も広がってくると思えますが、再度検討すべきということではないのでしょうか。あわせてその方向が見えてくるように思いますが、検討の予定はないのでしょうか。

○丸山隆弘委員長 鈴木森林課長。

○鈴木金也森林課長 これまでも答弁させて

いただいていると思うんですけども、大型バイオマス発電と言いますと、5,000キロワット以上の発電能力を要する施設だと思うんですけども、そうした発電施設ですと、年間の木材の必要容量が10万立方という、それだけのけた違いの木材が必要になってまいります。

この地域で今、年間、先ほど説明させていただいておりますA材、B材もすべて含めて、ホルツの年間取り扱い量が昨年ようやく4万立方を超えたところなんですけれども、そうしますとホルツがいつもいつもそれだけの規模の市場があって初めて成り立つ施設かなと思っております。

ですから、今この現時点では、大型バイオマス発電に足り入るだけのこの木材の量は、この地域からは成り出してくるのは非常に難しいかなというふうに考えております。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 私のほうからは、6款1項3目で、農業振興費、有害鳥獣対策事業でございます。261ページです。

2点ございます。

1点目、この事業内容を伺います。

2、報酬費、約1,970万円とありますが、主な内容を伺います。

○丸山隆弘委員長 柴崎鳥獣害対策室長。

○柴崎俊成鳥獣害対策室長 1点目につきまして、有害鳥獣対策事業は、有害鳥獣による農林産物の被害を防ぐため、鳥獣保護管理法令に基づく適正な捕獲による個体数調整や防除対策を行う事業です。

捕獲対策としては、捕獲業務を新城市猟友会へ委託し、農水省の鳥獣被害防止対策事業交付金を活用して、捕獲従事者へ鳥獣別に報奨金を支払うことで、捕獲数の向上を図ります。

また、農作物等の被害発生に対し、その原因となった有害鳥獣の捕獲、追い払いなどに

即応するため、鳥獣被害対策実施隊が活動する場合、報酬及び費用弁償を支払います。

狩猟者と地域住民が捕獲補助者制度を利用し、主体的に協力して獣害対策に取り組めるよう、地域ぐるみの獣害対策推進の委託を行います。

新城北設広域鳥獣害対策協議会が実施する補助事業を活用し、狩猟免許取得費用の一部助成を行っておりますが、免許取得費支援の負担金により、対象者へ取得費助成の拡充を図ります。

防除対策としては、野生動物による侵入に効果的な手段である電気さく等の防除資材購入設置について、補助金を交付します。

2点目につきまして、報償費は、狩猟免許を所持し、有害鳥獣の捕獲許可を受けて市内において有害鳥獣を捕獲した者に捕獲活動経費として交付する報奨金です。対象となる有害鳥獣は、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、ノウサギ、ハクビシン、アライグマ、ヌートリア、スズメ、カラス、ヒヨドリ、ハト、アオサギ、カワウの13種類です。

捕獲従事者へは、農水省の鳥獣被害防止総合対策事業交付金の定額単価、イノシシ、シカ、サルの成獣は8,000円、それらの幼獣とハクビシン等の小動物は1,000円、鳥類は200円、その定額に小動物と鳥類を除いて鳥獣別に市費の上乗せをして報奨金を支払っております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 わかりました。

この事業の中にも、消耗品とかの修繕料というふうに入っていると思うんですけど、この中には、こう仕掛けわなとかっていうのも、こう市が買ったりだとか、そういったこう修繕費の中とか、そういったのにもこう関係するものなのか、違うのか、ちょっと伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 柴崎鳥獣害対策室長。

○柴崎俊成鳥獣害対策室長 消耗品につきまして、その中の内訳としましては、そうですね、捕獲わな、隔離わなの購入費ですとか、わな用のえさぬかですとかクズ米ですとか、そういったものが入っております。

修繕費につきましては、ここはですね、新城北設広域鳥獣害対策協議会が所有してある備品について、新城市が借り受けまして、使わせていただくとという形になっておりますが、協議会のほうに修繕費の予算がございませんので、市が使っておるということで、修繕の場合はこの修繕費用の予算を使っております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出、6款農林水産業費の質疑を終了します。

歳出、7款商工費の質疑に入ります。

最初の質疑者、白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 7款1項2目商工振興費、285ページについてお伺いします。

中心市街地活性化基本計画の中でも、中心市街地の商店の活性化というのは、1つの目標であったと思います。

今回の予算の中でも、新城駅の南の開発の暫定事業というのが出ていますが、中心市街地の商店対策、これどうしても必要だというふうに思いますが、この商店振興費の中に、どのように具体的な政策を盛り込んでるのか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 加藤商工政策課長。

○加藤宏信商工政策課長 中心市街地の商店対策をどのように考えているかっていうことですけれども、市民や奥三河3町村民の消費者ニーズの多様化や近隣市等への大規模店やコンビニエンスストアの出店、人口減少、高

齢化、所得の伸び悩み等の理由により、市内での消費購買力は低下しています。

それらの影響から、中心市街地の中小小売店は閉店を余儀なくされて、数多く空き店舗や空き地が目立ってきております。

こうしたことから、中小事業者への支援策といたしまして、低利での融資制度や信用保証料の補助、利子補給制度を設け、支援するとともに、特に商店対策といたしましては、来年で8年目を迎える「しんしろ軽トラ市」を継続し、中心市街地への誘客を図ります。来場者は毎年3万人前後で推移しており、出店台数も年々増加傾向にあります。開催日には休業日にもかかわらず、シャッターをあげる商店も次第にふえてきております。

平成29年度予算には含まれておりませんが、中心市街地の事業者へのヒアリング調査を積極的に行いまして、生の声を直接伺い、実態とニーズを把握した上で、事業者と商工会と連携いたしまして、頑張る中小事業者を支援していくことを検討してまいります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 ヒアリングを行うっていうこと、これ非常に重要だと思います。経済建設委員会で、中心市街地の商店主の皆さん、商工会員の皆さんとお話をさせていただきました。一部ヒアリングしまして、どうしてもやはり中心市街地、商店、何とかしたいという思いはあります。そのためには人の流れをどうしてもつくらんといかんというのがあります。

そのためには、例えばあの地域の交通のあり方ですね、例えば時期によっては一方通行とか、そんな話もあつたりしました。

何らかの具体的な政策が見えてこないですね、今の低利だとか利子補給だとかやっても、そもそもあそこでもうかるというような方向が見えないと、商売をこれからやろうかなというにもならないんですね。軽トラ市で

人は来ますが、月1回。これだけでは何ともならんというのも多くの人たちが認識しています。人の流れをどうつくるかということを示さない限り、商店はなくなる一方だと思います。

ですから、商店対策の中には、あの地域に人の流れをどうつくるかっていうのが必要になると思いますが、商店主の皆さんたちと協力して進めていく必要はあります。行政として、あの地域の人の流れ、どうしたら取り戻せるのか、人の流れをつくれるのか、どのように御検討でしょうか。

○丸山隆弘委員長 加藤商工政策課長。

○加藤宏信商工政策課長 来年度8年目を迎えると言いました新城軽トラ市ですけれども、こちらのほうも中心市街地の方たちが市街地に、中心市街地に誘客、どのようにして図れるかっていうことで、軽トラ市を始めた聞いております。

商工振興費といたしましては、先ほど説明させていただいたとおり、融資制度だとか信用保証料の補助、そのようなことを実施いたします。

白井委員のほうからも、ヒアリング調査は積極的に行うべきだっというお話だったので、商工費といたしましては、ヒアリング調査を行った結果を翌年度以降に反映させていきたいと考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 ヒアリングをするということは、先ほども必要なことだと言いましたけれども、ヒアリングする前段で、行政として、この地域の振興は必ずやるんだと。そのためにはこういう手だてがあると。その手だてのためには、皆さんにはこういう協力もしてほしいというところまで議論をしておかないですね、聞くだけだと、言ってもどうせやってくれんっていうことで、十分な生の声は出てこないと思いますので、ヒアリングの前に

は、軽トラ市、月1回、ここを何とかしようだけではなくて、平日、新城の商店街にこのようにしたら人の流れができるんじゃないかというような提案を持った上で行くべきだと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○丸山隆弘委員長 加藤商工政策課長。

○加藤宏信商工政策課長 そのようにしたいと思います。

以上です。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 次の質疑に、項目に移ります。

7款1項3目観光振興費です。289ページになります。

観光も新城にとって非常に重要な政策であるというのは、だれも否定しないと思いますが、従来の政策と何が違うのかなど、いつも思うんですが、人員、予算、限られた中でですね、やるというのは、正直、非常に難しいと思うんですね。

予算、人員も含めて、従来の政策と何を変えて、どのように振興を、これまでの振興をさらに広げていくということを考えているのか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 杉山観光課長。

○杉山典久観光課長 現在、観光課が推進しています観光施策は、新城市観光基本計画をもとに、事業を展開しておりまして、平成29年度の新規事業としましては、湯谷温泉街のにぎわい創出を中心とした観光振興を図るための地域おこし協力隊運営事業を実施するほか、観光のまち新城PR事業では、市内事業所等に10カ所の「まちかど観光案内所」を設置し、訪問者の利便性、周遊性の向上とおもてなしの機運の醸成を図ってまいりたいと考えております。

また、広域観光推進事業では、平成29年度から平成31年度までの3カ年で、愛知県観光協会がJ Rと共同で実施します愛知ディステ

イネーションキャンペーンに参加しまして、本市の魅力的な観光資源、観光商品を強くアピールするとともに、観光誘客の促進につなげたいと考えております。

さらに、市観光協会支援事業では、本年度に引き続き、大河ドラマ「おんな城主直虎」による誘客促進のため、観光PR事業補助金を交付することで事業を推進してまいります。

さらに、観光関連施設の整備につきましては、桜淵公園再整備のほか、湯谷温泉加温配湯所ボイラー更新にかかわる基本設計の作成に取り組んでまいりたいと考えています。

以上です。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 観光基本計画に基づいてっということを言われたんですが、以前でも、以前も議論したことあるんですが、観光基本計画ってというのは、だれがいつまでに何やるのかっていうのが非常に不明確だったという指摘もさせてもらったんです。

なぜ大きく踏み込めないのかっていうことも実際に聞き取りもやらさせていただいてですね、やはり今的人员の中で、新しい事業をやるってというのは非常に困難だというのが率直な思いです。

今、新たにNHK大河ドラマ直虎の件も言われたんですが、イベント、イベントで年じゅう大変な思いをしている担当課の方にとってですね、新たなる事業やれって言っても、現実難しいというふうに思うんです。

直虎取ってもですね、一般質問でも行いましたが、具体的に今の段階で、じゃあ虎松がかくまわれた鳳来寺どうするのというものも見えてない。

山口委員も言われましたが、直虎は成長するんですね。虎松はどんどんこれから成長して、知らないうちに番組で終わっちゃうかもしれないです。鳳来寺の場面は。

だからそういう状況を続けてるんで、従来の政策を大きく変えるためには、組織変更も

含めて、今まで行ってきた企画、これも取捨選択すべきじゃないかと思いますが、現実問題として、さらにさらになんていうようなことはできないと思うんですが、率直なところ、どうなんですか。大丈夫でしょうか。

○丸山隆弘委員長 杉山観光課長。

○杉山典久観光課長 ただいま白井委員が御心配いただきましたが、大河ドラマも、この4月以降、本市にゆかりの地に関する放映がされれば、本市にも観光客が来ていただけるということで、そういうことが予想されまして、昨年、奥浜名湖地域と県境をまたいだ新たな連携事業が始まりました。ただいまは大河プロジェクトと呼んでおりますが、奥浜名湖地域と本市との観光協会、商工会、それから金融機関等が連携して、これが大きな組織ができたっということは、新しいこの両市にとっての、新城と浜松市にとっても大きな財産になろうかと思えます。

こうしたことを、ことしは直虎っていうテーマでまいります。来年度以降は、本市に設楽原決戦場とか、お互い関係がありますので、テーマを変えて花と食とか、いろいろテーマを変えながら、こういった民間の活力も入れて、さらに研究を深めていきたいというふうに考えております。

それから、ただいまの日本版DMO、候補法人がふえるという、ふえてるっていう現状を見ましても、本市も着地型観光とか、体験型観光をこちらのほうも力を入れながら、奥三河のこの広域観光に念頭に置いていくことがこれからの政策になるかと思っております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 先ほど、大丈夫かというふうに質疑しましたが、組織も含めてですね、検討しないと、DMO事業もこれから進むわけですね。奥三河観光協議会がDMOの組織になる。また新しい事業がふえてくるわけですね。観光協会、新城市観光課、これの人

員では、もうさまざまな議論が、さまざまな企画、計画がされてきていますが、今の人員で本当に大丈夫なのか。人員の配置、企画の取捨選択、これは検討されているのかどうかということでお伺いしたつもりなのですが。

○丸山隆弘委員長 白井委員に申します。少し質疑の中身がずれてきておりますので、修正をお願いします。

質疑に入ってください。

白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 ずれてるっていうのがよくわかりません。

まず、ほんならずれているって言うんでは、何がずれてるのか、お伺いしたいと思います。

○丸山隆弘委員長 予算審査の範囲の中で質疑を求めたいと思います。

白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 ちょっと観光振興費です。観光振興費の中で、観光振興を進めるためにどうするかというのは関連してくると思うんですよ。組織をどうするのか。組織があつてこそ観光振興というのは生かされてくると思いますので、幅広く考えないと、予算審査ならないと思いますが、そういう認識ではおかしいのでしょうか。

○丸山隆弘委員長 杉山観光課長。

○杉山典久観光課長 ただいま大変、白井委員も心配していただきましたが、観光課だけではなくて、観光協会とか先ほども言いましたけども、地域の方も含めて観光というのはやっていくものであると思いますので、お互い手をとって頑張ってやっていきたいと思えます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、観光振興費の中の桜淵の再整備事業でお伺いをします。資料、予算書293ページであります、委託料（資産

形成分)、実施設計だというふうに思いますが、現在、廃止中のプールには、消防ホースの接続金具が実は設置をされております。今回これにかわる消防施設を含めての実実施設計をお考えなのか、そうでないのか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 杉山観光課長。

○杉山典久観光課長 桜淵公園再整備事業につきましては、今年度、基本設計を行っているところでありまして、平成29年度新城市一般会計予算におきましては、プール跡地の実施設計にかかわる予算をお願いしているところであります。

御質疑いただきました消防設備につきましては、市民憩いのプール跡地部分を大芝生広場として、芝生広場や噴水等の水遊び場、及び休憩場所としての膜屋根を設置し、大人から子供まで利用できる多目的な広場を計画しておりますが、この水遊び場は小学校の低学年以下の子供が安全に遊べるよう、水深が浅いものを想定した小規模なものでなっております。

です、プールのように水をためる機能を持つものではありませんので、消火栓機能に利用する水の量を確保しているものではありません。

したがって、今回の再整備事業の計画においては、消防設備等は、計画には含まれておりません。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 ご案内と思いますが、あの地域っていうのは非常に狭隘なところであります。恐らく消防本部の水槽車はなかなか入った、入るのは多分入ると思うんですが、火災活動ができないような状況であります。

平成14年のころというふうに記憶しておりますが、プールの行く途中のところは交差点になってますが、あそこから南へ行きますと、日貝野っていうところになるんですが、そこに

防火用水が、小さいのがあります。その交差点からさらに前進をした100メートルぐらいのところのお宅が実は不幸に遭われたわけがありますが、やはり防火用水が足りない。

それから、じゃあすぐ北には豊川っていうものがあるんじゃないかって言うんですが、可搬ポンプしかおられないというような状況であったわけでありまして。そういうときにはすぐにプールは水あったと思うんですが、そこから抜いたかどうかは、ちょっと確認してませんが。

あの地域、実はプール周辺から重川っていう川がありますが、あの川のへんに15軒ありまして、ほとんどのところが消防車両が入れない状況でありますので、自然水利と、それからそうした元プールの給水、さらには一部の防火用水を使っていたと思うんですが、今、答弁いただきました。子供用の噴水をつくるんだっていうことであります。そこにぜひとも給水管を抜くときに、消火栓ができるような設備をもう一度お考えいただくことはできないでしょうか。

○丸山隆弘委員長 杉山観光課長。

○杉山典久観光課長 旧市民プールの近くにはですね、300口径の水道管が来ております。万一のときには、その水道管から水を利用することになりますので、支障ないということで、消防署からは聞いております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員の質疑が終わりました。

次に、3番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 私のほうからは、7款1項3目で、観光振興費でございます。広域観光振興推進事業で、ページ数は293ページになります。

1点目、この事業内容を伺います。

2点目、負担金、約700万円とありますが、主な内容を伺います。

○丸山隆弘委員長 杉山観光課長。

○杉山典久観光課長 まず、1番目の答弁させていただきます。

広域観光推進事業は、広域的な観光事業を行うために組織された団体が、その活動を行うための負担金を支出し、県及び近隣市町村と連携して観光誘客の促進を図るためのものでありまして、愛知県観光協会及び東三河広域観光協議会、一般社団法人奥三河観光協議会への負担金となっております。

2番目の負担金の内容ですが、負担金の総額708万4千円の内容としましては、愛知県観光協会、東三河広域観光協議会及び奥三河観光協議会の負担金となっております。その内容ですけれども、愛知県観光協会負担金としましては、誘致誘客や広報宣伝活動を行うための通常負担金が85万円、平成29年度から平成31年度まで、愛知県観光協会と県内市町村、J Rグループが共同して実施します愛知県大型観光キャンペーンのための負担金28万円となっております。

続いて、東三河広域観光協議会の負担金としましては、インバウンドも視野に入れました首都圏での誘致誘客事業やJ R飯田線を活用したイベントの開催、東三河ハイキング、穂の国ロケ応援隊によるロケ誘致、ホームページやラジオ番組などによる宣伝広告事業などを実施する予定となっております。負担金38万7千円の内訳は、通常負担金23万5千円とイベント事業負担金15万2千円となっております。

最後に、一般社団法人奥三河観光協議会の負担金につきましては、奥三河再発見ツアーや奥三河ハイキングの開催、ホームページやSNSを活用した情報発信、もつくる新城観光案内所での観光案内を実施するための費用としまして、総額556万7千円の負担金を予算計上しております。その内訳は通常負担金56万円、人件費負担金476万6千円、事務費負担金24万1千円となっております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出、7款商工費の質疑を終了します。

お諮りします。本日の予算・決算委員会は、これまでにとどめ、散会したいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 異議なしと認めます。よって本日の委員会は、散会することに決定しました。

本日は、これもちまして散会します。

次回は、あす15日、午前9時から再開いたします。

散 会 午後6時20分

以上のおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

予算・決算委員会委員長 丸山隆弘